

## 令和4年第7回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6
◎ 令和4年10月24日	
出席及び欠席議員	9
地方自治法第121条の規定により出席した者	10
本議会に出席した事務局職員	10
議事日程	10
選挙第1号	12
選挙第2号	14
議席の指定について	16
会期の決定について	17
会議録署名議員の指名について	17
常任委員会委員の選任について	17
議会運営委員会委員の選任について	18
選挙第3号	19
選挙第4号	20
選挙第5号	20
選挙第6号	21
選挙第7号	22
議案第82号	23
報告について	24
議会広報編集特別委員会の設置について	25
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申出について	26

## 令和4年第8回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	27
付議事件並びに結果	28
◎ 令和4年12月2日	
出席及び欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により出席した者	30
本議会に出席した事務局職員	30
議事日程	30
諸般の報告について	31
議会運営委員長報告について	33
会議録署名議員の指名について	34
議案の上程について	34
市長の提案理由の説明	34
報告について	37
◎ 令和4年12月6日	
出席及び欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により出席した者	40
本議会に出席した事務局職員	40
議事日程	40
議案質疑について（議案第83号～議案第84号）	41
（議案第85号～議案第88号）	44
（議案第89号）	44
◎ 令和4年12月8日	
出席及び欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により出席した者	48
本議会に出席した事務局職員	48
議事日程	49
一般質問について	49
緒方 寿光 議員	49
矢ヶ部広巳 議員	63

椛島 正吾 議員	72
荒巻 英樹 議員	80
今村 智子 議員	93

◎ 令和4年12月9日

出席及び欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により出席した者	106
本議会に出席した事務局職員	106
議事日程	107
一般質問について	107
佐々木創主 議員	107
橋本 憲之 議員	119
菊次 太丸 議員	135
新谷信次郎 議員	148

◎ 令和4年12月19日

出席及び欠席議員	165
地方自治法第121条の規定により出席した者	166
本議会に出席した事務局職員	166
議事日程	166
議会運営委員長報告について	167
各委員長報告について	168
総務常任委員長報告について	168
建設経済常任委員長報告について	169
教育民生常任委員長報告について	170
議案の上程について	177
市長の提案理由の説明	177
「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」設置に関する決議	178

令和 4 年

## 第 7 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：令和 4 年 10 月 24 日

閉 会：令和 4 年 10 月 24 日

柳 川 市 議 会

第 7 回 柳 川 市 議 会 （ 臨 時 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
10月24日	月	本 会 議	開会・議長選挙・副議長選挙・会期決定・議案質疑・採決・閉会

第7回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

○ 選 挙

選 第 1 号	議長の選挙について	4.10.24	当 選
選 第 2 号	副議長の選挙について	4.10.24	当 選
選 第 3 号	花宗太田土木組合議会議員の選挙について	4.10.24	当 選
選 第 4 号	柳川みやま土木組合議会議員の選挙について	4.10.24	当 選
選 第 5 号	有明生活環境施設組合議会議員の選挙について	4.10.24	当 選
選 第 6 号	大川柳川衛生組合議会議員の選挙について	4.10.24	当 選
選 第 7 号	福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について	4.10.24	当 選

○ 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 82 号	柳川市監査委員の選任について	4.10.24	同 意

○ そ の 他

	常任委員会委員の選任について	4.10.24	選 任
	議会運営委員会委員の選任について	4.10.24	選 任
	議会広報編集特別委員会の設置について	4.10.24	設 置

○ 報 告

報 告 第 1 4 号	専決処分の報告について（専決第 9 号 和解及び損害賠償額の決定について）	4.10.24	報 告
報 告 第 1 5 号	専決処分の報告について（専決第10号 和解及び損害賠償額の決定について）	4.10.24	報 告

令和4年10月24日（月曜日）



## 柳川市議会第7回臨時会会議録

令和4年10月24日柳川市議会議場に第7回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	高
市	民	部	長	松	藤
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	中	村
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	永	久
人	事	秘	書	課	長
袖	崎	朋	洋		
松	藤	敏	彦		
江	口	英	範		
武	田	真	治		

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
議	会	事	務	局	議	事	係	書	記

### 5. 議事日程

- 日程（1） 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程（2） 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程（3） 議席の指定について
- 日程（4） 会期の決定について
- 日程（5） 会議録署名議員の指名について
- 日程（6） 常任委員会委員の選任について
- 日程（7） 議会運営委員会委員の選任について
- 日程（8） 選挙第3号 花宗太田土木組合議会議員の選挙について
- 日程（9） 選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙について
- 日程（10） 選挙第5号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程（11） 選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙について
- 日程（12） 選挙第7号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について

日程（13） 議案第82号 柳川市監査委員の選任について

日程（14） 報告について

報告第14号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）

報告第15号 専決処分の報告について（専決第10号 和解及び損害賠償額の決定について）

追加日程（15） 議会広報編集特別委員会の設置について

追加日程（16） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申出について

---

### 午前10時 開会

#### ○議会事務局長（白谷通孝君）

おはようございます。本日は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、矢ヶ部広巳議員が年長ですので、御紹介申し上げます。

矢ヶ部議員、議長席へお願いいたします。

〔矢ヶ部広巳議員、議長席へ着席〕

#### ○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第7回柳川市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま御着席の議席と指定いたします。

日程に入ります前に、市長より挨拶の申出がっておりますので、市長の発言を許します。

#### ○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。市長の金子です。市議会議員一般選挙後の初めての議会でございます。開議に先立ちまして御挨拶を申し上げます。

議員の皆様は、さきの選挙で市民の皆様の負託を受け、定数2名減という厳しい選挙を勝ち抜いて、見事当選の栄えを得られました。私ども執行部一同、深く敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

現在、柳川市におきましても、全国的な課題である少子高齢化、人口減少という厳しい流れの中にあって、どうやって本市の持続的な維持発展を図っていくか、日々腐心しているところでございます。

このような中、具体的に動き出した学校再編、合併特例債の延長で後回しにしてきた庁舎再編、人口規模に応じた公共施設の適切な配置と管理運営、昨年度指定を受けた一部過疎からの脱却など、課題は山積をしております。このため、現在、第2次柳川市総合計画後期基本計画を最上位計画として、個別には学校再編計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画、障がい福祉計画、公共施設等総合管理計画、過疎地域持続的発展計画、観光振興計画、景観計画などを策定し、様々な施策を展開しているところでございます。

また、身近なところでは落ち着きを見せているものの、いまだ重くのしかかる新型コロナ、加えて、電気料金や燃料費、様々な生活物資などの物価高騰など、市民生活や事業活動に直結する問題に直面をしております。これらに対応していくためには、執行部だけでは前に進めません。議会の皆様の御理解と御支援、さらには市民の皆様を巻き込んだ柳川市が一体となったオール柳川としての取組が大切であります。

本日は、正副議長をはじめ、各常任委員会、一部事務組合議員の選出など、新しい市議会が構成されます。そして、議員の皆様は市民に託された期待や思いを背負って、今後4年間、市勢発展に御尽力されることと存じます。市民の皆様には柳川に住んでよかったと、市外の皆様には柳川を選んでいただけるようなまちづくりの実現のため、職員と共に頑張ってもらいます。

どうか議員の皆様の一層の御理解と御協力を節にお願いを申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

**○臨時議長（矢ヶ部広巳君）**

本日の日程につきましては、日程1を選挙第1号 議長の選挙についてといたします。

**日程第1 選挙第1号**

**○臨時議長（矢ヶ部広巳君）**

日程1. これより選挙第1号 議長の選挙をいたします。

お諮りいたします。本選挙の方法は、投票、指名推選いずれの方法にするか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○臨時議長（矢ヶ部広巳君）**

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

**○臨時議長（矢ヶ部広巳君）**

ただいま出席議員19人であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（白谷通孝君）

〔氏名点呼・投票〕

○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に柁島正吾議員及び江口義明議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 18票

無効投票 1票

有効投票中

近藤 末治議員 11票

佐々木創主議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、近藤末治議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました近藤議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

では、近藤末治議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

### ○議長（近藤末治君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいまの議長選挙におきまして議長の大役を仰せつかりました近藤でございます。改めましてその責任の重さを痛感しておりますところでございます。

現在、まだ柳川市におきましてもコロナの感染が収まりませんが、市民の負託に応えるため、執行部並びに議会共々頑張っていきたいと改めて覚悟を決めております。

どうか議員の皆さん方のさらなる御協力をお願いいたしまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。（拍手）

### ○臨時議長（矢ヶ部広巳君）

議長が決定いたしましたので、これにて議長と交代いたします。議員各位の御協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長、新議長と交代〕

### ○議長（近藤末治君）

ここで日程2以降の案件の取扱いにつきまして協議を行うため、暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時32分 再開

### ○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。今後の日程は、お手元に配付しております日程表に従い、順次議事を進行したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、今後の日程は日程表のとおり決定いたしました。

日程第2 選挙第2号

### ○議長（近藤末治君）

日程 2. これより選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、投票、指名推選いずれの方法にするか、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（近藤末治君）

ただいまの出席議員 19 人であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（近藤末治君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（近藤末治君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○議会事務局長（白谷通孝君）

〔氏名点呼・投票〕

○議長（近藤末治君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（近藤末治君）

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に柗島正吾議員及び江口義明議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（近藤末治君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 18票

無効投票 1票

有効投票中

菊次 太丸議員 11票

高田千壽輝議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、菊次太丸議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました菊次太丸議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

では、菊次太丸副議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。菊次太丸でございます。先ほど副議長選挙におきまして皆様方より推し上げていただきました。本当にありがとうございます。

これよりは議長を支え、そして、議会運営が潤滑に回っていきますよう努めてまいりますので、どうか議員の皆様方におかれましては御協力のほど何とぞよろしくお願いを申し上げます。私の就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（近藤末治君）

以上で副議長の御挨拶を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議席の指定について



○議長（近藤末治君）

日程 3. 議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第 3 条の規定により議長が指定いたします。

議長は19番、副議長は 1 番とし、2 番から18番の議席はただいま着席の議席を本議席に指定いたします。

日程第 4 会期の決定について

○議長（近藤末治君）

日程 4. 会期の決定について。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日24日の 1 日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本臨時会の会期は本日24日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 5 会議録署名議員の指名について

○議長（近藤末治君）

日程 5. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2 番椛島正吾議員及び18番樽見哲也議員を指名いたします。

日程第 6 常任委員会委員の選任について

○議長（近藤末治君）

日程 6. 常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

議員各位の希望調査書は提出していただいておりますので、その調整について正副議長に御一任願いたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、御一任願うことに決定いたしました。

調整のため、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会委員の選任につきましては、総務常任委員会委員に甲木健太郎議員、三小田保弘議員、田中康徳議員、今村智子議員、浦川和久議員、荒巻英樹議員、佐々木創主議員、以上 7 人、建設経済常任委員会委員に橋本憲之議員、佐藤勝広議員、新谷信次郎議員、江口

義明議員、緒方寿光議員、近藤末治、以上6人、教育民生常任委員会委員に菊次太丸議員、  
椛島正吾議員、荒木憲議員、高田千壽輝議員、矢ヶ部広巳議員、樽見哲也議員、以上6人を  
指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任するこ  
とに決定いたしました。

各常任委員会の委員が決定しましたので、各常任委員会を開催し、それぞれ正副委員長を  
決定していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時32分 休憩

午後2時 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

総務常任委員会は委員長に荒巻英樹議員、副委員長に今村智子議員、建設経済常任委員会  
は委員長に江口義明議員、副委員長に佐藤勝広議員、教育民生常任委員会は委員長に高田千  
壽輝議員、副委員長に樽見哲也議員です。

以上で報告は終わります。

#### 日程第7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（近藤末治君）

日程7. 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条の規定により議長が会  
議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。御異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、総務常任委員長の荒巻英樹議員、建設経済常任委員長の江口義明議員、  
教育民生常任委員長の高田千壽輝議員及び橋本憲之議員、荒木憲議員、矢ヶ部広巳議員、以  
上6人を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました6人を議会運営委員会委員に選任するこ  
とに決定いたしました。

議会運営委員会の委員が決定いたしましたので、議会運営委員会を開催し、正副委員長を

決定していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 分 休憩

午後 2 時 13 分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に橋本憲之議員、副委員長に荒木憲議員です。

あわせて、会議規則第112条第1項により、副議長に対して今任期中に開催される議会運営委員会への出席を求めることを決定されています。

以上で報告は終わります。

次に、一部事務組合議会議員選挙については、議員各位の希望調査書を提出していただいておりますので、その調整を正副議長に御一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、御一任願うことに決定いたしました。

調整のため、ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 14 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第 8 選挙第 3 号

○議長（近藤末治君）

日程 8. これより選挙第 3 号 花宗太田土木組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、花宗太田土木組合議会議員に柁島正吾議員、新谷信次郎議員、荒巻英樹議員、矢ヶ部広巳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4人を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4人が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました4人が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

**日程第9 選挙第4号**

**○議長（近藤末治君）**

日程9. これより選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、柳川みやま土木組合議会議員に甲木健太郎議員、三小田保弘議員、田中康德議員、橋本憲之議員、浦川和久議員、江口義明議員、高田千壽輝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました7人を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7人が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました7人が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

**日程第10 選挙第5号**

**○議長（近藤末治君）**

日程10. これより選挙第5号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、有明生活環境施設組合議会議員に田中康德議員、佐藤勝広議員、今村智子議員、江口義明議員、佐々木創主議員、荒木憲議員、緒方寿光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました7人を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7人が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました7人が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

#### 日程第11 選挙第6号

○議長（近藤末治君）

日程11. これより選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定しました。

では、大川柳川衛生組合議会議員に菊次太丸議員、佐藤勝広議員、今村智子議員、荒巻英樹議員、荒木憲議員、樽見哲也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました6人を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6人が本選挙に当選されました。

#### 日程第12 選挙第7号

○議長（近藤末治君）

日程12. これより選挙第7号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、福岡県介護保険広域連合議会議員に高田千壽輝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高田千壽輝議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました高田千壽輝議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時56分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程13に入ります前に、先ほどの選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙について、当選人に決定しました6人の方へ会議規則第31条第2項に規定する当選の告知を行っており

ませんでしたので、ただいまから大川柳川衛生組合議会議員の選挙に当選された6人が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

### 日程第13 議案第82号

#### ○議長（近藤末治君）

では、日程13、議案第82号 柳川市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、9番浦川和久議員の除斥を求めます。

〔浦川和久議員退場〕

#### ○議長（近藤末治君）

議案を朗読させます。

#### ○議会事務局長（白谷通孝君）

〔朗読省略〕

#### ○議長（近藤末治君）

市長の提案理由の説明を求めます。

#### ○市長（金子健次君）（登壇）

先ほどの議案の配付について、柳川市監査委員の選任についての議案で誤植がありましたこと、大変申し訳ございませんでした。おわびを申し上げたいと思います。

それでは、日程13、議案第82号 柳川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市監査委員について、本市議会議員のうちから浦川和久氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

どうぞ御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（近藤末治君）

本案について質疑を行います。質疑をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（近藤末治君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり浦川和久議員の監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり浦川和久議員の監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

ここで浦川和久議員の除斥を解きます。

〔浦川和久議員入場〕

#### 日程第14 報告について

##### ○議長（近藤末治君）

日程14. 報告について。

報告第14号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）及び報告第15号 専決処分の報告について（専決第10号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

##### ○市長（金子健次君）（登壇）

日程14、報告第14号及び報告第15号の専決処分の報告について一括して御説明申し上げます。

本件は、事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、報告第14号は令和4年9月20日付で、報告第15号は令和4年10月11日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和4年8月15日午後4時頃、相手方が自動車で柳川市稲荷町17番地地先、市道本城町東北町線を通行中、柳川市が管理する枯れた街路樹が倒れ、相手方車両の天井及び左前から左後ろにかけ枝がぶつかり、相手方車両を破損及び相手方を受傷させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を報告第14号では自動車の修繕代として150千円を、報告第15号では治療費、慰謝料として62,830円をそれぞれ決定し、相手方と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険で補填されます。

以上、御報告を申し上げます。

##### ○議長（近藤末治君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

お諮りいたします。議会広報編集特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程15として議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、議会広報編集特別委員会の設置についてを追加日程15として議題とすることに決定いたしました。



## 追加日程第15 議会広報編集特別委員会の設置について

### ○議長（近藤末治君）

追加日程15. 議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、6名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本件については、議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

甲木健太郎議員、今村智子議員、橋本憲之議員、佐藤勝広議員、椛島正吾議員、高田千壽輝議員の以上6人です。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました6人を議会広報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

議会広報編集特別委員会の委員が決定いたしましたので、委員会を開催し、正副委員長を決定していただきたいと思えます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時6分 休憩

午後3時15分 再開

### ○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に高田千壽輝議員、副委員長に今村智子議員。

以上で報告は終わります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の所管事項調査付託の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程16として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、閉会中の所管事項調査付託の申出については追加日程16として議題とすることに決定しました。

**追加日程第16 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申出について**

**○議長（近藤末治君）**

追加日程16. 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申出については、お手元に配付しておりますとおり、各常任委員会及び議会運営委員会より所管事項を令和5年3月31日まで付託されたいとの申出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申出のとおり所管事項調査を令和5年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

御異議なしと認め、本件は申出のとおり所管事項調査を令和5年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和4年第7回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

**午後3時18分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 近藤末治

柳川市議会臨時議長 矢ヶ部 広 巳

柳川市議会議員 椛 島 正 吾

柳川市議会議員 樽 見 哲 也

第 8 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月2日	金	本 会 議	開会・提案理由説明
12月3日	土	休 会	
12月4日	日	休 会	
12月5日	月	考 案 日	
12月6日	火	本 会 議	議 案 質 疑
12月7日	水	考 案 日	
12月8日	木	本 会 議	一 般 質 問
12月9日	金	本 会 議	一 般 質 問
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	休 会	
12月13日	火	委 員 会	
12月14日	水	委 員 会	
12月15日	木	事 務 整 理 日	
12月16日	金	事 務 整 理 日	
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第8回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

○ 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 83 号	令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	4.12.19	原案可決
議 案 第 84 号	令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	4.12.19	原案可決
議 案 第 85 号	柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について	4.12.19	原案可決
議 案 第 86 号	柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4.12.19	原案可決
議 案 第 87 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	4.12.19	原案可決
議 案 第 88 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	4.12.19	原案可決
議 案 第 89 号	柳川市農業委員会委員の任命について	4.12.6	同 意
議 案 第 90 号	工事請負契約の締結について	4.12.19	原案可決

○ 報 告

報 告 第 16 号	専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）	4.12.2	報 告
---------------	--------------------------------------	--------	-----

○ 決 議

「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」設置に関する決議	4.12.19	可否同数のため議長裁決により否決
--------------------------------	---------	------------------

## 柳川市議会第8回定例会会議録

令和4年12月2日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次											
副	市長	中村	智弘											
教	育	沖	毅											
総	務	部	長	平	田	敬	介							
会	計	管	理	者	高	田	啓	介						
市	民	部	長	松	藤	満	也							
保	健	福	祉	部	長	島	添	守	男					
建	設	部	長	中	村	正	光							
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	永	久
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋	
消	防	長	松	藤	敏	彦								

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香

### 5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について（令和4年6月分、7月分、8月分）

(2) 市長の行政報告について

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 会議録署名議員の指名について

日程（3） 議案の上程について

議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第84号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

議案第85号 柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金  
に関する条例の制定について

議案第86号 柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

議案第88号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制

定について

議案第89号 柳川市農業委員会委員の任命について

日程（4） 報告について

報告第16号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）

---

午前10時 開会

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和4年第8回柳川市議会定例会を開会します。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、9月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、新型コロナについては、福岡県内においても、全国と同様、新規陽性者数は8月下旬をピークに減少に転じました。しかしながら、10月中旬から徐々に増加傾向になり、既に第8波に入ったと言われております。

感染防止対策の切り札の一つでもあるワクチン接種につきましては、柳川山門医師会の御協力の下、引き続き医療機関で接種を実施していただいております。これに加え、働く世代や学生さんなどが接種しやすいように、今月の土曜日の夜間と日曜日の午前中に集団接種を実施することとしたところでございます。

また、この冬は季節性インフルエンザの流行も懸念されているため、市ではこれに備え、今シーズンのインフルエンザワクチンの接種について、高齢者、妊婦、生後6か月から5歳未満の乳幼児に対する助成を行っております。

感染の状況は変わっても取るべき感染防止対策は変わりません。引き続き、マスクの着用、手指の消毒、3密の回避、換気の徹底といった基本的な感染対策を市民の皆さんに呼びかけ、感染拡大防止の行動への協力をお願いしているところでございます。

次に、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告します。

10月5日には第143回福岡県市長会総会を柳川市民文化会館「水都やながわ」で開催しました。本市での開催は14年ぶりで、職員一同おもてなしの心でお迎えしたところであります。

す。議案審議では「地方創生の推進」や「新型コロナウイルス感染症対策」など20議案全ての議案が承認、決定され、県市長会名において、国、県などの関係機関へ要望することになりました。

10月20日には北海道札幌市で全国道路利用者会議第72回全国大会が開催をされ、古賀誠会長の主催者挨拶に始まり、長期的、安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。

11月12日には有明海沿岸道路、大野島インターチェンジから諸富インターチェンジまでの1.7キロメートルが開通し、同日開通式が開催され、市議会の近藤議長と共に出席をいたしました。

このほか、福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会、有明圏域定住自立圏推進協議会などに参加し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

まず、9月26日に有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会におきまして、国土交通省九州地方整備局、福岡県並びに福岡県議会議員に対し、11月8日には国土交通省及び財務省、地元選出の国会議員に対して、来年度の事業予算の確保と事業の整備促進について要望いたしました。

10月6日には福岡県道路協会及び福岡県海岸協会において、関係省庁や地元選出の国会議員へ事業促進や予算確保について要望活動を行いました。

11月8日には東京都で九州地方国道整備促進総決起大会が開催され、大会後には地元選出の国会議員に対し、道路整備が着実に進められるよう要望活動を行いました。

11月9日には東京都で安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催され、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。また同日、自由民主党茂木敏充幹事長、遠藤利明総務会長並びに萩生田光一政務調査会長に対し、要望を行ってまいりました。

11月14日には筑後川下流土地改良事業推進協議会において、農林水産省九州農政局に対して事業予算の確保及び関連施策の充実について要望、提案を行いました。

11月18日には高潮対策、矢部川・中島地区河川改修事業の促進について、地元の河川改修協議会役員と共に国土交通省九州地方整備局及び筑後川河川事務所に対し、事業の早期完成のための予算確保について要望行動を行ったところであります。

11月22日には福岡県有明海漁業振興対策協議会において、福岡県に対し、有明海水産振興に関する9項目について要望を行ったところです。

最後に、市政の近況について御報告します。

9月15日には新100歳を迎えられる方への訪問、9月23日の柳川市戦没者追悼式、9月24日の柳川市高齢者福祉大会、10月16日の柳川市社会福祉大会に参加をいたしました。



また、10月17日には行政区長の皆様と市政の課題について意見交換を行うため、柳川市民文化会館「水都やながわ」にて行政区長との懇談会を開催いたしました。懇談会では、柳川市立小中学校再編計画について、柳川市過疎地域持続的発展計画について、災害に備えての3項目に関して報告をした後、質問に対してお答えさせていただきました。貴重な御意見等をお伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

10月23日には元大関琴奨菊関で現秀ノ山親方をお招きし、第1回柳川市相撲教室を開催いたしました。市内からたくさんの小学生の皆さんに参加いただきました。

次に、詩聖・北原白秋先生の命日でもある11月2日には白秋祭式典を開催しました。今年も全国27都府県から7,769篇の献詩の応募があり、最高位の文部科学大臣賞は愛知県刈谷市立朝日中学校の柴田華奈さんが受賞されました。また、白秋先生の命日の前後3日間で白秋祭水上パレードが開催されました。11月3日には福岡県の服部知事に御乗船いただき、市民の皆様の温かいおもてなしに喜ばれていました。

11月19日、20日には農業、漁業、商工業、観光業等に携わる皆さんが連携をし、3年ぶりに第18回柳川よかもんまつりを開催しました。両日で6万人の方々柳川のよかもんを目的に御来場いただき、にぎわいを見せていました。

結びになりますが、10月26日にノリの種つけが行われて以降、少雨などにより海況が心配される中、冷凍入庫作業や初摘採が始まりました。今季最初の乾ノリ初入札会が12月8日に開催される予定です。今後、海況が回復し、高品質のノリが出品され、今漁期も豊作となりますよう期待をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、行政報告といたします。

#### ○議長（近藤末治君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

#### ○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

#### ○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆様おはようございます。令和4年第8回柳川市議会定例会の会期日程につきまして、去る11月30日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期についてであります。本日、12月2日から12月19日までの18日間としております。

会期中の内容及び本日の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程（第1日）に記載のとおりでございますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

次に、議事日程（第2日）について申し上げます。

第2日は議案質疑であります。

初めに、議案第83号及び第84号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第83号は総務常任委員会に審査を付託、議案第84号は教育民生常任委員会に審査を付託としております。

次に、議案第85号から議案第88号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第85号は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第86号から議案第88号までの3議案は総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第89号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終了いたします。

○議長（近藤末治君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（近藤末治君）

日程2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番甲木健太郎議員及び17番緒方寿光議員を指名いたします。

#### 日程第3 議案の上程について

○議長（近藤末治君）

日程3. 議案の上程について。

議案第83号から議案第89号までの7議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程3、今回御提案いたします議案第83号、議案第84号の補正予算案2議案、議案第85号から議案第88号までの条例案4議案及び議案第89号の人事案件1議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559,718千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35,230,672千円としようとするものであります。

なお、今回の補正額にはコロナ緊急対策第19弾89,438千円を含んでおります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、各款にわたります一般職の人件費につきましては12,107千円を減額しております。これは令和4年度人事院勧告の反映、台風接近による避難所開設に伴う時間外勤務手当増加が増額の要因となるものの、令和3年度人事院勧告の未反映分の調整等がそれらを上回り、総額として減額になるものです。

なお、人事異動に伴う各款間の人件費調整も併せて行っておりますことを申し添えます。

また、エネルギー価格高騰による電気料金等不足額として153,788千円を各款にわたり計上しております。

総務費は41,570千円を増額補正しております。

内容としましては、各種証明書の交付などの行政サービスが利用できる行政キオスク端末の各庁舎への導入事業費、窓口利用者の利便性向上のための市役所窓口キャッシュレス決済等導入事業への費用を計上したほか、マイナンバーカード交付手続増加による窓口混雑解消のため、人員増加及び支援業務委託に係る経費を計上しております。

民生費は311,764千円を増額補正しております。

内容としましては、エネルギー価格高騰の影響による経費負担増加への支援として、介護サービス事業所・施設等に対して高齢者施設等物価高騰対策支援金、保育所等に対し保育所等物価高騰対策費補助金などを計上しております。

農林水産業費は72,172千円を増額補正しております。

内容としましては、燃油価格の高騰が続く中、漁業者負担を軽減するため価格上昇分の一部を補助する漁業者燃油価格高騰対策事業費を計上したほか、農業機械導入助成、水路整備、排水機場長寿命化に係る経費を計上しております。

商工費では22,800千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川おもてなしカード会が行うお買物ポイントを活用することで市内消費を喚起し、市内産業と地域の活性化を図るがんばる商店街やなぼ活用事業費を計上しております。

消防費では19,754千円を増額補正しております。

内容としましては、消防法令における電子申請、届出等の導入対応のためのタブレット型端末購入経費などを計上しております。

教育費では117,889千円を増額補正しております。

内容としましては、小中学校再編計画実施における資料とするための学校施設等長寿命化計画の更新経費、大和地区6小学校再編に係る学校再編協議会設置のための経費を計上しております。

そのほか、旧クリーンセンター跡地を活用した憩いの広場整備のため、周辺土地の不動産鑑定委託料を計上しております。

災害復旧費では51,093千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、8月17日から18日にかけての大雨により被害を受けました水路の災害復旧のための経費を計上しております。

公債費では77,934千円を減額補正しております。

内容としましては、平成23年度に10年ごとの利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債の利子減額、令和3年度借入地方債の借入額や利率の確定による利子減額などを計上するものです。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では206,988千円を増額補正しております。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等261,391千円を増額補正しております。

県支出金では、子どものための教育・保育給付費等65,778千円を増額補正しております。

寄付金では、総務費寄付金20,000千円を増額補正しております。

諸収入では12,009千円を増額補正しております。

市債では、臨時財政対策債減額などにより6,448千円を減額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、水路保全事業費など2件の追加を行っております。

第3表 債務負担行為補正では、戸籍システム借上料など5件の追加を行っております。

第4表 地方債補正では、現年発生農業用施設災害復旧費など4件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第84号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、制度改正に伴う未就学児均等割軽減、国民健康保険限度額適用認定証等に記載の性別欄削除に伴うシステム改修及び新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金が見込みより多かったことにより、必要な額を増額するものです。

歳出においては、総務費を451千円、保険給付費を500千円それぞれ増額し、その財源として、歳入において県支出金を951千円増額しております。

このため、歳入歳出それぞれ951千円を増額し、補正後の予算額を8,632,086千円とするものであります。

次に、議案第85号 柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、土地改良法第91条の2第6項の規定により、特別徴収金の徴収に関する事項を定めるものであります。

主な内容は、整備事業の区域内農地において、農地中間管理権が設定されている期間の途中で解約、または目的外用途で利用された場合に、市が負担した事業費について特別徴収金

として徴収できるものとするものであります。

次に、議案第86号 柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、定年引上げを目的とした地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、定年引上げに関連し、地方公務員法改正による引用条項規定の整理や給料月額7割水準の措置、新設される定年前再任用短時間勤務職員の規定の整備など、関係する条例を整備するものであります。

次に、議案第88号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき提案された国家公務員の給与法案が可決、成立したのに伴い、本市においても国に準じて職員の給料表、勤勉手当を改正するとともに、あわせて、議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当を改正するものであります。

次に、議案第89号 柳川市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市農業委員会委員の欠員に伴い、山田英行氏を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は議会の同意を経た後の任命の日から令和6年3月21日までとなります。

以上、7議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

##### ○議長（近藤末治君）

日程4. 報告について。

報告第16号 専決処分の報告について（専決第11号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

##### ○市長（金子健次君）（登壇）

報告第16号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年11月16日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和4年7月18日午前11時頃、市が医療機関に委託して実施している新型コロナウイルスワクチン接種の際に、接種医が誤って使用済みの注射器を相手方の

腕に刺してしまったことに対する和解及び損害賠償額を17,200円と決定し、相手側と示談したところであります。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険から給付されます。

以上、御報告を申し上げます。

**○議長（近藤末治君）**

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

**午前10時25分 散会**

## 柳川市議会第8回定例会会議録

令和4年12月6日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	高
市	民	部	長	松	藤
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	中	村
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏
生	涯	学	習	課	長
		新	開	文	隆

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
						徳	永	喜	美
								香	

### 5. 議事日程

#### 日程（1） 議案質疑について

- 議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
  - 議案第84号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について
  - 議案第85号 柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金  
に関する条例の制定について
  - 議案第86号 柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
  - 議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について
  - 議案第88号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制  
定について
  - 議案第89号 柳川市農業委員会委員の任命について
-



## 午前10時 開議

### ○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

### 日程第1 議案質疑について

### ○議長（近藤末治君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

また、第55条の規定のとおり、同一議題について3回を超えることができないとされておりますので、御留意ください。

議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について及び議案第84号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

### ○10番（新谷信次郎君）

議案第83号、34ページ、10款. 教育費のうち6項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費中の委託料として不動産鑑定委託料が計上されています。これは補正予算の説明書9ページのところに、旧クリーンセンター跡地を活用したグラウンド、陸上トラック整備のため、周辺土地の不動産鑑定評価を行うものというふうに説明があります。つまりクリーンセンター解体跡に400メートルトラックを含むグラウンド整備を行うという場合になっているわけですが、その400メートルトラックを含むグラウンド整備を行う場合のクリーンセンター解体費及びグラウンド整備費用、それと、この400メートルトラックを造らない場合の解体費用の比較及び上記内容での今後の維持管理費の比較について質問いたします。

### ○生涯学習課長（新開文隆君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

クリーンセンター解体費用は、令和4年8月23日及び11月30日の議会全員協議会で御説明したとおり、事業費は685,905千円で、このうち3分の1、228,635千円が国庫補助で賄われます。この跡地に何も造らず解体のみを行った場合は過疎債が活用できないため、457,270千円が市の実質負担額となります。

次に、400メートルトラックを含むグラウンドを整備した場合は、解体費用に整備費用等816,046千円を加えて、合計1,501,951千円と試算しておりますが、過疎債1,273,200千円が

活用できるため、市の実質負担額は382,076千円となります。

したがって、試算では何も造らない場合よりもグラウンドを整備したほうが安価となります。

次に、維持管理費につきましては、グラウンド整備を行った場合、基本設計等はまだ行っておりませんので、具体的な費用の試算はできておりませんが、近隣の類似施設の状況及び市施設の現状にて試算したところ、約5,000千円程度ということを見込んでおります。

また、利用状況によっては人を配置しなければならないことも考えられますので、その場合はさらに3,000千円の人件費を見込んでおります。

グラウンド整備を行う場合の維持管理費につきましては、具体的な試算を行っておりませんが、除草費等1,000千円程度がかかるのではないかと見込んでおるところでございます。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

400メートルトラックを造ることによって過疎債が活用できる、そういう利点はよく分かります。しかし、そういう設備を造った場合の今後の維持管理費、一応経常的には8,000千円かかる。それに対して、グラウンドを整備しない場合には1,000千円、そういう7,000千円という差ですけれども、その陸上グラウンドを造った場合にウレタントラックの張り替えも今後検討しなくてはならない、そういう状況になります。そういう点で、一番懸念されるのは、陸上グラウンドを造った場合の今後の維持管理費が市の負担にならないか。整備した場合は、過疎債が使えるから、それだけ利点がありますけれども、今後の状況として、市の負担にならないかという点で、あと1点追加でお聞きしたいのは、柳川市は公共建築物の個別施設計画を立てて、10年間で20%施設保有量を削減するというふうにしております。そういう点で、今後の財政負担の件について、財政課との突き合わせ、こういうのも行われているのでしょうか。

#### ○生涯学習課長（新開文隆君）

維持管理費に係る分につきましては、市の財政に大きな負担が出るのではないかと御質問でございますけれども、クリーンセンターは55年の長きにわたり柳川市の廃棄物処理を行っており、周辺の住民の皆様には大変御苦勞をかけたというふうにご覧しております。

さて、令和2年8月18日付で地元区長会長ほか10名によりまして、このクリーンセンター跡地、柳光園も含めまして、多目的公園、防災施設、老若男女が集える憩いの場、スポーツの場等の整備の要望書が提出されております。さらに、令和2年にはごみ焼却場地域住民対策協議会でも同様な趣旨の要望書が提出されております。

今回整備を目指しております施設は、市内には今までなかった400メートルトラックを含んだ憩いの広場、スポーツ公園というものを整備しようと考えておるところでございます。

れども、ウォーキングや陸上競技場をはじめ、サッカーグラウンドなど、高齢者から子供たちが一堂に集まり、スポーツやレクリエーションを楽しむ場ということで整備を目指しているものでございます。

また、駐車場の整備を考えておりまして、この駐車場をかさ上げし、整備することによりまして、水害時に車で避難できる緊急避難所としての機能も持ち合わせることを今計画しているところでございます。

何も造らないよりも、確かに維持管理費はかかりますが、今回、この過疎債を活用し、市内にはこれまでなかったスポーツ公園の機能を持つ憩いの広場、仮称でございますけれども、整備することによりまして新たなスポーツに触れる機会を創出し、子供たちが柳川に誇りを持つ、愛着を持つふるさとづくり、こういったものにつながるというふうに考えているところでございます。

それからもう一つ、公共施設個別計画の中に入っていないということでございますけれども、あくまでも公共建築物でございますので、この計画書には公園等は入っておりませんので、こういったものに入っておりませんが、これを造ることにしましては財政課と打合せは十分に行っているところでございます。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

今の説明のほうは了解しましたけれども、過疎債という点では、今後、小中再編に伴う各校舎の改築、あるいは新築等、そういうことも計画されております。今後、柳川市が過疎債を活用して過疎からの脱却を目指して進んでいかななくてはならないわけですが、そういう中で、新たに400メートル陸上トラックを整備するということが果たして柳川市の今後の過疎からの脱却に対してどれだけプラスになるのか、あるいは逆に負担にならないのか、今後このクリーンセンター跡地利用について、そして、グラウンド整備が具体的に予算も組まれる中において、その辺りも十分市民に説明される、そういう資料を出されるようお願いして、この質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（近藤末治君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第84号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第85号 柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について、議案第86号 柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第88号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第85号 柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第86号 柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第89号 柳川市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり山田英行氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田英行氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時16分 散会

令和4年12月8日（木曜日）

## 柳川市議会第8回定例会会議録

令和4年12月8日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椛島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次				
副市	長	中村智弘				
教	育	長	沖	毅		
総務部	長	平田敬介				
会計管理	者	高田啓介				
市民部	長	松藤満也				
保健福祉部	長	島添守男				
建設部	長	中村正光				
産業経済部長兼大和庁舎	長	松永	久			
教育部長兼三橋庁舎	長	袖崎朋洋				
消	防	長	松	藤	敏	彦
人事秘書課	長	江口英範				
総務課	長	武田真治				
企画課	長	池末勇人				
財政課	長	田中勝裕				
健康づくり課	長	田島雅彦				
学校教育課	長	古賀洋				
生涯学習課	長	新開文隆				
農政課	長	木原隆文				
水路課	長	梅崎秋敬				
子育て支援課	長	古賀順一郎				
都市計画課	長	目野隆広				
観光課	長	山田秀太				
観光課DMO推進室	長	川原洋一				
商工・ブランド振興課	長	松尾	強			
学校教育首席指導官		野田真功				
図書館	長	松永浩一				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴



## 5. 議事日程

### 日程（1） 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	17 番 緒方 寿光	1. 市長の「人口減少に歯止めを効かせる」政策と施策は 2. 本市に事業費約10億円の陸上競技場は必要か 3. ふるさと納税返礼品に「感謝券」の導入を
2	16 番 矢ヶ部 広 巳	1. 濃厚接触者となったら 2. 駅前川下り船着場の開設に不評の声が 3. 足湯のその後は 4. このゆびとまれ付近の街灯が
3	2 番 椛 島 正 吾	1. 柳川市内の公園整備について 2. 水害時における避難施設について 3. 柳川市内におけるインクルーシブ教育について 4. 柳川市内における保育士の待遇改善について
4	12 番 荒 卷 英 樹	1. 健康経営優良法人認定制度への取り組みについて 2. 市立図書館について
5	8 番 今 村 智 子	1. ヤングケアラーについて 2. 保育士不足について

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問について

#### ○議長（近藤末治君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いいたします。なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、17番緒方寿光議員の発言を許します。

#### ○17番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、早

速一般質問させていただきます。

今回の質問は3点です。

まず1点は、市長の本市における人口急減に対する政策、施策、これについてお聞きをいたします。

2点目は、クリーンセンター跡地に陸上競技場、つまりは400メートルの陸上トラックを整備する、この整備が果たして必要なのかについて市長にお聞きいたします。

3点目は、本市のふるさと納税の返礼品に感謝券、例えば、市内での宿泊や、そして、飲食や、土産や、体験や、あらゆるものに利用することができるチケットを導入すべきではないか、この3点について質問をさせていただきます。

この後は私の議席から一問一答で質問をさせていただきます。今回、質問時間が50分となっておりますので、執行部の皆様にはぜひ簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。そして、議長の取り計らいを何とぞよろしくお願いを申し上げます。

壇上からの質問は以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）続

まず初めに、市長の本市の人口急減に歯止めをかける施策、政策につきまして質問をさせていただきます。

本市においては、令和3年度末において6万3,500人という人口になりました。そして、私自身驚いておるんですけれども、前年と比較しまして1,000人の人口減少になりました。そして、これまで経験したことのない、とにかく生産年齢人口、15歳から64歳までの人口が834人も減少となっているわけであります。特に、出生数もこれまでになく、これまでは年間400人程度の出生数だったんですが、これが何と340人と年間の出生数が激減をしております。

このような中において、これまでの本市の施策、あらゆる施策を打ってこられました、その施策の検証、特に、費用対効果を含めて答弁をお願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。

#### ○企画課長（池末勇人君）

人口減少対策の事業と費用、成果ということですが、まず、企画課のほうでは若者世代向けの定住施策の事業実績について令和3年度の数値でお答えをしたいと思います。

まず、住まえるバンク制度についてですが、こちらの成約件数は3件となっております、新規登録件数は5件、リクエスト件数は1件となっております。

次に、移住体験施設のもえもん家ですが、こちらは4世帯10人で延べ90日の利用がっております。そのうち1組が移住へとつながっております。この経費につきましては、光熱水費や管理費等を含めまして648千円ということになっております。

次に、U-45マイホーム取得支援事業ですが、こちらは143件の交付を行いまして、

事業費といたしましては、7,150千円ということでございます。

以上です。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

子育て支援課の事業につきましては私のほうからお答えさせていただきます。

令和3年度の決算額、実績で申し上げます。

まず、ゆりかごサポートを含む産前産後サポート事業費が1,040千円でございます。うちゆりかごサポートでは、利用組数が46組で、助産師への相談が39組、医師への相談が20組ありました。

産婦健康診査費用助成につきましては、令和4年1月からの事業で、3か月での実績は受診件数が125件、事業費は657千円でございます。

また、今年度4月にオープンしました地域子育て支援拠点施設このゆびとまれにつきましては、11月末で大人と子供と合わせて1万200人が利用しております。月平均にしますと1,275人が利用しております。このゆびとまれの前身であります柳城児童館の令和3年度の利用者数が年間7,861人、月平均にしますと655人の利用がっておりますので、約2倍の利用者の方が来場されております。このゆびとまれでは、ママ自身と子供の発育や発達の相談を行う助産師相談をはじめ、産前の不安を受け入れるためのプレママ&プレパパセミナーなどの助産師によるセミナーや、発達が気になる子の親の会や、登園・登校しぶりなど、親御さんが不安を抱えるようなテーマを取り上げ、少しでも不安や悩みが和らぐよう情報交換の機会を設けております。そのほかにもベビーマッサージなどの子育てに関する様々なセミナーを行っております。事業費は本年度22,480千円の予算となっております。

以上でございます。

#### ○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

緒方議員の御質問にお答えします。

商工・ブランド振興課では、就業体験ができるオープンファクトリーや市内企業の紹介パンフレットの作成、東京での就業体験募集などを行っております。

その経費と成果についてですが、まず、オープンファクトリーについては、新型コロナウイルス感染症の影響などございまして、ここ数年は実施できておりませんが、令和元年度までの3年間分を申し上げたいと思います。

このオープンファクトリーには、株式会社ファインテックや竹下産業株式会社、有明技研株式会社、株式会社フコク、鶴味噌醸造株式会社など、製造業を中心に6社から8社の企業が参加され、自社の紹介を行っていただいたところです。参加者数は平成29年度が総数33人、うち高校生が11人でした。平成30年度は総数50人、うち小学生3人、高校生19人、高専の生徒24人でした。令和元年度は総数42人、うち小学生4人、高校生2人、高専の生徒が2人でした。経費については、バス借り上げ料やチラシ等で平成29年が63,720円、平成30年が

69,060円、令和元年が75千円でした。これらの参加者からも、こんな企業があるなんて知らなかった、市内の企業を知ることができて大変有意義であったとの感想をいただきました。

市内事業所の合同入社式、研修会には毎年35人から50人超の新入社員が出席されますが、このオープンファクトリーも市内企業への就職の後押しにつながったものと考えております。

次に、市内企業の紹介パンフレットの作成、東京での就業体験募集などの経費については、平成30年度に総額876,622円を支出し、県からしごと発見！ふくおか暮らし体験事業の補助2分の1を受けております。

パンフレット1,000部は東京や福岡での事業説明会や大学、移住案内施設で配布し、市内企業の人材確保と移住促進PRを行いました。その結果、就業体験に28人の参加申込みがありました。今回は移住とは結びつきませんでした。就業体験に28人の参加があったことは柳川に興味を持っていただいたということで、よかったのではと考えています。今後も市内企業の人材確保と移住促進に努めていきたいと考えているところです。

今年度は9月に大阪での柳川フェアを行い、柳川をPRするとともに、移住・定住のチラシ300枚を配布いたしました。10月、東京での琴奨菊関の断髪式では、琴奨菊関からふるさとに恩返しをしたいとお言葉をいただき、国技館内に柳川市のブースを設けていただきました。国技館に会場された9,000人もの琴奨菊関ファンに向けて、JAや漁連に加え、市内の2つの事業者に参加いただき、柳川ブランド認定品や文化を紹介するなど、大盛況の中で柳川のよさをPRするとともに、移住・定住のチラシ2,500枚を配布ができました。また、例年1月に行う東京での柳川フェアでも、特産品の販売とともに、移住・定住についてのPRを計画しております。今回は浅草から丸の内に会場を移し、1月の金曜、土曜に開催することで、観光客だけでなく、サラリーマンやOLに向けても柳川のよさをしっかりアピールし、移住・定住についてPRしてまいります。

#### ○17番（緒方寿光君）

先ほどから取組について、様々な取組をやっていますよという話をいただいております。先ほどから取組について、様々な取組をやっていますよという話をいただいております。先ほどから取組について、様々な取組をやっていますよという話をいただいております。先ほどから取組について、様々な取組をやっていますよという話をいただいております。先ほどから取組について、様々な取組をやっていますよという話をいただいております。

#### ○企画課長（池末勇人君）

企画課のほうで行っております一つの事業ですけれども、U-45マイホーム取得支援事業につきましては、平成29年度からスタートをした事業でございますので、3年間たったときに一度この事業を継続するかどうかの検討を行いました。その結果、利用者も多く大変好評ということで、この制度は現在まで継続をしているということでございます。

そのほか、今後は新たな移住・定住の施策を実施する際に、ほかの事業と併せて総合的に

検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

今後の子育ての支援策については、今実施をしております健診事業等に加えて、本年度オープンしましたこのゆびとまれでの事業をさらに拡充させていきたいと考えております。子育て世代のニーズが非常に多様化している中、参加しやすく興味を持てるような事業メニューを実施することによって、子育て世代に関する様々な悩みや不安が少しでも和らぐような時間と場所を提供していきたいと今後考えております。

以上です。

**○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）**

商工・ブランド振興課としても、今後も機会あるごとに柳川のよさとともに、移住・定住についてPRをしていきたいということで考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

まず、出生数が345人まで減少しているわけですが、先日、福岡市においては妊娠、出産を合わせて100千円相当の給付を行うということで現金支給をされるということですが、これは政府が一体的にこの施策を進めるという中で福岡市の施策が出てきたものだと思いますが、福岡市は来年1月から受付をやるということであるそうです。柳川市としても早くこの施策をどう今後展開していくのか、そこをやはりしっかり検討して、早期に給付の実現に向けて、いつやるのかということも含めて検討すべきときだと私は考えておりますが、その点については市長どうなんでしょうか。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

先ほどの福岡の給付金の件について私のほうから御説明いたします。

この事業につきましては、先ほど緒方議員がおっしゃいましたように、国が創設をいたしました出産・子育て応援給付金を活用した施策となっております。簡単に申しますと、妊娠時に50千円、出生時に50千円給付するものとなっております。こちらは申請が不要なプッシュ型の給付金ではなく、今回、出産、育児についての面談等を通して情報を提供しながら必要な支援につなげていくような伴走型の支援ということになっております。

今現在の進捗状況を申し上げますと、11月下旬に県の説明会が開催をされました。その際は事業の大枠に関する説明会だけでございました。今後、12月中にも交付要綱や実施要綱を踏まえた県の説明会が開催をされる予定でございますので、それ以降に早急に事業を進めていく予定でございます。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

出生数減少についての施策について説明いただきましたが、それはそれで、ぜひ早急に施策の実行に移していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

あともう一点、先ほど松尾課長のほうからあらゆる施策をいろいろと述べていただいているんですが、今後、施策を打っていく中において、総花的にあれもこれも、これもあれもという施策を打っても、なかなか成果は乏しいのではないかと私は考える人間であります。特に、柳川市においては、やはり若い世代が学校を卒業して、東京、大阪、名古屋、福岡、都市部にどうしても学校に行ったり就職をしたりしているケースが一番多いわけですので、そしたら、それをどうするのかという施策を打たなければ、人口流出の歯止めにはならないと思っています。単発的にいろんな施策を打っても、柳川市はここが一番元凶だと思いますので、ここをどうするのかという施策を打たなければ今の1,000人の人口減少の歯止めはなかなか利かないと私は考えております。

そういった中において、今、柳川市においては学校統合の案が出て、これから10年間において小・中学校の統廃合をやるという案が出ておりますけれども、令和7年度には一番最初に取りかかる大和町でしょうか、ここについては6校を集約して1校にするという案が既に出ているわけでございます。ということになると、令和7年度には5校が廃校になるわけですよね。そしたら、この廃校をどう活用するのかというような施策をやはり今から構築していく必要があるんじゃないでしょうか。例えば、このコロナ禍において、企業においてはテレワークや、そして、様々な今までと違うワーケーションが生まれているわけございまして、その中において、今、サテライトオフィスの誘致だとか、廃校になった学校を使って、様々な公共施設を使って誘致して企業から来てもらって、そして、賃貸料をいただいて、賃貸料だけでは当然なかなか金額としては大きくならないとは思いますが、やはり住民税やあらゆる税も企業のサテライトオフィスが一つ誘致をされればそこは生まれてくるわけですので、そして、柳川にも起業もそこに関連して生まれてくる。農業についても、ITの企業がサテライトオフィスを設けることによって、関連としていろんな研究もできるというような施策を打っている自治体がもう既にあるわけですので、熊本県では特に積極的にこれをやられているわけでありまして。

そして、国においてもデジタル田園都市構想ですか、これでサテライトオフィスの支援もやっ払いこうと、補助金も交付金も出していこうというようなことが決まっているわけですよ。そういった意味では、14校の廃校を柳川市としては、これをピンチではなくてチャンスと捉えて、ぜひそこに何か誘致をやるというようなスタンスを持って、きちっとした計画を持ってこれから進めなければ、この人口減少に歯止めはかからないんじゃないですかね。そういうやはり関連した大きな施策を、松尾課長だけに言っているわけではなくて、そういうものをぜひ構築して推進すべきじゃないでしょうか。

私はそういう施策をぜひ柳川で打っていただきたいと思っておりますが、市長の何かこの

人口減少に歯止めを利かせる施策、これまでの施策ではない、これをやるんだという施策があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

**○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）**

緒方議員の御質問にお答えいたします。

廃校の活用策としては、緒方議員御提案のとおり、サテライトオフィス等の企業、起業の支援には一つのアイデアだと思います。

一方で、学校跡地は小学校が地域コミュニティの核をなしていたこともあり、地元からいろんな活用策、要望等があることも予想されます。今後設置される学校再編協議会などで様々な活用策が検討されると思いますので、企業誘致として活用するとなった場合には、サテライトオフィスやテレワーク等も活用策の一つとして検討していきたいと考えております。

以上です。

**○副市長（中村智弘君）**

緒方議員の御質問にお答えいたします。

6月議会におきまして、本市の急激な人口減少に対し、「新しい生活様式」の一例としてリモートワークなど、私の考えの一端を述べさせていただきました。その後、柳川市にどのような施策、事業がマッチするか、現在も各担当部署と意見を交わしながら検討しておるところでございます。例えば、東峰村のリモートワークの施設につきましては、県の事業でもありましたので、担当課に尋ねるなど、研究を行っているところです。

こういった事例も参考にしながら、その市町村に合った事業を企画、実施していくことが重要だと考えております。そのためにも柳川市の強みを十分活用できるような事業を見つけ出す必要がございますので、じっくり検討していくことが重要だと考えております。

そういう考え方におきまして、今年7月に市民を対象にしたワークショップを開催したり、総務部長を中心に移住・定住施策に関係が強い12課で構成する移住・定住庁内連携会議を開催しながら、その中で本市の強み、弱みをまとめております。今後はこの柳川市の強みを生かした事業を展開していきたいと考えております。

そのほか、関東、関西など大都市圏に住む人に移住先を決めるための重要事項を聞いた他市でのアンケート結果によりますと、移住先を決めるための条件として、自然との触れ合い、治安のよさ、気候の穏やかさ、医療環境の充実、物価の安さ、食べ物のおいしさ、大都市との交通利便性などが重視されているという結果が出ておりました。これらの結果を見ますと、本市も十分戦える材料があると思われまますので、柳川市の魅力を分かりやすく、よいタイミングでPRしていきたいと考えております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

副市長から答弁をいただきました。そういうことで研究調査をやると、これからはしっか

りやあっていって、何か一つの施策に結びつけていきたいというようなことだと思いますけれども、そのようなことであれば、私自身これまで提案をしてきたように、やはり今の商工・ブランド振興課の中だけで、庁内の中だけであれもこれも、これもあれもという誘致の施策を構築するのではなく、やはり専門的に企業誘致を推進していくというセクションが今この柳川には必要ではないかと思います。廃校14校をどうするのか、そして、企業誘致一つにしても、農業振興地域をどうやって外していくのか、どうするのかということでもなかなか手間取っているケースもあるとお聞きしておりますので、そこも含めて、やはり専門のセクションを来年度には立ち上げて、そして、推進課でもしっかり構築をして、その中で様々な調査研究、そして、施策の研究をした上で計画を立てる。そして、その計画の基にトップセールス及びセールスをやっていくというような構築をしなければ、私は今のお話だけではこの人口減少に歯止めが果たしてかかるのかと、不安を大変感じたわけでございます。

市長のこの件についての施策、そして、新しいセクションの新設について、私も何度も提案もさせていただいておりますが、改めて市長の施策をお尋ねしたいと考えておりますが。

#### ○市長（金子健次君）

緒方議員が言われるような形で、福岡県下の人口の減少というのは、福岡市周辺以外では減少していることは間違いありません。やっぱり50年後、100年後すると、人口が1億2,000万人が4,000万人とか5,000万人となって、自然減少も考えられます。

そこで、自治体がどうやって生き残るかということなんですけれども、今言われるような形で柳川のよさをどうやって残していくかということで、機構の分の見直しをやったらどうかという御提言ですけれども、そういうことも含めて、今の体制の中で機構の分の見直しもやらなければならないというふうには思っています。その中で、生き残りの施策をどうやっていくかということは、確かに柳川だけの人口減少ではございません。福岡市周辺の独り勝ちになっておりますので、働く場を求めることもいいんですけれども、なぜ柳川のほうに住んでいただくかということも含めて、もう一回練り直しをですね、推進室を設けて、機構を見直してやっていきたいという考え方は持っております。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

市長のほうから答弁いただきました。社人研の推計にもよりますけれども、これからどんどん柳川市の人口は減っていく予想で、既に予想がされておりますので、既に分かっているわけですね。これから先、人口減少が、5年後、10年後、20年後、今よりはさらに人口減少していくというのは分かっていることですから、やはり今この時点でしっかりとした施策を練り上げて、そして、その施策を基に一つ一つ、今年はこれをやる、来年はこれをやる、再来年はこれをやるというストーリーをきちっとつくっていただいて実行に移していただきたいと強く望んでおるところでございますので、市長、よろしくお願い申し上げます。



次に、クリーンセンター跡地に400メートルのウレタン舗装をした競技場を造るということで、8月31日にそういう案が出されたわけでありまして。この内容は、新聞記事にもありましたけれども、400メートルトラックを整備して、中央にグラウンドゴルフとかサッカーとかで利用できるというグラウンドを整備して、そして、周辺には遊歩道を配置するというような計画案のようでございますけれども、市民や住民からあまりにも唐突過ぎるんじゃないですかという厳しい意見をいただいております。

そこで、この計画について、どなたがいつどのような形でこのような形のプランを作成されたのか、そこをまず聞かせていただきたいと思います。

#### ○生涯学習課長（新開文隆君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

まず、柳光園及びクリーンセンター跡地活用につきましては、地元行政区長をはじめ、10名の連名の方より令和2年8月18日付で要望書が提出されております。内容につきましては、柳光園及びクリーンセンター跡地を避難施設、老若男女が一堂に集まる憩いの広場、スポーツの場として整備をしていただきたいという要望が出ております。また、ごみ焼却場地域住民対策協議会からも同様な要望が令和4年2月に提出されております。これを受けまして、クリーンセンター跡地活用につきまして関係部署で協議を行いました結果、クリーンセンター跡地には市内には今までなかった400メートルトラックを含んだ（仮称）憩いの広場、スポーツの広場を建設しようということで今計画しているところでございます。

また、この建設に伴いまして駐車場の整備も考えておりますが、この駐車場をかさ上げし、水害時に避難する緊急避難所としての機能も持ち合わせる計画をいたしておるところでございます。

また、クリーンセンター跡地の憩いの広場を整備することによりまして、クリーンセンター解体費及び憩いの広場整備費等につきましても過疎債が活用できることが見込めまして、クリーンセンター解体費用よりも、試算上、安価で整備することができます。今回、過疎債を活用しながら、市内にはこれまでなかったスポーツ公園の機能を持つ憩いの広場を整備することによりまして、新たなスポーツに触れる機会を創出し、子供たちが柳川に誇りと愛着を持てるふるさとづくりになるのではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（緒方寿光君）

私が質問した以上にいろんな答弁をいただいておりますけれども、御苦労までございます。率直に申しまして、2年前に要望、当然私も知っていますよ。要望書を拝見させていただきました。ただ、その要望書の中にはウレタン舗装の400メートルトラック整備まではありませんでした。これははっきりしておきたいと思っております。それともう一点は、

過疎債を使えるから400メートル陸上競技場、トラックを整備すると。今使うほうが安上がりでできるので、これをやりたいとかいうような話に聞こえるんですけども、過疎債というのは果たしてそういうことで今回のトラックを造るに当たって、唐突にこの活用をやってこれでやりますからというようなことではいけないのではないかと私は思うわけです。

当然、地元の要望として私のほうに様々な声をいただいておりますが、まず1点目は、地元からの要望は、クリーンセンター跡地、今の現況の敷地を避難所にできるようにかさ上げをしていただいて、そして、そこに誰もが気軽にウォーキングだとかグラウンドゴルフだとか、様々な軽いスポーツができるような、そういう公園でいいんじゃないかという要望があるわけですよ。そこに400メートルトラックを整備して云々というようにことまで果たして必要なんですかねという声もあるわけです。

そして、この地域においては、ここの地域に400メートルトラックを造るというように柳川市の総合計画が果たしてありましたかね。この地域というのは、やはり農地の利用をもっと推進していこうとか、観光に拠点を置きながら農業の振興もやっていこうじゃないかという地域としてマスタープランには挙げられているわけですよ。そこに唐突に今いろんな計画を言われますけれども、そういう陸上の400メートルトラックが果たして必要なのかという声が本当に多い中で、簡単にそれをやりますと言われて非常に戸惑うわけですよ。果たしてそういうやり方でいいんでしょうか。特に、地元からの意見は、いや、ここは農業圏なんで、過疎債を入れて道の駅を造ってもらったほうがもっといいんじゃないかと。どうせ1町以上に土地を購入して整備をするのであれば、陸上トラックじゃないでしょうと、400メートルトラックじゃないでしょうというような厳しい意見もあるわけですよ。やはり政策を打つというのはそういうことじゃないでしょうかね。

そして、この柳川は今から生活道路の補修とか、体育館一つでもそうですけど、冷暖房施設も一つもないじゃないですか。非常に利用しにくいと言われるんですよ。上下水道のメンテナンスにもこれから物すごい予算が必要になる。人口は減少していく。小・中学校の人口減少、今、小学生で大体3,000人でしょう。中学校は1,500人でしょう。6年後、どれぐらい減りますか。3割、4割減るじゃないですか。

今答弁がありましたけれども、この維持管理費とか、年間の利用者数だとか、今、私が申しました地元の意見とか、それはきちんと聞かれたんですか。どういう施策を持って唐突に400メートルトラックと言われるんでしょうか。別に課長にいろいろ言っているわけじゃないですよ。そこについてぜひ答弁をお願いします。

#### ○市長（金子健次君）

緒方議員の質問に私のほうから答弁いたしたいと思います。

課長が答弁したように、2年前に緒方議員も紹介議員となっていていただいて、こういう要望書が出ました。（資料を示す）11団体の東宮永地区のほうから出ました。そういう中には、

確かにウレタンコートのことには言っていなかったんですけども、そういう陸上競技場、スポーツ公園を、55年間、私たちは辛抱してきたという中において、ぜひそういう公園整備も含めてやってもらいたいと。そういうことについて、私は緒方議員は賛成の立場で発言をされるんじゃないかと思って聞いておると、どうも物産公園とか道の駅を造りなさいと言われるんですけど、あそこに造ったとしてもそこには誰も行かないですよ。物産公園を造っても、道の駅を造っても誰も行かないですよ。10月号の広報の表紙を見られましたか。小学生の子供たちが陸上競技の大会を大牟田の記念公園でやっているんですね。今度これを造ることによって、大牟田に行かなくてもそのコートでできるんですよ。

そして、過疎債、過疎債ありきと言われるけど、過疎債が大和町から旧柳川市も含めて過疎債適用、柳川市は自主財源が乏しいんですよ。そういう財源をうまく具合利用していくのが私の役割なんですよ。私の市長としての役割なんです。今をおいてないというふうに、これは10年先にこれをしても過疎債の適用にはならないんですよ。私は今をおいてないという形で、これを造るべきだろうと。確かに解体費を含めて15億円かかりますけれども、そのうちに負担しなきゃならないのは3億円、4億円近くですけれども、何もしなくても解体だけで4億円かかるんですよ。過疎債適用にならないんですよ。そういうことをじっくり緒方議員は分かって発言されてあるのかと私は思うんですけどね。あそこに物産公園を造りなさいとか言われたんですけども、私は造っても誰も行かないというふうに思うし、そして、今日は地元の団体の方も3名来ていただいていますけれども、行く末を心配して来られたと思うんですけども、私はこれを実現のために指示をして、今、新開課長が答弁した内容になっています。

メンテナンスに幾ら要るかというのは課長のほうから答弁をさせます。よろしいですか。

#### ○生涯学習課長（新開文隆君）

維持管理は年間どれぐらいかかるのかということでございますけれども、現時点では基本設計などを行っておりませんので、具体的な費用の試算はできておりませんが、近隣施設の状況及び市施設の現状で試算したところ、約5,000千円程度と考えております。また、利用状況によっては人を配置しなければならなくなる場合もありますので、その場合はさらに3,000千円の人件費が発生するのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○17番（緒方寿光君）

市長から先ほど答弁をいただきました。別に私が物産公園を造るべきだとか云々と言っているわけじゃなくて、先ほど質問しましたように、地元の意見、そして、市民の方からの意見を披瀝しただけでございますので、私が造れということではないですよ。そこはぜひ訂正をしていただきたいのと、私が要望書を見た中において、400メートルトラックの陸上競技場を造ってほしいというような内容のものではなかったのかと、違うんじゃないでしょうかと

言っていることですから、そこは市長として今答弁を、何か私が既に分かっているという、そういうことを造ってほしいという地元の意見があるので、分かっているというような話をいただきましたが、そこは訂正をしていただきたいと思いますが。

**○市長（金子健次君）**

議員たるものというのは、やっぱり市民の意見を聞いて発言をすると、そういう考えを起こしてもらおうと私は思っているんですね。言っているからというんじゃなくて、自分の考えもそうだと思って、聞く場合はそういう聞き方をするんですよ、私たち執行部は。そういう聞き方をしないと、市長が言いよるからどげんとか、確かに住民の意見の大半がそうだからそれを要望するんだよというふうに私は聞こえてくるんですよ。私は単にそれを言っているだけの代弁者ではないと、私はそういう考え方もお持ちだというふうに思って私は発言をしましたので。

**○議長（近藤末治君）**

それから、市長、緒方議員が知ってあるかどうか。400メートルトラックの何とか、緒方議員が聞きよったでしょう。

**○市長（金子健次君）**

400メートルトラックは実際柳川市にありません。そして、いろんな意見があります。廃校と同時に、400メートルを廃校の用地で確保すべきじゃないかという意見もあります。しかし、今できるのは柳南中学校だけです。柳南中学校は残ります。そこにはできません。そういうことでいくと、私は10月の、やっぱり子供たち、小学生たちが大牟田まで貸切りバスで行って、あそこで陸上記録会をしなければならぬということを鑑みると、トラックは必要だというふうに思っております。確かに11団体の要望書の中には出ておりません。それをもっと充実したものを私は造っていったほうがいいということを坂本区長会長にもお話をしたところです。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

市長から答弁いただいておりますが、そういう話であれば、平成22年に総合運動公園を12億円で造るのか、30億円で造るのか、この件について市民にアンケートを取られましたよね。そのアンケートを基に、いや、慎重論があったので白紙にしますというようなことでありましたよね、今から10年前です。これとの整合性はどう取られるんですか。

**○市長（金子健次君）**

私が立候補したときのマニフェストのことを言われていると思うんですけども、総合運動公園を立ち上げるということでマニフェストで言いました。そのときのアンケートでは、それはスタンドとか、きちんとした陸上競技場と、そういうことは私は難しいと思うんですね。平場のやつで、スタンドもなしで陸上競技場だけ造ったらいいと、そういうふうな価格

を下げたところで、事業費を下げて、その分の大半は国が見てくれるような事業費やったらそれでいいということでゴーサインを出しているんですよ。そのことを今遡って、私が立候補したときの総合運動公園のことを言っているとと思うんですけども、そのことはそれで諦めました。スタンド付きの公園とか、そういうことは無理だというふうに思いました。そういうことで、今日までいろんな形の火葬場とか、市民文化会館とか、ごみ焼却場とか、そういうことを議会と話しながらやってきたわけですので、そのことについては、つもりもございません。当初の関係の十四、五年前に提案したようなマニフェストのことは考えていません。

以上です。

#### ○17番（緒方寿光君）

そのようなことであれば、唐突に計画をぼんと出されるんじゃないなくて、当然、地元の要望もあるでしょう。様々な市民の要望もいろいろあるでしょう。その要望をやはりきちっと聞く。市民の説明会だとか、住民説明会だとか、場合によっては市民アンケートだとか、それを取られて、そして、様々な声を聞いて、本来であれば、こういう跡地計画というのは、やはり跡地をどう活用するのかというような検討委員会でもしっかり設けて、そして、様々な議論をして、この跡地をこういうことに使いましょうと、陸上競技場が必要であればこうやりましょうというようなプロセスがやはり必要だと思うんですよ。唐突に8月31日に400メートルトラックを造ります、そんな雑なプロセスでいいんでしょうかね。

#### ○市長（金子健次君）

お答えしたいと思いますけれども、1つは、過疎債の適用を受けるために急ぐ部分がありました。住民アンケートを取って陸上競技場を造ったらどうかということは、そこまで考えていません。私は55年間、地元の人たちが辛抱してこられたという中において、公園整備、そこに少しだけ陸上トラックをウレタンのやつを造ったほうがいい。それが維持費も少なくて済むということを考えて課長に指示をして、そういうことの計画を立ててくれと、議会等との話をしたいということでしていますので、今においてそれを住民アンケートを取るといふことの考え方は毛頭ございません。

#### ○17番（緒方寿光君）

当然、私も地元の住民の一人でもありますし、それはいろんな施設がないよりあったほうがいいですよ。ないよりあったほうがいいんですけども、今まで迷惑を被って云々という話もいろいろあると思います。それはよく分かっています。しかしながら、これからの財政、これからの人口減少、あらゆる市民の方々の声、先ほど披瀝をしましたけれども、そういう声があるということは現実ですから、それをしっかり聞く場を、住民説明会、市民説明会をしっかりと行う必要が今あるのではないかなというようなことを申しているわけでございまして、ここについて市長の考えをもう一回聞かせてもらえませんか。

**○市長（金子健次君）**

私はないよりあったほうが良いという論理でそれを造るわけじゃありません。絶対必要だからということで、子供たちがやっぱり大牟田まで貸切りバスで行って陸上競技をするよりも、ちょうど過疎債の適用ができるというチャンスは今をおいてないということで議会に相談をしておるわけでございますので、そういうあったほうが良いとか過疎債ありきでやっているわけじゃございません。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

そしたら、住民説明会、市民説明会はどうされるんですか。

**○市長（金子健次君）**

ある程度構想が出た段階で、地元説明とか、そういう形のいろんな話をしていきたいというふうに思いますけれども、これを造るか造らないかという住民説明会はしません。

**○17番（緒方寿光君）**

住民説明会は構想ができてからということなんですけれども、私は一番最初にやはり住民説明会、市民説明会をした上で、構想をどう練り上げるのか、意見を聞いた上でどうすべきなのかということをやすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（金子健次君）**

新しく改選された19名の議員がいらっしゃいますので、その中で私は判断をしていただければというふうに思っております。

以上です。

**○17番（緒方寿光君）**

地元を含めて市民の方々もぜひ説明会をやってほしいという声も多々ありますので、やはり政策実行に移る前にこの説明会をぜひ開いていただきたいと考えております。

最後の質問に移ります。

ふるさと納税の返礼品に感謝券、例えば、市内の宿泊だとか、あらゆる飲食店だとか、土産店だとか、体験をできる、ここについて、返礼品として利用チケットを導入したほうが良いんじゃないかということで冒頭でも述べましたけれども、この施策について今後どうされるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

**○議長（近藤末治君）**

時間がないので、簡潔にお願いします。

**○財政課長（田中勝裕君）**

ふるさと納税につきましては、応援したい自治体に寄付をすることにより、その自治体が用意した商品をお礼として受け取ることができる制度でございます。平成20年度に始まったこの制度は、お得な制度であるため全国的に広がり、寄付件数は今でも増加をしています。

総務省の調査によりますと、令和3年度の全国の寄付件数は前年比1.3倍と増加しています。

そのような背景の中、魅力的なお礼品を用意することは、寄付額の増加という財源の確保だけではなくて、本市の特産品のPR、イメージの向上並びに市内産業の活性化につながると考えています。

緒方議員のおっしゃる感謝券は、一般的にいいますと、地域商品券ということになるかと思いますが、これは単にお礼品だけのものではなくて、食、体験、宿泊、お土産など、総合的に観光のまち柳川を発信し、実際にお越しいただくことで、より柳川の魅力を感じていただくことのできるお礼品の新たな在り方だと思っています。このふるさと納税制度を活用した地域商品券を産業活性化の一つのツールとしてうまく活用できるよう、実施に向け検討をしております。

**○議長（近藤末治君）**

緒方議員、時間が来ておりますので。

**○17番（緒方寿光君）**

早期の導入を強く希望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時1分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

**○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）**

おはようございます。16番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、2022年納めの一般質問をさせていただきます。しかも、久しぶりでこんなに多くの皆さんの前で質問できますことを、来年も私にとってはいい年になるという兆しの表れじゃなかろうかと、自分一人、勝手に喜んでおるところであります。心から感謝とお喜びを申し上げます。

それにしても、新型コロナウイルス感染症、全く収まりそうにありません。本当にしつこいです。政府、新型コロナウイルス感染症対策分科会の会長である尾身茂先生は、第8波は第7波以上の高い波になると指摘をされました。また、ドイツやフランス、シンガポールなどで感染拡大が起きていることも説明をされました。これから本格的な冬になります。例年、コロナの感染はこの寒い時期に拡大すると言われております。

私は今回の質問では、最初に、濃厚接触者になったらどうすべきか、次に、西鉄柳川駅前の川下り船着場の開設に多くの方から不評の声が、最後に、からたち文人足湯のその後ほど

うなったか、以上、3点について質問をさせていただきます。

4番目として通告していましたこのゆびとまれ付近の街灯がについては、現状では10灯あるうちに10灯とも全て明々としておりましたので、取り消させていただきます。

あとは自席で質問をいたします。議長のお取り計らいをお願い申し上げまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）続

私の体験談であります。大牟田の会議の後、20人ぐらい入る店で、椅子に座り、飲み会をしました。その3日後に突然、電話がありました。矢ヶ部さんが座った右隣の方がコロナ陽性者と判明しました。そこで、抗原検査を受けてくださいと。正直、頭の中が真っ白になりました。あわわであります。私は別に症状ありませんでしたから、こう言いました。抗原検査せんちゃよかつちやなかつかんもち。そしたら、早く検査をしてくださいとせかされました。

そこで、質問しますが、こげんかときはどげんすつとよかつかんも、教えてください。

#### ○健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

まずは自分自身が新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者であるか否かの判断をする必要があります。濃厚接触者とは、陽性者と至近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が高くなっている人で、陽性者と関わった人が自主的に判断し、特定しなければなりません。

判断する上で重要な要素は、距離の近さと時間の長さです。厚生労働省によりますと、陽性者と同居している人や、マスク着用など必要な感染対策をしないで陽性者と1メートル以内で15分以上会話、飲食した場合などが濃厚接触者になるとされています。

濃厚接触者になった場合は5日間の待機期間が求められておりますので、陽性者と最終接触した日から5日間自宅待機をしていただく必要があります、症状がなければ6日目から自宅待機が解除となります。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

勉強不足ですね、そしたら。私はけんか場合は、すぐ専門医か何かに行って検査ばせやんやろうと思うとったですが、まずは自分自身が濃厚接触者かどうか判断をなささいということですね。コロナ感染症が発生した当初は、私が記憶するところでは、いろいろ検査を受けて、そして、保健所からの指導を仰ぎなさいということやったと思っておりますが、自分で判断せろということですね。その場合、陽性者と一緒に住んだる者は、これはもう絶対に濃厚接触者となりますということですね。あとは、陽性者との、マスク着用など感染対策をしていたかしとらんかで違いますと。対策なしで、つまりマスクもつけとらん、そういう場合



は、1メートル以内での15分以上の会話や飲み食いした場合は濃厚接触者になります。そうなったら、5日間は自宅待機となります。その5日間、何も症状がなかざっと自宅待機は解除になりますと今答弁をされました。

私が電話をもらったときは、幸いにして娘と孫がそばにいたから助かりました。私一人だったらパニックになっていたはずですよ。といいますのも、娘は仕事柄、週2回、職場での義務で、その看護師さんから検査を受けていたからです。そこで、ドラッグストアで検査キットを買いました。これが高かですよ。3,450円でした。もし検査の途中でエラーが出たら、また3,450円ですよ。それからの検査結果が出るまでの8分間、サッカーのワールドカップ大会の日本とスペインのロスタイムのように長い、長い。もう出るまで、はらはらどきどき。娘と孫が脅すわけですよ。じいちゃん、どうも出よるごたるばいち。出よるばいち、娘も一緒に脅します。もう生きた心地はせんですよ。結果は検出なしでした。でも、やっぱり心配、不安でなりません。

そこで、質問しますが、その後、専門医で検査を受けるべきではなかったかどうか、教えてください。

#### ○健康づくり課長（田島雅彦君）

濃厚接触者となった場合には、先ほど申し上げましたように、5日間の自宅待機をしていただければ待機解除となるため、専門医の検査の必要はありません。

また、症状がなく、待機期間である2日目と3日目に抗原定性検査を行い、2回続けて陰性を確認できた場合は3日目に自宅待機を解除することが可能となっています。

ただし、待機期間中に発熱やせきなどの症状が出たら、病院を受診し、医師の診断を受けていただく必要がございます。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。大変勉強になりました。

繰り返しますと、何も症状がなくて、5日間自宅待機すれば解除となります。専門医から検査を受ける必要はありません。でも、2日目と3日目に抗原検査をして、2回とも続けて陰性やったら、3日目に解除となって仕事してよかばんもということですね。

そこで、質問しますが、専門医での検査の手順を分かりやすく教えてください。

#### ○健康づくり課長（田島雅彦君）

新型コロナウイルス感染症の症状は風邪や季節性インフルエンザの症状と似ているため、発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に電話で相談してから受診してください。もし相談した医療機関で診察、検査ができない場合や、相談する医療機関に迷った場合などは、福岡県が設置する受診・相談センターに電話してください。

本市の最寄り受診・相談センターは南筑後保健所内にあり、平日8時30分から17時15分ま

では電話番号0944-68-5224で受け付け、夜間、休日は新型コロナウイルス感染症一般相談窓口、電話番号092-643-3288で受け付けられます。ここで診療、検査が可能な医療機関が案内されますので、電話相談した上で受診していただくことになります。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。コロナの症状は風邪やインフルエンザと似ていますから、だから、かかりつけに電話して相談をなさいと。でも、そこで駄目と言われたら、今答弁された機関で対応してくださいということですね。

次に質問しますが、今、薬局でも検査しよらすばんという声も聞きます。薬局での検査はどうなっておるのか、教えてください。

#### ○健康づくり課長（田島雅彦君）

福岡県により無料検査が実施されていますが、これは感染の不安を感じる無症状の県民を対象としたものです。福岡県のホームページによれば、柳川市内においては3か所の検査実施機関が案内されております。それによると平成堂薬局蒲池店、ハート薬局、中島調剤薬局がありますが、検査を希望される方は事前に予約する必要があります。

なお、中島調剤薬局は、現在、検査受付が休止されております。

また、無症状であっても、濃厚接触者についてはこの無料検査の対象とはなりません。濃厚接触者については、待機期間中に症状が出た場合に備え、福岡県が検査キットの配付を12月2日に再開しましたので、これを活用していただきたいと思います。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

繰り返しますと、濃厚接触者については、待機期間中に症状が出た場合のために備えて、福岡県が検査キットの配付を12月2日から再開したので、これを活用しなさいと、そういうことですが、そんなら、一体全体どこでもらえばいいか、教えてください。

#### ○健康づくり課長（田島雅彦君）

濃厚接触者に対しては、小学4年生以上で65歳未満であること、基礎疾患などの危険因子がないこと、新型コロナウイルスワクチンを2回以上接種していること、この3つの要件を全て満たすことを条件に検査キットが配付されます。

検査キットを受け取るには、福岡県ホームページから申込サイトにアクセスし、住所、氏名、生年月日など必要事項を入力し申込みを行うと、2日程度で対象者へ送付されてくることになっております。

なお、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方は配付の対象となっておりません。これはこれらの方々は感染すれば重症化リスクが高く、すぐに医療機関を受診してもらう必要があるためです。繰り返しになりますが、高齢者や基礎疾患のある方は待機期間中に発熱やせきな

どの症状が出たら、すぐに医療機関の受診をお願いしたいと思います。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

つまり誰でんかんでんよかというわけにはいかんわけですね。いろんな条件がありますよということですね。その条件がかなったら、県が配る検査キットをもらうことができますと。

検査の結果、陽性となった場合、陽性者と同居家族の濃厚接触者は何日間自宅待機すべきか、教えてください。

**○健康づくり課長（田島雅彦君）**

陽性となった場合、症状のある人は発症日から7日間経過し、かつ症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除となります。無症状の人は検体採取から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除となります。

また、濃厚接触者につきましては、先ほどから申し上げておりますように、陽性者と最後に接触、または感染対策を取った日から5日間の自宅待機が必要となります。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

陽性となった場合は、症状のある人は発症日から7日間過ぎると、そして、かつ症状が軽くなって24時間経過している場合は8日目から療養解除となります。症状のない人は検体採取日から7日間過ぎたら、8日目に解除となります。また、濃厚接触者は陽性者と最後に接触した日から5日間自宅待機すべきですよということですね。

そこで、質問しますが、5回目のワクチン接種率はどうなっているのか、教えてください。

**○健康づくり課長（田島雅彦君）**

本市の5回目の接種状況といたしましては、12月5日現在、接種人数は8,290人、全人口に占める割合は12.96%となっております。

5回目の接種を受けるには、接種の3か月前までに従来のワクチンによる4回目の接種を終えておく必要があり、この接種を受けることができた対象者は国の方針により60歳以上の人が及び60歳未満の医療従事者と基礎疾患を持った人に限られておりました。このように、5回目の接種は限られておりますので、接種率が低いように感じられたかもしれませんが、本市の接種率は国、県を上回る状況となっております。

現在、本市におきましてはオミクロン株に対応したワクチン接種を実施中です。オミクロン株対応ワクチンの接種は、国の方針により現時点では1人1回のみの接種とされております。従来ワクチンで2回目まで接種を終えていれば、3回目、4回目、5回目に用いることができます。

このオミクロン株対応ワクチンによる本市の接種者総数は同日現在1万5,441人となっており、2回目まで接種を終えた人5万470人に対する接種率は30.59%となっております。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

ありがとうございました。

なぜ私がこの接種率を尋ねたかといいますと、私は3回目を今年2月1日に打ちました。4回目を5か月後の7月1日に打ちました。今回、3か月過ぎたから10月1日からあなたは打っていいですよということで、5回目の接種券が送ってきました。でも、正直、打ちたくはありません。なぜか。今言いましたように、今年に入って2月1日に打った、7月1日に打った、今度は3回目ですよ。前は、感染症の当初は大体1年に一遍打つとよかやろうち言われとったのが、もう今はぞうたんのごつ、3か月一遍打たやんとですよ。そげんなつと、やっぱり何となく不安になります。これは効かんとやなかやろうか。後から熱の出たりんたりするなら大変ばいと。ましてや新聞でも報道されたように、41歳の女の方が接種後、不幸にして亡くなりました。そういうニュースを見たり聞いたりすると、やっぱり心配でなりません。

一方では、この分類について、政府は現在の2類相当からインフルエンザ並みの5類に近づける検討を本格的に始めたとも報道されました。もしそうなれば、感染爆発となって死者数が膨らむとの専門家の先生の異論もあります。

いずれにしても、5回目を接種すべきかどうか迷っています。そういうことを訴えまして、この件は終わります。ありがとうございました。

2番目の項に入ります。

駅前川下りの船着場の開設に不評の声がについて伺いますが、まず、この進捗状況はどうなっているのか、教えてください。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

西鉄柳川駅周辺整備の工事の進捗状況についてでございますが、福岡県では、令和3年度から施工されておりました国道443号に埋設されておりますNTT光ケーブル、こちらの移設工事が令和4年9月に完了しております。また、現在はボックス工事へ移行するための歩道の切替え工事などを施工されている状況となっております。

次に、西日本鉄道株式会社では、基本構想の策定作業が進められており、今後、各種設計作業が予定されております。

また、柳川市では、令和3年度に東西駅前広場の歩行者通路屋根及び西口駅前広場に設置しておりますバリアフリー乗降場屋根の整備が完了いたしておりまして、本年度は無電柱化のための設計作業を行っているところでございます。

以上です。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

川下り業者の話合い状況について伺います。

当初から不安視されていた業者間の意思疎通、なかなかうまくいっていないと、そういう声を耳にします。その辺、話合いが進んでいるのか、前に行っているのか、伺います。どうでしょうか。

**○観光課DMO推進室長（川原洋一君）**

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

現在、市では掘割と観光の共生のあり方検討委員会を開催しており、市内における掘割を活用した観光の効果や課題等に関しまして、様々な見地から多くの方々と共に考え、これからの掘割を活用した持続可能な掘割の在り方について議論いただいているところでございます。

委員のメンバーといたしましては、市内川下り事業者の皆さんはもちろん、九州産業大学の千副学長に委員長を務めていただくとともに、九州運輸局、九州観光機構、福岡県など市外の観光専門分野の皆さんや市内各団体の代表の方など27名の委員で構成しており、市議会からも緒方議員に参加していただいているところでございます。これまで6回の委員会と2回の分科会を開催しており、その中の課題の一つに、議員御指摘の西鉄柳川駅西口の利活用に関する合意形成の取得も挙がっており、委員の皆様からは川下り事業者が定例的に話合いをする場づくりが大事ではないかという意見が出ているところでございます。

最終的に委員の御意見をまとめ、委員会として市長へ提言書を出すこととなっておりますので、提言書を受けまして、市としても必要に応じた施策を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

ありがとうございました。

それと、この船頭さんが高齢化でなかなか大変であると、不足しているという声も聞きます。その辺、どうですか。

さらには、一時、市の職員に対して船頭さんの指導をしているというニュースも新聞に載ったこともありますが、それも併せてお答えをお願いいたします。

**○観光課DMO推進室長（川原洋一君）**

議員御指摘の船頭さんの人材不足でございますが、先ほど申し上げました柳川市掘割と観光の共生のあり方検討委員会におきまして、船頭さんの人材確保も重要な課題となっているところでございます。

他のサービス産業も同様でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして観光客の大幅な減少、その原因により、特に若い船頭さんの離職が増え、戻ってこないことが主な要因ではないかと考えているところでございます。この点につきましても、委員会か

らの提言書が出された後、行政、柳川市観光協会、川下り事業者の皆さんがそれぞれにできること、そして、連携できることを踏まえながら、施策を進めていきたいと考えているところでございます。

また、市の職員に対し船頭の指導をしているとの御質問でございますが、これは平成30年から職員の有志により行われているものでございまして、職員が業務以外の活動として自主的に船頭の練習をしており、白秋祭水上パレードなど、船頭が多く必要となる場合に応援に行くなどのボランティア活動を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

特に地元の皆さんが、ほんなごて西鉄駅近くの人がこの計画に首をかしげられる一つに、環境の不安があります。川は駅前でストップするわけですよ。そうなれば、水はよどんで流れは止まり、悪臭の原因になります。そうなったら、観光どころじゃありませんよ。その心配は取り越し苦労で終わるといいですけども、その辺はどうでしょうか、お答えください。

#### ○都市計画課長（目野隆広君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

掘割の引込みに伴います水のよどみ、悪臭の心配につきましては、地元関係者の皆様との意見交換会や説明会でも御質問をいただいております。

今回の事業では、当初より水のよどみや悪臭の対策につきましても検討を行っており、二ツ川本流からポンプアップをした水を駅前から流し、二ツ川本流へ戻すことで、引き込んだ掘割の水がよどまないよう流れをつくることで対応してまいりたいと考えております。

なお、ポンプ等設備の設置につきましては、今後、福岡県で実施される掘割の引込み工事と併せて整備されます。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

そのようになればよかばってんですね。

そこで、私はずばり聞きますが、これでもこの計画はやり通されるのか、それともワンクッション置くべきなのか、検討されることもあるのか、どうでしょうか。よろしく願いいたします。

#### ○建設部長（中村正光君）

私のほうから矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

今回の福岡県、西日本鉄道株式会社、柳川市の3者連携によります西鉄柳川駅周辺整備事業につきましては、観光柳川を実感できる空間を整備するという事で、柳川の魅力を向上させるため、現在進めております。そして、様々なソフト事業の充実とともに、さらなる観光需要と地域消費の喚起を図りまして、地域経済の回復のためにも進めてまいりたいと、こ

のように考えております。

また、現在、この事業の完成を見据えて、関係団体では地域商業エリアの活性化の取組を検討されたり、機運を盛り上げるためのイベントを実施されたりと地域のにぎわいづくりに向けて取組も進められております。そこで、この事業を契機に地元関係団体の皆様のにぎわいづくりと積極的に連携を取り組むとともに、福岡県、西日本鉄道株式会社、そして、柳川市の3者が一体となって、地域のにぎわいと活性化にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

いろいろ言いたいですけれども、時間がありませんから言いませんが、その項は終わりにします。

最後になります。足湯のその後はについてであります。

おかげさまで7月12日より、午前11時から午後3時の時間制限でからたち文人足湯の利用を再開していただきました。ありがたいですが、皆さんは一日も早く前のように利用したいと望まれています。

前回の一般質問では、業者との契約が整ったから原因究明を早急に進めるということでした。原因究明の結果を教えてください。

#### ○観光課長（山田秀太君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

9月議会におきまして矢ヶ部議員のほうから御質問いただきました後の原因究明の経緯についてお答えいたします。

8月26日から10月20日までの間、温泉施設の供給元でございます泉源地から各温泉施設への温泉配管の漏水調査を行いました。先月、異常がないことを確認いたしております。

また、配管の専門業者と協議をいたしまして、今後の安全供給のために、現在、泉源地から安定した湯量を各施設に供給することができているのか、配管に圧力をかけて調査する温泉管の耐圧調査に取りかかっているところでございます。

以上でございます。

#### ○16番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁では、地中の配管調査の結果、漏水等の異常はないということが確認されたということではありますが、それはよかったですと思います。

それでは、完全復旧の見通しについてお尋ねいたします。

#### ○観光課長（山田秀太君）

先ほど申し上げましたとおり、現在、泉源地から各施設への安定した温泉供給のために温泉管の耐圧調査を行っております。また、9月議会でも答弁させていただきましたとおり、

泉源地全体の温泉の湯量も今のところ安定してきております。

昨年12月に発生しました泉源地での著しい温泉の湯量減少の完全な原因究明には至っておりませんが、この調査で異常がなければ完全復旧のための準備ができるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

ならば、おおよそいつ頃までには完全復旧できるか、お答えをお願いいたします。

**○観光課長（山田秀太君）**

完全復旧につきましては、現在取り組んでおります温泉管の耐圧調査におきまして、温泉施設への供給を一部止めさせていただくような作業が発生すると考えております。施設の皆様の営業時間との兼ね合いを調整させていただきながら、年内をめどに調査を整えまして、異常がなければ1月上旬にできるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**○16番（矢ヶ部広巳君）**

最後になります。要望ですから答弁は要りません。

年内をめどに調査を行い、異常がなければ1月上旬には再開できるのではないかと答弁がありました。一日も早く再開できることをこいねがいがまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時15分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、2番椛島正吾議員の発言を許します。

**○2番（椛島正吾君）（登壇）**

皆さんこんにちは。2番椛島正吾です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずは、初の一般質問ですので、教えていただくことのほうが多いと思いますし、至らない点多々あると思いますが、お許してください。

本日は、まず1、市内の公園整備について、2、水害時における避難施設について、3、市内におけるインクルーシブ教育について、4、市内における保育士の待遇改善についての4項を質問させていただきます。



以後は自席にて質問させていただきたく思いますので、議長のお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

**○2番（梶島正吾君）続**

市内の公園整備についての問いです。

現在、本市の人口減少や情報化社会に輪をかけるようなコロナ禍の影響もあり、子供たちのコミュニケーション能力がさらに低下しています。この事実はかなり深刻で、早急に解決策を打ち出していきたい。本市を見て回ったところ、やはり公園などで遊ぶ子供たちがかなり少なかった。市内の方々に話を聞いたところ、子供を持つ家庭より柳川市には楽しく遊ぶところが少ないとの声が多く上がっているのを御存じでしょうか。

そこを踏まえて、市管轄の公園の現状を教えてくださいたいです。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

梶島議員の御質問にお答えいたします。

柳川市で管轄しております公園には、大小様々な公園があり、柳川市公園条例に基づきます一般公園が22か所、柳川市農村公園等条例に基づく農村公園等が34か所、都市計画法の開発行為に伴う公園が45か所、そのほか個別施設の条例に基づく公園及び公園の機能を持つ施設が3か所の計104か所ございます。また、神社等に遊具が設置され、安全点検のみを行っているものが90か所ほどございます。

利用の状況につきましては、子育てに関する市民アンケートで子育て支援に関して、保育料や医療費に次いで、子供連れで出かけやすく楽しめる場所を重要と考える子育て世代が多いことや、ほかの市民アンケートで市内公園の整備や遊具、設備の充実を求める意見が多いことなどから、市外の遊具や設備の充実した公園を利用されている方が多いと考えております。

以上です。

**○2番（梶島正吾君）**

それでは、本市の公園内には様々な特色があると思いますが、その特色を生かした遊び場、例えば、池や水辺を生かした水と関わる遊び場や、自然と関わり合えて子供たちみんなが大勢で遊べる、学べる公園の整備がなされているのかと、幼児を抱える親も含めた人たちが使いやすいトイレが整備されているか。もう一点、手足を洗える水道の整備なども含めて教えてくださいたいです。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

梶島議員の御質問にお答えいたします。

特色がある公園としましては、掘割や海などの自然と触れ合える柳城児童公園や柳川むつごろうランド、立花いこいの森などがございます。特に、樹木や水辺がある立花いこいの森では、自然環境を生かして様々な手作りの遊び場をつくり、親子の触れ合いを楽しむイベント

トが民間で実施されております。

また、一般公園など各種条例に基づく公園や開発公園の104か所のうち33か所には、公園の規模等に合わせまして、主にブランコや滑り台などの遊具を設置しております。

次に、トイレや水道等の設備につきましては、一般公園や農村公園等各種条例に基づく公園59か所の中で、隣接する施設でトイレ利用が可能な場合などを除きまして、おおむね公園内に整備を行っております。

現在、市で管理している公園の約7割は整備して約20年以上が経過しておりまして、老朽化も進んでおります。このため、親子で利用が多い公園のトイレにつきましては改善の要望をいただいているところでございます。

そこで、令和3年度に策定しております柳川市公園遊具等改善計画に基づきまして、遊具だけでなくトイレ等の設備についても、利用意向の高い公園について、計画的に改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

## ○2番（柁島正吾君）

ありがとうございます。

それでは、このたび、ありがたいことに子供たちや子育て世代が夢を持てる計画を進めていますが、その柳川市公園遊具等改善計画の計画案を教えてくださいませんか。

## ○都市計画課長（目野隆広君）

柳川市公園遊具等改善計画についてお答えいたします。

この計画は、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとつづくりの子育て支援の一つとしまして、既存公園の遊具や設備の充実を図るため、令和3年度に策定したものです。

本計画では、市内公園の状況と、まちづくりに関するアンケートや子ども・子育て調査報告、子育てをサポートする団体へのヒアリングの結果を基にしまして、今後の遊具、設備の整備方針をまとめております。

具体的には、施設の規模や遊具、設備の整備状況、周辺環境、市民要望等を考慮しまして、本市の核となる公園としまして柳川むつごろうランドを選定しております。ここで目玉となる大型複合遊具やハンディキャップの有無に関係なく遊べるインクルーシブ遊具などを整備することとしており、現在、この公園は令和4年度末に遊具等設備の完成を目指しておるところでございます。

また、公園の特性に合った遊具や設備を改善し、機能の向上を図る公園としまして、YOU・遊の森公園や柳川雲龍の郷を含む8つの公園を選定しており、計画的に整備を行っていくこととしております。

そのほかの公園につきましては、引き続き遊具点検及び巡視によりまして適切な修繕を行い、機能維持を図ることとしております。

以上です。

**○2番（柁島正吾君）**

ありがとうございます。

この柳川市公園遊具等改善計画、大型複合遊具の設置は、子供のみならず、親や家族の憩いの場にもつながりますし、コミュニケーション能力を高める学びの場にもつながります。もし可能であれば、大きく見直される公園にはカフェなどが併設されれば、さらに利用者が増加するのではないかと思います。

改善計画を早急に進め、早い段階での完成をお願いいたします。

**○都市計画課長（目野隆広君）**

柁島議員の御質問にお答えいたします。

柁島議員の御意見のとおり、アンケートなどの中では保護者も楽しめるようなカフェをという御意見もございましたが、そのほかの意見としまして保護者も楽しめるイベントの実施の要望についても多くの意見をいただいております。

今回、大型複合遊具を設置します柳川むつごろうランドでは、季節ごとに様々なイベントが開催されております。そこで、まずはこうしたイベントを広く周知することや新たなイベント開催につきまして関係課や関係団体の連携により検討することで、より多くの方々に来園していただき、子供だけでなく、保護者の方々にも楽しんでいただきたいと思います。

また、公園の遊具や設備の改善につきましては、市民意見や要望を参考にいたしまして、早期完成に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○2番（柁島正吾君）**

ありがとうございました。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

水害時における避難施設についてですが、水害時の問題は度々取り上げられていると思いますが、本市には51か所の避難施設があります。今年度発生した台風14号では51施設の全てを避難者が利用されています。しかしながら、水害時にはその避難施設を利用できなくなる可能性を持った箇所があります。

本市には水害の際、利用できなくなる施設周辺道路が幾つあるのか、また、なぜ冠水するのかを教えてください。

**○総務課長（武田真治君）**

柁島議員の御質問にお答えいたします。

水害の際、避難所施設周辺で冠水した道路について令和2年と令和3年の大雨のときの状況を申し上げます。

令和2年7月の大雨で9施設の周辺道路13か所、令和3年8月の大雨では8施設の周辺道路12か所が冠水をしております。ただし、避難所周辺の一部道路が冠水すると避難所が完全に使用できなくなるのではなく、他の隣接する道路が使用できれば避難所は使用できます。

なお、どの避難所を開設するかにつきましては、災害の種類や規模によって災害対策本部で決定をしております。

洪水や高潮による被害が予想される場合は、河川周辺等の1階建ての避難所は開設せず、2階建て以上の施設を開設するなど、災害の規模や場所に応じた避難所の開設を行っています。

以上です。

#### ○水路課長（梅崎秋敬君）

梶島議員の御質問の中での冠水が起きる要因について御説明します。

まず初めに、一般的な大雨が発生する際の対応について御説明します。

通常、宅地及び農地や道路などに降った雨は、隣接する水路などに流れ込み、幹線水路を経て、排水樋門から河川や海のほうへ自然排水されます。

柳川市においての大雨時の対応ですが、本市は標高ゼロメートルから6メートルと市全域が非常に低地に位置しております。排水先である有明海においては干満の差が激しいため、河川の水位にも影響を及ぼすため、干潮時のみの排水となっております。潮の状況によりますが、近年の豪雨のように大量の降雨がありますと自然排水ができなく、強制排水ポンプを数日間稼働し対応しているところです。

このようなことから、本市では冠水被害を減らすため平成27年から先行排水を試行しております。これは大雨が予想された際、河川や有明海の水位高に影響されないよう、事前に水路内の水位を下げることにより、雨の降り始めの初期段階において水路を貯水池として活用することが可能となります。雨が続けても水路にたまった水を干潮に向けて自然排水できれば、水路を再度雨水ポケットとして利用できますが、近年の大雨では河川水位が自然排水できる水位まで下がらないため、干潮に向けても自然排水ができない状況です。そのため、大雨時の排水は強制排水ポンプだけに頼っている状況です。

このような中においては、強制排水ポンプでの排水量は干潮時の自然排水量には遠く及ばないため、道路冠水や浸水被害などが発生していると考えております。

以上です。

#### ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございます。

それでは、僕の地元の話になりますけれども、現在、昭代第二小学校は今後、小・中学校再編により統廃合が計画されております。昭代第二小学校は統廃合の後、（仮称）昭代学校の小学部の施設となり、そのまま避難施設にも設定されると思いますが、正門前に通る県道

18号は大雨の際、雨量にもよりますが、太ももくらいまで冠水し、通行止めになってしまいます。運動場横の道路もしかりですが、避難施設で避難できないどころか、たどり着けないのが現状です。

昨今は局地的大雨という言葉もよく聞くようになりました。子供たちの通学、通園の時間帯などに冠水すれば大変危険で、行政の判断が少しでも遅ければ命に関わる現状であると思います。この件に対して、大雨の際の安全対策を教えてくださいたいです。

**○総務課長（武田真治君）**

梶島議員の御質問にお答えします。

児童・生徒の安全対策についてお答えします。

大雨や台風の際は、福岡管区气象台からの気象情報や災害の状況に基づき、災害警戒本部や災害対策本部を設置して、今後の対応について協議を行います。その中で、気象情報や災害状況を教育委員会とも共有をして、大雨による冠水等のおそれがある場合は学校が早めの下校や休校を決定いたします。また、その連絡は学校から児童・生徒の保護者の方にメールなどで周知をしております。

また、市では市民の皆様が早めに避難所へ避難できるように、防災無線や広報車、防災メール、ツイッター、そしてKBCのdボタン、これはKBC九州朝日放送の地上デジタルデータ放送を活用したdボタン広報誌ですが、テレビのチャンネルをKBCテレビに合わせていただき、テレビリモコンのdボタンを押すと、避難所の開設状況をリアルタイムで確認することができます。

これらによる避難所開設の広報や、行政区長さんや民生・児童委員さんなどへ避難所開設の連絡を行い、避難情報の迅速な伝達に努めております。

なお、昭代第二小学校へ避難される方は1階の多目的室に避難していただいておりますが、避難状況や水害の被害状況により、2階の家庭科室や3階の音楽室などを開放して避難していただくような対応を取っております。

以上です。

**○2番（梶島正吾君）**

ありがとうございました。2問目は以上となります。

続きまして、3問目です。柳川市内におけるインクルーシブ教育についてになります。

今現在、本市に住居を置く個性、特性を持った子供たちが数多くいると思います。しかし、市内に限らず、市外の施設に通われている方もおられる中で、柳川市として人間の多様性尊重を強化し、個性、特性を持った方たちが精神的、身体的な能力を発達させ自由な社会に参加でき、なおかつ障がいを持たない子供たちと共に学べる共存教育、インクルーシブ教育についての考えを教えてくださいたいです。

**○学校教育首席指導官（野田真功君）**

梶島議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃったとおり、インクルーシブ教育は共生社会の実現を目指すために、障がいのある者と障がいのない者が共に学んでいく教育の在り方でございます。

このインクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを基本に置きながら、個別の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる場を整備することが重要だと考えています。そこで、現在、学校では通常の学級、通級による指導、特別支援学級、そして、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場が用意されております。特別支援教育の充実がインクルーシブ教育システム構築のためには不可欠であると言われるのは、このような背景によるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、障がいのあるなしにかかわらず、子供たちが同じ場所で共に学べるようにすることを基本に置きながら、自立と社会参加を見据えた、それぞれの教育的ニーズに応えられるような教育環境整備と教育内容の充実に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございます。

今進められている小・中学校再編計画ですけれども、その中に市内に1校でもいいので、インクルーシブ教育の導入は考えられませんか。市内に導入できれば、市外に通う子供たちも当たり前の学校生活を送れますし、家族の負担も少なからず軽減されるはずです。

統廃合の計画が進められている中です。多少高度な医療機関も備えなくてはいけなくなる問題ですが、ぜひ取り組むべき案件だと考えています。本市の考えをお聞かせください。

## ○学校教育課長（古賀 洋君）

梶島議員の質問にお答えをさせていただきます。

柳川市の現状といたしまして、障がいのある児童・生徒が市内の小・中学校では十分な教育を受けることができないため、そうした子供たちの教育的ニーズに最も的確な教育を提供することができる県立の特別支援学校へ入学をしている、こういったお子さんたちがいらっしゃいます。

議員のほうからおっしゃっていただいております市内の障がいのある子供たち、この全ての児童・生徒が市内の小・中学校で一緒に学んでいくことができる教育環境等の整備は非常に大きな課題でございます。しかしながら、柳川市でそういった医療設備等の整備、医療的ケアができる人材の確保等の教育環境、これを整備することは現実的に難しいと考えております。

したがって、教育委員会といたしましては、今後も障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場所で共に学ぶことを目指すとともに、保護者や地域の方などの理解

と協力の下、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行い、児童・生徒の自立を支援するため、教育環境や教育内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○2番（柁島正吾君）**

ありがとうございました。そこで、障がいではなく、個性、特性と捉えていただきたいと思います。しっかり支援していきましょう。ありがとうございました。

そして、4項めの市内における保育士の待遇改善についての質問をさせていただきます。

本市には公立の保育施設はなく、市内で柳川の宝である子供たちを見守っていただいている保育士さんは私立保育士として尽力くださっています。保育士不足が懸念される昨今、保育士さん自身も子供を授かった後、再度保育の現場に戻るのをちゅうちょされている方が多いように見受けられます。

公立保育士と私立保育士の待遇の違いを御存じでしょうか。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

柁島議員の御質問にお答えいたします。

公立保育園保育士と私立保育園保育士の待遇が分かる目安として、厚生労働省が令和元年度に幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査を行っております。その中の職員1人当たりの給与月額の結果によりますと、常勤の保育士の1人当たりの給与月額が、私立保育園の保育士で301,823円、公立保育園の保育士で303,113円となっております。こちらは給与月額の中に賞与の12分の1が含まれております。比較してみますと、ほぼ同水準となっております。

以上でございます。

**○2番（柁島正吾君）**

ありがとうございました。

保育士不足には様々な問題があると思いますが、現場の方々はそのゆえに非常に多忙であります。職務中は子供たちから一瞬も目を離せず、精神的にも、体力的にも非常にハードな仕事です。

柳川の宝、命を守るという点を踏まえ、学校の働き方改革も必要ですが、まずは柳川市内の保育園の環境改善補助と保育士の待遇改善補助を考えていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

現在、市が行っております保育士の待遇改善について御説明いたします。

まず、保育士確保対策といたしまして、市内の保育所等に新規採用された保育士に対して、

一定の条件を満たした場合、就職支援補助金として100千円を支給しております。令和3年度は7人の保育士に支給しております。

次に、保育士の待遇改善を図るため、保育士の賃金を改善した市内の保育園に補助金を交付し、月額平均9千円の賃上げを行っております。

次に、保育園の環境改善として、条件を満たした保育補助者を雇用した保育所に対して、補助金を交付しております。令和3年度は5つの保育園に対して交付をしております。

最後に、保育所へのICTシステムの導入を推奨いたしております。保育日誌などの書類作成や登園、降園の管理、保護者との連絡ツールなど、通常保育以外の業務負担の軽減につながり、待遇改善のための有効なツールだと考えております。

保育士不足については、業務量の多さ、責任の重さなど、議員がおっしゃいますようなハードな仕事でございます。また、保育士さんたちが多忙でいらっしゃることは私たちも承知をしております。今後、子供たちを見守っていただいている保育士さんたちが安心して働けるよう、保育園のさらなる環境改善、また、保育士の待遇改善に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

## ○2番（梶島正吾君）

ありがとうございました。

これはですね、イギリス等の先進国では保育士1人につき3人までの見守り制度となっているそうです。日本の保育は1人につき6人を見守っているのが現状ですので、この問題もしっかり解決していきましょう。

質問は以上になります。ちょっと早かったですね、すみません。大分早かったです。

大変勉強にもなりましたし、市民の皆様の理解も深まったことと思います。感謝いたします。これまで以上に行政と民間が一体となった取組で柳川市のさらなる発展に貢献していきましょう。ありがとうございました。

## ○議長（近藤末治君）

これをもちまして梶島正吾議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時52分 再開

## ○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、12番荒巻英樹議員の発言を許します。

## ○12番（荒巻英樹君）（登壇）

12番、自由民主党柳川市議団の荒巻英樹でございます。4年ぶりにこの場に立たせていた



だくことができました。御支援いただいた市民の皆様は心より感謝を申し上げます。これから4年間、18名の同僚議員及び金子市長以下、執行部の皆様と力を合わせて柳川市が抱える諸課題の解決や未来への投資、そして、市民の皆様がいつまでもこの柳川に住み続けたいと思っただけのまちづくりに向けて努力してまいりたいと思っております。

さて、現在、世界三大スポーツイベントの一つであるサッカーワールドカップが中東のカタールで開催されております。残念ながらベストエイトを目前に大会を後にすることになりましたが、日本代表、サムライブルーの活躍は我々日本人に大きな感動を与えてくれました。森保監督と選手の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

福岡市出身の富安選手、東福岡出身の長友選手と福岡県関係の選手が活躍したこともうれしい限りです。本市は少年サッカーが盛んでありますが、サッカーをやっている本市の子供たちの中には将来は自分が日本代表に入ってワールドカップで活躍するぞと思ってくれた子供さんもいらっしゃるでしょう。その願いがかなうことを願ってやみません。

参考までに、昨日、成田空港での帰国の模様が報道されておりましたが、日本代表の遠征の全てをお手伝いしておりますのは、福岡市に本社があります私鉄系の旅行会社であります。

それから、先月20日に第9回市町村対抗福岡駅伝が筑後広域運動公園で実施されましたので、応援に行っていました。県内60市町村中、オープン参加の3市町を除く57チーム中33位という結果でしたが、柳川市の代表としてたすきをつなぎ、筑後広域運動公園を駆け抜けていただいた選手の皆さんにはこの場をお借りして御礼と感謝を申し上げます。近い将来は、旧クリーンセンター跡地に計画されている陸上トラックで練習を積むことができれば、よりよい成績を残すことができるのではないかと楽しみにしております。参考までに、優勝は久留米市、2位、福岡市、3位、大牟田市でした。

ただし、残念なこともございました。ほとんどの市町村が我がまちの名前入りユニフォームで参加している中、柳川市の選手の皆さんは自前のウェアや所属チームのユニフォームで走られていました。主催者が用意するゼッケンは、1番から60番までの市町村の番号及び第1区から9区までの何区を走るかを表す数字だけの表記のため、柳川市が8番だと知らなければ観戦の方々は柳川市の選手であることが分からないわけです。ぜひ来年は柳川市の名前が織り込まれたユニフォーム姿が見られるよう、関係者のお取り計らいを心よりお願いしたいと思います。

それでは、質問に入りますが、本日は国が積極的に進めています健康経営優良法人認定制度について及び柳川市立図書館についての2項目についてのお考えをお聞きしたいと思います。

#### 1、健康経営優良法人認定制度への取組について。

この制度のことを初めて耳にされる方は多いのではないかと思いますので、まずは概要の説明をいたします。

健康経営優良法人認定制度とは、経済産業省が2017年から導入し、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組を基に、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度であります。健康経営に取り組む優良な法人を見える化することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としております。

この制度では、大規模の企業等を対象とした大規模法人部門と中小規模の企業等を対象とした中小規模法人部門の2つの部門により、それぞれ健康経営優良法人を認定しております。健康経営優良法人に認定されますと、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的な評価を受けられます。また、健康経営優良法人ロゴマークの使用が可能となります。そのほか、健康経営優良法人や健康経営に取り組む企業向けに自治体や金融機関等において様々なインセンティブがございます。

健康経営とは、従業員の健康保持、増進の取組が将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、従業員の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することです。健康経営に取り組むことは従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や企業の価値向上へつながることが記載されております。

さきに述べましたように、この制度は2017年からのスタートであり、導入以来、6年目にして大規模法人が認定235法人から2,284法人とほぼ10倍に、中小企業においては318法人から1万2,255法人と38倍強、うち福岡県においては13法人から274法人と21倍強となっております。

また、本市、柳川市内からは今年、2022年は6法人が認定を受けられております。1つ、株式会社高口精密工業、2つ、竹下産業株式会社、3つ、株式会社ヤスナガ、4つ、株式会社柳川合同、5つ、株式会社柳川合同トランスポート、6つ、柳川商工会議所、それから、全国の市町村においては、5つの市、北海道苫小牧市、山形県上山市、神奈川県鎌倉市、同じく神奈川県小田原市、愛媛県西条市、それと、県で宮崎県が認定を受けられております。うち北海道苫小牧市は次のように述べてあります。職員が心身ともに健康であることは、組織の活性化や生産性の向上につながり、質の高い行政サービスの提供に資するとの考えの下、本市では働き方改革と健康経営を一体的に推進しています。

そこで、お伺いいたします。

さきに述べたとおり、認定数の増加状況からもこの制度が社会に認められ、必要性が増してきているのは明らかであり、私はまず柳川市として取組を実践し、認定を受けられ、その後、既に認定を受けられている柳川商工会議所と合同で、市内の事業者へのこの制度の趣旨やメリット、デメリットを御紹介いただき、従業員の健康維持や増進、生産性や企業イメー

ジの向上、さらには医療費の抑制につながる健康経営を後押ししていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

なお、再質問及び市立図書館に関する質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

#### ○人事秘書課長（江口英範君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

国民の平均寿命が80歳代に延びまして、人生100年時代ということも間近というふうに言われております。誰もが健康で長生きすることを望めば超高齢社会が必ず訪れるという中において、市民の皆さんや本市職員の健康維持、増進は健全な行財政運営を行う上で大変重要な課題であるという認識をしております。

本市職員におきましては、60歳で定年退職後、最長5年間、再任用職員として働くことができます。今後、定年が65歳まで段階的に引き上げられれば、より一層、高齢期の職員の人材活用が求められます。そういうふうになりますと、職員の年齢構成の幅が拡大しまして、平均年齢も上がります。高齢期にかかるほど罹患率が上昇するというデータもございますので、60歳以上の職員の割合が増えるということになれば、今より健康維持、増進の取組が重要になってまいります。

荒巻議員からは、本市が取組を実践して健康経営優良法人認定制度の認定を受け、健康経営について市内事業所へ紹介していく必要があるとの御提案でございます。

この認定制度について、私も経済産業省のホームページで調べてみましたところ、自治体においても健康経営優良法人の認定、先ほど幾つかの自治体の名称を申し上げられました。事例が数例ではございます。近隣自治体にもおいても過去に事例がございまして、取組の経緯についてお尋ねをいたしましたところ、関連企業から市内の社員の健康増進を目的とした健康経営事業に取り組みたいとの意向があり、自治体がモデル事業所となってもらえないかというものでありまして、事業概要としましては、職員へ健康度チェックアンケートを実施し、結果集計後、健康セミナーを行い、結果をフィードバックする。また、健康プログラム、これは2コースございます。メタボ改善コース、体質改善コース、各コース全8回実施し、終了後に再度健康チェックアンケートを行い、健康セミナーを開催されたといった内容でございます。

そのほか、保険者である、これは福岡県市町村共済組合との健康診断や保健指導等での情報連携や福利厚生事業の内容について確認がなされたと聞いております。

この認定制度は毎年更新ということですが、その自治体におかれましては、その後、2019年に取得されまして、2020年、2021年、本年の認定申請はなされていないということでございます。

本市としましては、荒巻議員お考えの健康経営優良法人の認定につきましては、この制度

の認定要件や先例について調査研究を行いまして、その後の職場討議や関係課協議、また、近隣自治体担当者会議での議題討議等を踏まえまして判断していきたいと考えております。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。調査研究をしていくということで、ぜひ前向きな調査研究をお願いしたいと思っているところでございます。

それで、実際にこれは制度設計は経済産業省が行っております。でも、普通こういう健康的なことを考えると、一般的には厚生労働省じゃないかなんかと思ってしまうと思うんですけども、経営という立場だと思いますが、経済産業省です。

それで、認定は、これは2015年に発足した日本健康会議というところが行っております。それで、日本健康会議というのも、耳にしたことはあるけど、どんなもんかなという方も多いかと思いますけれども、いろんな団体が参加しておりますして、経済三団体、経団連、日本商工会議所、そして経済同友会、それから、連合も入っておりますし、全国知事会、そして、全国市長会、全国町村会等、そういった約20ほどの団体も入っておりますので、ぜひ全国市長会も認定をしている日本健康会議の一員でもありますので、金子市長にはこのことも市長会のほうでも確認をいただいて、ぜひ取組をお願いしたいと思うところでございます。

残念ながら自治体としての取組の数は正直、大体例年、今6年目が終わったところですが、本当に1桁に届かないぐらいですね。市町村というか、ほとんど市ですけども。でも、民間のほうは本当に右肩上がり、先ほど言いましたように、大規模法人で10倍強、中小企業で38倍、本当に右肩上がりなので、この必要性というのは、特に民間のほうは理解して進められておるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

そして、先ほど言いましたように、柳川市の市内の認定法人、6法人ですが、お聞きになったように、そのうちの2社はグループ企業ですので、経営者は同じ方ですので、この経営者、社長や商工会議所会頭などトップは5人になられますけれども、そのうちの2つの会社はこの取り組むきっかけになったのが、やはり大切な従業員を若くしてとか早く亡くされた。同じような悔しい思いは二度としたくないとおっしゃっております。金子市長も思いは一緒だと思います。全ての市の職員の皆さんが健康で生き生きと業務に邁進できる環境の構築に向けて、ぜひ健康経営の実践をしていただきたいと思っております。それで、その後、ぜひまた市内の事業者さんにも進めていただきたいんですね。

それで、行政が認定を受けると、もちろん認定を受けずをお願いされても、市内の事業者さんは取り組まれるところが出てくると思いますけれども、やはり認定を持ってお願いするのとならないのでは説得力が違ってくると思います。そういう点から、ぜひ取組を切にお願いしたいと思っておりますけれども、市長会の話もしましたけど、この件に関して、よろしければ金子市長のお考えをいま一度お尋ねしたいと思っております。

### ○市長（金子健次君）

荒巻議員のほうから御提言いただきました。全国市町村、町村会を含めまして1,700の団体、自治体がございます。実際取り組んでおられるのが数団体ということでございますので、御提言いただいたものと併せて、市内の6団体が、6企業が入っておるということでございますので、御意見として今日伺っておきたいと思っております。ありがとうございました。

### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

それで、先月、日経新聞にこの件に関する記事がございましたがというか、記事もちょうくちよく出ておるんですけども、二十数%の法人はこれを積極的に、商工会議所の2階にありますアクサ生命さんが積極的に取り組んでおられて、そういった形でいろんなお取引先等にも推薦、お勧めされて、いろんなお力添えをされているということも聞き及んでいますので、ぜひまたよろしければ人事秘書課長もそういったところのお話も聞いていただいて参考にいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、柳川市の取組はまたこれから調査研究ということでございますが、逆に、民間企業が認定を受けたときにはいろんなインセンティブがあるというお話を差し上げました。それで、柳川市としては、そういったことに関して、ぜひ柳川市として逆の立場でそういった市内の事業者さんに協力をしていただければと思いますけれども、その辺に関しては、この前、課長のほうには資料を渡したと思いますけれども、それを基に御返事をお願いいたします。

### ○人事秘書課長（江口英範君）

荒巻議員からは、国や地方自治体による健康経営優良法人に対するインセンティブ、支援策ということで、これは経済産業省が調査した分の一覧表をもらいました。内容を見ますと、公共工事や入札における加点評価とかしている自治体がございます。

これについては、たれば、仮の話はあまりすべきじゃありませんけれども、柳川市がそういうふうな健康経営優良法人認定制度の取得をするということであれば、荒巻議員おっしゃられたそういうふうな評価を受けたということで、それを商工会議所さんが受けてあるということなので、そこも意見交換をして進めていくという形になると思いますが、いずれにしても、私ども衛生委員会という組織が今既存でございます。安全衛生管理事業計画というのを毎年立てておりまして、そこには衛生管理で総合健診やストレスチェック、産業医等による職員の健康相談、いろいろ項目としては、事業としてはやっておりますし、また、市町村職員共済組合、ここの連携事業で健康事業を行っております。健康診断の事後フォロー、保健師による健康指導、婦人科検診や、経済産業省の認定要件にはない歯科健診等もやっている事業もございます。そういったところを比較検討しながら精査して研究して判断していくと。その判断が取得するほう、取得しないほう、どちらになるかということで事業

所への働きかけも変わってくるというふうに思っていますので、そういうふうなところで研究していきたいと思っております。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

よろしくお願いたします。

それで、宮崎県庁も取得、認定を受けたというお話もしましたけれども、やはりこれは知事の——今日お昼、皆さん帰られると思います。私もNHKニュースを見たら、今日から宮崎県知事選挙がスタートしたというのがあったていましたけれども、それで、宮崎県知事のコメントを幾つか紹介すると、県庁が率先して健康県庁宣言を行い、健康づくりの機運を広めていこうと考えました。県内企業の見本となるよう経産省の健康経営優良法人認定を目指し、健康経営の取組を始めました。そして、効果や結果が現れるには時間を要しますが、継続は力なりで息長く取り組みたいと考えておりますということもおっしゃっておりますので、御紹介したいと思えます。

それで、とにかくまずは職員の皆さんが健康で、ですから、離職率とか、そういう状況は承知しておりませんが、やはりお一人でも多く、一度採用された職員の方が離職されたり長くお休みをされたり、そういったことがないように、全ての職員の皆様が健康で業務に当たられ、そして、そのことが市民サービスの向上につながることで私は思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

そして、これは採用に関しても、実際に就職活動のときに、どこを受けるかということで、人によって給料が高いところがいい、休みが多いところがいいとかいろいろあるかと思いますが、就職する人は福利厚生の方に健康経営を考えているところということですが、親御さんの立場になると、健康経営に取り組んでいるところに子供には就職してほしいというところが一番多いんですね。本人が思っている以上に、親御さんはそのようなところにポイントを置いているんですね。ですから、何度も言いますが、柳川市としてぜひ取り組んでいただいて、認定を取っていただいて、そして、職員の採用においても、もちろん柳川市の方が一番多いと思いますが、周りの住民の方も自分の市よりも柳川市役所がやはり職員に優しい——とにかく一番職員のことを考えてくれるのは柳川市役所だから、俺は柳川市民じゃないばってん、地元の市役所じゃなくて柳川市役所を受ける、そういうことになれば、ますます優秀な職員の方が柳川市に入ってきていただいて活躍していただくことができるかと思えますので、ぜひよろしくお願したいと思えます。

それから、すみません、さっき課長にした、ちょっと説明が不足で、改めてお伺いします。認定を受けた事業者へのインセンティブ、ですから、具体的に言うと、中小企業融資制度における貸付利率の引下げなどが1点ですね。2つ目が中小企業に対する補助金優遇、3つ目が公共工事や公共調達等の入札における加点評価、4つ目が自治体独自の認定表彰制度への

融合というやつです。ですから、具体的には、さっき言ったように、例えば、柳川市の入札において認定企業には点数を上増ししますよとか、そういうことが考えられないかということのお尋ねですので、すみません、再度お願いいたします。

#### ○人事秘書課長（江口英範君）

答弁がちょっと分かりにくかったということでございますが、この優良法人の認定を受けた上でのインセンティブの支援策のお話になろうかということでご答弁を申し上げたつもりでございまして、この件については、ちょっと繰り返しになりますけれども、いろんな研究とかをやりまして、既存の健康増進の事業、福利厚生事業との比較検証等を行って、実効的な判断をしてまいりたいということで考えております。

この制度認定を受けるに当たっては、初年度はかからないにしても、次の年度から一定の費用負担が発生するという事も調べておりますし、そういうところで、1年目認定を受けて2年目は受けないという判断もあろうかと思っておりますけれども、そこで議員が言われた商工会議所との連携ということも判断していかないとけないということでございますので、インセンティブについては認定を受けた後の話だろうというふうに考えております。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

すみません、課長、これはまた改めて話させていただくことにして、これは認定を受ける受けないとはちょっと関係ないお話なので、後で整理しておいてくださいね。例えばですけど、認定を受けた企業が金融機関に融資を申し込んだとき、金融機関は認定企業は利息を少し下げますよとかいうのが1つあるんですよ。それと、保険会社も団体で申し込んだときに認定企業の保険料は幾らか、パーセンテージとしては少しなんでしょうけど、一般の企業よりも保険料を下げますよということで、それを公共、要は市として、自治体としてどういうことがそういう認定企業に対しての特典、インセンティブを与えられるかということでのお尋ねなので、それで先ほど言いましたように、市がやる公共工事、A社、B社、C社とありまして、基本的な入札はポイントとかお金とかあるんでしょうけど、その認定企業はポイントを加算しますよということは、市としてこれは認定を柳川市が受ける受けないとは別の話なので、ぜひこのことは改めて整理して御検討いただければと思いますので、答弁は結構です。

では、ぜひこの件、皆さん方も初めて聞かれて何のことかという方が多いかと思っておりますけれども、非常に今注目されている制度ということは間違いございませんので、皆様方もぜひ関心を持っていただければと思います。

それでは次に、2項目めの市立図書館についてのお尋ねに移らせていただきます。

「暮らしを豊かにする図書館になりたい」、これは柳川市立図書館のホームページの最初に書かれている言葉ですが、まさに公立図書館が目指す道だと私は考えます。

また、その次には以下のように記されております。「7つの図書館（室）をそれぞれの規模や地域特性を生かしつつ、一体的な運用と利用の促進に努めます。市民の皆さんが自由に利用できる図書館です。どなたも、気軽にお立ち寄りください」。

私が高校生の頃ですから、もう40年以上前ですね、旧柳川市内に図書館は残念ながらございませんでしたので、大川市の図書館を利用していましたけれども、現在は市内に7館、旧柳川市内にも5館というのは万感の思いでございます。

しかしながら、館が多ければ、その分、多くの蔵書が必要となりますし、そして、何よりも職員さん、司書さんの確保も大変だと思いますけれども、現在どのような課題があるのかをお伺いしたいと思います。

#### ○図書館長（松永浩一君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

現在の課題はということでございますけれども、先ほど荒巻議員のほうから蔵書数、それから、職員の確保について心配される発言がございました。

まず、蔵書数につきましては、図書館では、新しい本、最新の情報が掲載された雑誌等をそろえて、利用者の皆さんが求める資料、情報を提供しなければならないというふうに考えております。今後どのように蔵書の確保、充実を図っていくかということは課題の一つだと思っております。

次に、職員の確保でございますけれども、週6日開館していることや開館時間の延長によって必要な人員が増加したりとか、あと、職員の確保についても大変難しいところがございます。現在、限られた予算、人員をやりくりしながら利用者のニーズに応じていきたいと努力しているところでございます。

また、ほかにも施設の維持管理とか、あと、新型コロナの影響によって減少しました来館者数、貸出数をどう回復させていくか、そういった課題も存在しております。

以上でございます。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。蔵書の問題、職員の問題ですね、やはり課題だということで。ですから、ただ予算でクリアできる問題もありますし、予算だけではクリアできない問題もあるかと思えます。ですから、とにかく来館者の減少、コロナの関係もありますけれども、いかに魅力を高めるかというのが、もちろん一概に魅力というのも本当に人それぞれあるかと思えますけれども、いろんな角度から魅力を高めていく必要があるんじゃないかなと思っております。

それで、お尋ねしますのが、7館、もちろん館の大きさ、広さは違いますので、同じものが全て7冊必要だというわけじゃございませんが、非常に予算的にも厳しいというのも聞き及んでおりますけれども、今の7館、水の郷の分室を入れて7館と表現させていただきます。



7館の体制を今後も維持していくお考えなのかどうか、お尋ねいたします。

○図書館長（松永浩一君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

7館体制を維持していくのかということでございますけれども、基本的には令和2年に策定されました公共建築物等個別施設計画に沿って進めていきたいというふうに思います。

一方で、図書館という施設は、本を読んだり、本の貸し借りをするだけの場所ではないと思っております。子供たちが立ち寄り、また、放課後の中高生が勉強するために来館する姿を毎日のように見かけております。図書館は、市民の皆さんの学習の場であると同時に、特に子供たち、高齢者等の居場所としての役割も求められているというふうに認識しております。

個別施設計画では、図書館は将来的には複合化の方針でありますけれども、このような機能、場所は確保する必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。今の7館体制は維持していきたいというお考えですね。もちろん私もそうあってほしいと願う一人ではあります。ただ、やはりいろんな形で厳しい状況も聞いておりますので、7館体制が維持できるよう、お互い頑張っていければと思っておりますのでございます。

そういった中で、やはり予算面、いろいろと御苦労されているのは図書館に行けば分かることなのですが、その中の一つとしても、雑誌類ですよね。雑誌というのは——雑誌という表現が、実際、世の中は雑誌と言うからあれだけ、一生懸命読む人はそれは雑誌じゃないのかもしれないんですけど、いわゆる通称雑誌という部分で、それを事業者さん、企業様等に買っていただいて、そのお名前を紹介してという雑誌スポンサー制度を導入されておるみたいでございますけれども、状況等はいかがか、お尋ねいたします。

○図書館長（松永浩一君）

お答えいたします。

雑誌スポンサー制度につきましては、本年度から運用を始めておまして、11月末現在で15の事業所様から計27タイトルの申込みをいただいている状況でございます。

金額ベースで申し上げますと、合計で約210千円の御協力をいただいたということでございます。

また、今後についてもさらなる制度の周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。募集としては77紙ほどというふうに聞いておりますけど、そのう

ちの27は御協力いただいているということですね。非常に大変かと思えますけれども、これも地道な活動だと思えますので、よろしく願いいたします。

これは先進地、私はどこかに行ったとき時間があると図書館とか図書室とか寄るほうだと思うんですけど、筑後市の図書館さんがこの制度はかなり先進的ですよ。もう10年以上なっておるかと思えますけれども。ちょっと筑後市立図書館の館長にもお話を聞きましたけれども、やはりそういったスポンサーさんには毎年決まった後にお礼の挨拶にも回っているということもおっしゃっておいりましたので、もちろんそのようなお考えもおありかと思えますけれども、そういった形で今年頼まれた方が来年もうしませんということもないように、ぜひ継続した取組をお願いしたいと思えます。

それから次に、飲み物の持込みに関して、現状、世の中のと云ったらあれですけど、流れとしては、蓋が閉まるものに限る。例えば、ペットボトルとか水筒などの制限はありますが、全国的に緩和されてきている状況だと思えますけれども、本市の対応はいかがでしょうか。

**○図書館長（松永浩一君）**

お答えいたします。

飲み物の持込みに関しましては、令和2年度に有識者、学校関係者、あと利用者代表、また、地域の団体等で構成されております図書館協議会で協議いただいております。

協議結果を踏まえまして、現在は館内への飲み物の持込みについては制限はございません。

ただ、本は公共の財産でもございますので、本を汚損することがないように、飲食ができるスペースについては別に設けております。

以上です。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

じゃ、今、飲食のスペースが——それはあめんぼセンターに限っての話ですかね、飲食のスペース。

**○図書館長（松永浩一君）**

本館のみ飲食スペースを設けているということでございます。

以上です。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。やはりこの辺の近隣にもお聞きしましたけれども、完全にまだ認めていないところもありますけれども、先ほど言いましたように、そういった倒れてもこぼれない類いのものは持込みを認めている。掲示をしているところもあるし、掲示はされていないところもありますけれども、もちろんこぼしたりとか、とにかく本が汚れたりしてはいけませんけれども、実際、今この時期は別としましても、夏は脱水症状の問題とかもありますので、今はそういった持込みも認められるということで確認をさせていただきます。

た。

それから次に、今度また図書館の魅力をどうしたら上げられるかということで、今日はその中の一つの提案なんですけれども、柳川市民の皆さんで福岡都市圏や久留米のほうに通勤、通学の方も多数いらっしゃるんですけども、ぜひ図書館の返却ボックス、返却ポスト、これを西鉄柳川駅の改札口に近い市のスペースにそういった設置をいかがかと思っておりますけれども、どうでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○図書館長（松永浩一君）

お答えいたします。

返却ポストにつきましては、現在、市内7館全館に設置をしております。そこでは24時間、利用者の皆さんに御利用いただいているという状況でございます。新たに西鉄柳川駅への設置ができないかということでございますけれども、確かに設置によって利用者の利便性向上につながると思います。

本市で今現在設置をしております返却ポストの状況をお話ししますと、1日当たりの利用状況でございますけれども、本館の例で申し上げますと、休館日の翌日については大体50冊ぐらい入っております。それ以外の日は大体10冊程度ということで、あと、ほかの図書館についても1桁台が多いということで、決して多くの利用者が利用されている状況ではないと感じております。

また、設置に当たっての課題といたしまして、管理上の問題、特に本の回収を担う職員の確保をしなければいけない。それから、回収の頻度にもよりますけれども、各図書館への転送に要する時間とか、あと、予約本の対応の遅れとか、その辺の心配がございます。あと、設置費用もかなりかかりそうというふうに聞いておりますので、その辺の解決すべき点も結構あって、直ちに設置ということは難しいと考えております。

以上です。

#### ○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。実際、利用者そのものはかなり多いとは聞き及んでいますけど、ほとんどの方が直接窓口で返されていて、そういうボックスの利用が少ないという現状ですよ。ちょっと私もその辺の理解はできていませんでした。

ただ、今回、私はこの質問に向けて調査しましたので、そのことを御紹介させていただきたいと思っております。

最初にこれを思ったのが、西鉄の小郡駅なんですよ。小郡駅も、駅の構内じゃなくて、小郡駅を使われた方は思い出されてください。改札を降りてというか、構内を出て西口ですね、天神のほうに向かって左側、西側、ロータリーがあって、そのローソンの手前に、高さ百二、三十センチ、幅1メートルぐらい、奥行き80センチのシルバーのものがあって、よく見たら本のポストと書いてあるんですね。それが小郡駅だけじゃなくて、三国が丘駅とか端

間駅、西鉄小郡駅は1日大体8,000人強、柳川駅も減ってきて、柳川駅と同じぐらいなんですよね。三国が丘駅は1日5,000人ぐらい、端間駅というのは1,260人と、普通の駅ですから非常に少ないんですけど、西鉄の天神大牟田線の3駅プラス市内の公民館が3つで、6つの返却ポストがあるそうなんですけれども、それで、全部で大体小郡市の場合は250冊から300冊なので、これは館長のお話ですけど、三国が丘駅と小郡駅で1日大体100冊ぐらいだというお話をなさっておりました。ちなみに、設置ポストは設置費用を含めて400千円ほどというお話です。

それから、久留米駅はやはり非常に多いですよ。これは年間のデータしかないということでしたけれども、西鉄久留米駅は、お隣、以前、市が持っていたリベールというビルの1階に、これは8時から20時という12時間、24時間じゃないんですが、年間で1万3,000冊ほど、365で割ると35.6冊、JR久留米駅は24時間利用可能ですけれども、改札を出て、新幹線、JR改札正面辺りの通路にありますけど、年間で1万2,000冊ほど、365で割ると32.8冊ということなので、私が思っていた以上に利用されているなということもあって、柳川駅でもあれば便利なんだなと思いましたが、窓口以外で返される人がそんなに少ないというのは私もそれは想定外でした。ただ、やはりいろんな形で、今朝も柳川駅の水路の引込みの話題とかあっていましたし、西鉄のほうでもにぎわいづくりとかありますけれども、やはり駅の魅力を上げるというのは必ず必要なことですし、やはり駅にいかんにかに人に集まってもらうというか、駅を利用してもらう——駅周辺ですね、ごめんなさい。駅周辺のにぎわいづくりの一翼も担うんじゃないかと思えますけれども、ちょっとまたこれはニーズがどうかということも私もまた検討して、またこの辺を取り上げていければと思っていますところがございます。

それから次、最後になります。文部科学省によれば、学校図書館の役割、機能の一つとして家庭、地域における読書活動の支援があり、学校図書館を学校の児童・生徒や教員だけでなく、地域住民全体のための文化施設として有効に活用できるようにすべきとする要請も行っている。このような要請の下、例えば、家庭と連携して読書活動を進めるため、親子貸出しの実施など、保護者等の学校図書館利用を可能とする取組や学校図書館を地域住民全体の文化施設と位置づけ、放課後や週末に他校の児童・生徒や地域の大人にも開放する取組などを通じ、地域における読書活動の核として学校図書館の施設等やその機能の活用を図っている例もある。

実際、小・中学校の図書館を市民に開放している自治体もございますが、今後の小・中学校の再編に伴い検討の必要があると考えますが、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

学校のことでございますので、私のほうから荒巻議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校図書館、図書室に限らず、図書館というものにつきましては、利用の対象者数に応じ

て蔵書数を確保していくという必要がございます。学校の再編によりまして統合した学校というのは一時的に蔵書数が増える、こういうことになるかと思いますが、学校ごとに同じような本を購入しているということも非常に多いという現実がございます。実際のタイトル数は単純には増えないというふうな現状がございます。また、再編後にはその時点の児童・生徒数に応じて予算を確保し、蔵書を購入していくというふうになっていくかと思いますが、児童・生徒以外にこれを開放するということになりますと、その分を加えて蔵書を確保していかないと、その学校の児童・生徒が本に接する機会というものを減らすことになりかねない、このような状況がございます。加えて、現在、学校図書館、図書室においては、児童・生徒の貴重な居場所として、これはふだんの子供たちだけでなく、なかなか教室に入れないう子供たちの居場所としての機能も持っているというふうな状況がございます。

こうしたことから、読書活動における学校から家庭に向けての情報発信についてはこれからも努めていきたいと考えておりますが、学校の図書室の児童・生徒以外への開放については予定をいたしていないところでございまして、公立の市立図書館との役割分担、相互協力でこれからも学校図書館としての役割を果たしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○12番（荒巻英樹君）**

ありがとうございました。

実はこれは冒頭に聞きました7館体制を維持するかどうかというところも関連しての、その辺のことも含めてのお尋ねでございましたが、7館は維持されるということですので、むやみに学校図書館を開放すべきというあれじゃないんですが、ただ、いずれにしましても、現時点では7館体制維持ですけれども、将来的にはこれが10年後、20年後の議論としてまたどうなるかというのがありますので、この学校再編においてはそういったところも視野に入れながら検討いただければということをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 42 分 休憩

午後 2 時 52 分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、8番今村智子議員の発言を許します。

**○8番（今村智子君）（登壇）**

皆様こんにちは。8番、公明党の今村智子でございます。議長のお許しをいただきました

ので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本年10月2日、柳川市議会議員選挙で2期目の当選をさせていただき、初めての一般質問となります。これからも市民の皆様の声を市政に届けて、安全・安心、そして、魅力ある柳川市構築に向けて頑張っていく決意でございます。執行部の皆様には大変お世話をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の質問は2点でございます。1点目はヤングケアラーについて、2点目は保育士不足についてであります。

近年、社会問題として取り上げられているのがヤングケアラーです。ヤングケアラーは法令上の定義はありませんが、日常的に家事や家族の世話、介護などのサポートを行っている18歳未満の子供のことを言います。例えば、親が病気のため家族の代わりに幼い兄弟の世話をしている子供、また、家計を支えるために放課後アルバイトをして病気の家族を助けている子供、お世話を費やす時間を見てもみますと、多い子では1日、何と7時間以上に上るなど、お手伝いの範疇を超えて担っている子供たちのことをヤングケアラーと言います。

令和2年度の国の実態調査では、中学生の約17人に1人、高校生の24人に1人が世話をする家族がいると回答をしています。子供が家族の世話をすること自体は問題ではなく、むしろすばらしいことであると思います。子供にとっても家族のお世話は当たり前と認めていることでしょう。しかし、子供として守られるべき権利が侵害されているケースもあり、何らかの支援を受けることによって安心して学校生活や日々の生活を送ることができれば未来の希望につながっていくと思うのです。

しかし、ヤングケアラーは家庭内のことを人に話すことはあまりなく、むしろ話したことで大切な家族が責められたり、悪く思われたりするのではないかと認めている子供もいて、ヤングケアラーが表面化しづらく、孤立化しているのが現状のようです。

ある調査結果によると、周囲の大人のヤングケアラーに対する認知度は低く、聞いたことがあり内容も知っているのは3割で、聞いたことはあるがよく知らない、聞いたことはないというのが7割でございました。周囲の大人がヤングケアラーのことを知り、その存在に気づき、日常に隠された声に耳を澄ませて、その声を必要な支援につなげていくことが大事ではないかと考えます。

そこで、本日はヤングケアラーについて議論を深めさせていただきたいと思っております。

質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

## ○8番（今村智子君）続

それでは初めに、本市のヤングケアラーの実態についてお尋ねをいたします。

これまでに実態調査をされたこと、または子供たちから家庭のことなどの相談を受けられたことはありますか。先生とのやり取りができる日記帳などに書かれてあったことなども構いません。よろしくお願い申し上げます。

### ○学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市において、これまでヤングケアラーの実態調査として実施されたものはございません。ただ、福岡県の教育委員会が毎月実施をいたしておりますいじめ・不登校調査において、昨年度ヤングケアラーに関するアンケートが追加をされましたが、これについては、なかなか家庭内ということでプライバシーの問題もあり実態把握が難しいこと、それから、調査の目的、内容が明確ではない、学校教職員の理解が不十分なまま調査が始まったということで、そのまま7月、4か月で取りやめになったというふうな経緯がございます。

これまでに子供たちから家庭のことなどの相談を受けたことがあるかという御質問でございますが、これについてはどの学校もあるというふうなのが実態でございます。もちろんその内容については、御質問にありましたケアラーということだけではなくて、家庭環境に課題がある、いわゆるネグレクト、育児放棄、こういうふうに言われる状態が主であるというふうには私どもは考えております。

具体的にどういう状況かといいますと、子供が与えられている食事が十分ではない、洗濯や季節に合わせた衣類の対応が十分ではない、子供がどうも入浴などをしていないような状態、こうした家庭においては、その子が兄弟児のお世話等もせざるを得ないといった場合も多い、こういったことからヤングケアラーとしても当てはまる、そういうふうと考えられるところでございますが、要因については複合的なものがありますので、私どもはネグレクト、育児放棄という考え方で対応をいたしております。

以上でございます。

### ○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

本市独自のヤングケアラーの実態調査はされたことはないようですけれども、県が実施しておりますいじめ・不登校調査で昨年4月にヤングケアラーに関するアンケートがあったということでございますが、調査の内容等明確ではない、また、先生方の御理解が不十分のままの調査だったということで4か月でやめられたということでございます。これがやめられた理由が現場からの声で決められたということであれば、そのことに対する意見を述べることはありません。ただ、実態を知ること、そしてまた実態をつかむことの重要性というのは、以前、矢ヶ部議員が同じ内容で一般質問をされたときに教育長もおっしゃってあったかと思っております。そういった意味では、子供たちから家庭のことなどの相談を受けられたということでもありますけれども、担当された先生と子供たちの信頼関係がしっかり築かれてあるからこそ子供たちが心を開き、声を上げたのだと思っております。ぜひともその声を大事に、子供に寄り添った支援、そして見守りをこれからもお願いしたいと思っております。

また、実態調査におきましては県の調査内容が不十分ということでもありますけれども、今

後、市独自でも行っていただくこととかはございますでしょうか。もしよろしければ御意見をお聞かせ願いたいと思っております。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

ヤングケアラーということに限らず、子供の実態については、日々子供の観察、そして、子供の声から把握をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

よろしく願いいたします。

それでは、次の質問でございます。

子供たちの中には先ほどのように先生に直接相談する子もいるかと思うんですけれども、実際は相談できない子もいると思うんです。それで、日頃の生活の中で、また、家庭訪問等を行われた中で、この子は何か問題を抱えているのではないかとと思われる児童・生徒、もしくはそういう行動を起こしている児童・生徒はいますでしょうか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

学校の中で児童・生徒の様子から先生が問題を把握するというのもよくあることでございます。学校は問題を発見しやすい立場にあるというふうに考えております。そうした中で、先ほども申し上げました例でございますが、例えば、着ている服が洗濯をされていない、体が衛生的ではない、学校に来て朝から空腹を訴える、子供のそういった様子から課題を察知し、こちらの学校の先生のほうから聞き取りを行うなどして、問題の早期の発見、対応に努めているところでございます。

家庭の養育環境が十分でない、基本的な生活習慣が身につけられない環境にあるなど、家庭に問題があるケースにつきましては、市の子育て支援課などの福祉部門、それから県の児童相談所、こうしたところと早めに情報を共有し連携し、課題の解決を図っていくというふうな対応をいたしております。どうぞよろしく願いいたします。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございます。

既に問題のある子には支援のための連携、そしてまた解決へ向けて対応していただいていることに、学校、また教職員の皆様には感謝の思いでいっぱいでございます。本当にありがとうございます。ぜひ今後とも問題の早期発見、そして、対応にお力をいただきますようよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問です。

病気を患い、思うように家事、育児ができない親御さんにとって、行政からの支援は考えたことがなかったというより、あるのを知らなかったという方もいるようです。そういった意味では、ヤングケアラーのことを知り理解するという普及啓発はとても重要であると思



ます。

そこで、お尋ねをいたします。

これまでにヤングケアラーの普及啓発活動は行われてありますでしょうか。もしこれまであられましたら、その内容をお聞かせください。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

ヤングケアラーの普及啓発活動については私のほうからお答えさせていただきます。

本市におきまして、これまでヤングケアラーの啓発活動としては実施したことはございません。子育て支援課にはヤングケアラーの相談は今までございませんが、ヤングケアラーの問題につきましても、早期発見、また、適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。

しかしながら、家庭内のことはプライバシーの問題であるため、実態の把握が難しく、ヤングケアラーの問題を深刻化させております。その原因としては、ヤングケアラーの特徴として周囲の諦めや思春期の恥ずかしさなどから家事や家族の世話をすることを周囲に伝えず、孤立してしまう傾向にあるからだと言われております。家事や家族の世話などが日常的にあり、当たり前のこととして受け入れているため、自分自身でその現状に気づいていないことにあります。ヤングケアラーを適切な支援につなげるためには、本人や周りの人たちもヤングケアラーについて正しく理解することが必要です。そのためにも啓発活動は重要でございます。啓発用のチラシなどを活用しながら、小・中学校などの教育機関とも連携し、ヤングケアラー問題を知ってもらうため幅広く啓発を行い、ヤングケアラーの早期発見に努めていきたいと思っております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ぜひともよろしくお尋ねをいたします。

それでは、最後の質問でございます。

ヤングケアラーの支援策はどのようなものがあるかを教えてください。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

社会経験の乏しいヤングケアラーにとって、自ら支援制度とつながることは困難でございます。障がいや病気のある家族の世話をしたり、幼い兄弟の世話をしたりと、家庭によって状況は様々でございます。こうしたことから、ヤングケアラーの支援につきましても、ヤングケアラーであることを発見し、子供の状況や意向に応じた支援に結びつけることが重要でございます。

相談窓口については、子供が相談しやすい電話やSNSでの相談窓口がございます。児童相談所の相談専用ダイヤル、文部科学省の24時間子供SOSダイヤル、法務省の子どもの人

権110番といった電話相談があり、通話料金は全て無料となっております。また、文部科学省の子供のSOSの相談窓口といったSNSによる相談窓口もございます。

先進地であります福岡市を例に見てみますと、NPO法人と連携し、NPO法人内にヤングケアラーコーディネーターによる相談窓口を開設されております。ヤングケアラーコーディネーターによる相談を通してヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげています。また、ヤングケアラー同士が悩みや経験を語り合うオンラインサロンなどを実施しております。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題でございます。子供やその家族の状況を理解した上で、今の状況をどう思っているのかを尊重しながら寄り添うサポートをしていくことが重要だと考えております。

本市におきましても学校教育課とも連携し、早期発見に努め、困っていること、心配事を一人で抱え込んでしまう前に適切な支援につなげていきたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

本当にヤングケアラーというのはデリケートな問題であると思っておりますけれども、の中で一番大事なのは、知ること、知っていただくことというのが大事であると思っております。先ほど課長のほうからおっしゃっていただきました福岡市、これはヤングケアラーコーディネーターによる相談を通してケアラーの発見、そして、必要な支援につなげてあるということで、本当にすばらしい取組をされてあると思います。ほかの自治体も実はシンポジウム等を開催されて、理解を促す集いを開催されてあるようですので、本市でもぜひ一度ヤングケアラーコーディネーターをお呼びして講演会などの開催、そういった啓発の場をつくっていただきたいということを願ひまして、この質問は終わります。

次に、保育士不足について質問をさせていただきます。

先ほど梶島議員よりも同じ内容で質問され、重なるところもあると思っておりますけれども、本当にそれだけ市民の声が多い問題であるというふうに思っておりますので、私にいただいた声を基に質問をさせていただきます。

2023年4月にこども家庭庁が創設されます。こども家庭庁は、妊娠前からの切れ目のない支援に加え、貧困や虐待など困難な状況にある子供の問題にも取り組み、子ども・子育て政策を抜本的に強化していく内容であり、子供の幸せを最優先する社会となるための省庁であります。いまだ続くコロナ禍で、子供や若者、家庭にとって大きなマイナスの影響を与えている中でのこども家庭庁の創設に私は大きな期待をしています。

本市においては、令和2年4月に第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画を策定されました。計画の基本理念の一つに、親が本市で子供を産み育てることに生きがいを感じ、楽し

みながら子育てができ、子供たちの可能性と夢を引き出せるような取組を進めるとあります。この取組を進めていく上では多くの方の温かいまなざしと支援があってできるものだと思います。中でも保育に従事される方の存在は不可欠と言えるでしょう。しかし、今、多くの保育園、幼稚園では保育士不足が大きな課題となっています。少子化により大学生も減っている中、特に、地方の大学では保育に関連する就職先が地元ではなく、都市部に流れができています。ある保育園で伺ったところ、学生が保育園の実習に誰も来ませんと、本当に保育士を雇いたくても雇えない状況なんですとか、また、ある園のほうでは派遣の保育士を雇っていますというお声をいただきました。

保育現場では人手不足の中で毎日の仕事内容は多岐にわたっております。私も具体的な内容を伺ったところ、本当にたくさん内容でびっくりしたんですけども、その一部を御紹介いたします。まず、今いろいろと問題がテレビであっておりますとおり、安全面での配慮、そして次に、子供の体調面への配慮、また、子供の成長発達に合わせた遊びの提供、そして、保護者の対応、日誌など書類作成、事務作業、これは例えば、1クラス20人の子供さんがいらっしゃると毎日日記帳というか、今日、子供はこんな感じでされてありましたよとかという言葉を書かれて、その父兄とのやり取りを毎日されてあるのが現状でございます。あと、行事も多くて、そのたびに壁にいろんな飾りつけを作られたり、そういった準備、計画、そして、今、一番大変なのがコロナで1日2回、クラスの子供たちを検温しないといけないんですというお声でございました。その中で、こうした職場の環境に対して実は賃金が本当に安くてとの理由で離職をされることも実態としてございます。本当に早急な保育士不足の対策が求められています。

そこで、本市における保育士不足関連について何点か質問をさせていただきたいと思いますが、まず初めに、令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化でございますが、これに伴い保育所等の利用状況がどのようになっているかを、無償化開始前、開始後で教えていただけますでしょうか。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

保育料につきましては、令和元年10月1日から保育所等に対して小学校入学前の3年間の保育料が無償となる幼児教育・保育の無償化がスタートいたしました。幼児教育の無償化開始前後の保育所等の利用状況ということですので、市内の未就学児が何人くらい保育所等を利用しているか、お答えいたします。

無償化の前であります平成31年4月の未就学児人口は2,742人で、うち保育所等利用者は2,170人で79.1%の利用率となっております。また、無償化後の令和2年4月の未就学児の人口は2,698人で、うち保育所等利用者は2,140人で79.3%となっております。

こちらを無償化の対象となっております3歳児から5歳児で見ますと、無償化前の平

成31年4月は1,474人で、うち保育所等利用者は1,401人で95%の利用率となっており、無償化後の令和2年4月は1,471人で、うち保育所等利用者は1,403人で95.4%となっております。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

お調べいただいて本当にありがとうございます。今、教えていただきました人数を伺うと、ほとんどのお子さん、特に3歳から5歳の子供さんに関してはほとんどの方、95%ほどが保育園等に通っており、本当に保育士はなくてはならない存在だなということを改めて思いました。

それでは、本市における保育士の状況、特に足りないとか具体的に数字が分かれば教えていただけますでしょうか。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

1人の保育士が保育する国が定めました配置基準を申しますと、子供の年齢がゼロ歳児で3人、1歳から2歳児で6人、3歳児で20人、4歳児以上で30人となっております。子供の年齢が低くなるにつれ、保育士1人が保育できる人数は少なくなります。各保育園とも利用定員に対しては保育士の配置基準は満たしております。

ただ、市内の保育所に勤務されている保育士を対象に令和2年度に実施した保育士ニーズ調査では、保育士が常に不足と回答した保育士は55%に上ります。保育園ごとの不足理由や不足人数については把握しておりませんが、交代の保育士が少ない、いないといった保育士不足は慢性的に生じております。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

ありがとうございます。

保育士ニーズ調査での半数以上の方が保育士が常に不足と言われているということで、本当に深刻な状況であると感じます。交代の保育士が少ない、いないために、実は若い方だったんですけれども、年休が取れないんですと。そしてまた、本当に取りづらいんですといったお声をいただいております。

その保育士不足による中で、特に、そういった状況であれば待機児童がどういう状況かということが知りたいんですけれども、そのほかに障がい児の受入れについてとかはどのようになっていますでしょうか、教えてください。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

現在、柳川市では入所希望が多い保育園はありますけれども、待機児童については発生しておりません。また、障がい児の受入れについては、必要に応じて障がい児をサポートする

保育士を配置しながら可能な限り対応をいたしております。

なお、令和4年4月現在では障がい児をサポートする保育士を9つの保育園で15人配置をしております。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございます。障がい児をサポートするという加配保育士だと思うんですけども、9つの園で15人の申請があるということでございますが、本当に保育現場は大変な状況になっているということがこの数字からうかがうことができました。

それでは、具体的に保育士不足対策の本市の取組についてお尋ねをいたします。

2点あるんですけども、まず、1点目に関しましては、離職防止、先ほどもやっぱり辞めていかれる保育士さんもいらっしゃるということで、そういった防止対策、就業継続支援といいますけれども、その中で特に要望が多かった処遇改善についてとかもありましたので、その件を1点お尋ねいたします。

そして、2点目でございますが、保育士の資格をお持ちである方が実際に今保育の現場では働いていらっしゃらない潜在保育士への再就職支援です。こういった中で、今、市が取り組んでいただいております保育士人材バンクというものがありますけれども、その内容、そして、現在の登録者数、また、周知方法がどのようになっているかを教えてください。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

先ほどの榎島議員の答弁と重なる部分があるかと思っておりますけれども、答弁をさせていただきます。

現在、本市におきましては保育士確保対策といたしまして、市内の保育所等に新規採用された保育士に対して、一定の条件を満たした場合、就職支援補助金として100千円を支給しております。令和3年度は7人の保育士に支給しております。

また、保育士の処遇改善を図るため、保育士の賃金を改善した市内の保育園に補助金を交付し、月額平均9千円の賃上げを行っております。

次に、離職保育士の再就職支援、保育士等人材バンクの内容、登録者数、周知方法等に関する御質問ですが、保育士などの資格をお持ちの方で就労を希望される方に登録していただき、市内の保育所などからの要請に応じて情報提供することを目的としております。現在の登録者数は1人と少ない状況でございます。令和3年度は2件の採用実績がっております。周知方法は市ホームページにて掲載をいたしております。

以上でございます。

#### ○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

保育士確保対策として、新規採用者には100千円の支給、そしてまた処遇改善等では月額平均9千円の賃上げを行われてありますけれども、これは新規の採用者だけが100千円の支給ということと、それとまた、保育士の賃金を改善した市内の保育園ということでございますので、逆に賃金を改善しなければ補助金交付はないということでございますでしょうか。そういった意味では、どなたも子供たちのために皆さん一生懸命働いてくださっていますので、そういった意味で平等な形で何かの支援があればというふうに思っているのが1点でございます。

また、2点目の保育士等人材バンクの登録者が1名ということでありましてけれども、実際にホームページ等を私も検索させていただいたんですけれども、実際登録する側にとっては雇用条件とかの具体的な内容がありませんし、いま一つ内容の見直しが必要ではないかというふうに思うところでございます。

また、周知も市のホームページだけでは、見られない方もいらっしゃると思いますので、そういった意味では、市が全勢力で保育士不足に対応していますというような意気込みを示していただけるような形の一つとして、例えば、そういったチラシを駅とか商店街とか至るところに置いて積極的な働きかけをしていただくことはできませんでしょうか。

自治体によって奨学金制度、手当などを準備されて、保育士不足に本当に力を入れてあります。ある自治体では移住保育士等への補助事業があり、移住する保育士に家賃や転居費用の一部を補助する事業が行われています。これは正規保育士として雇用されることなどが条件でございますけれども、最長36か月間、また、月額15千円が支給をされています。先ほども答弁ございましたけれども、さらなる思い切った対策が必要だと考えますが、御意見を聞かせ願えますでしょうか。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

先ほども申し上げました保育士確保対策としての就職支援補助金のほかに、保育士の業務負担軽減のために、条件を満たした保育補助者を雇用した保育所に対して補助金を交付しております。令和3年度は5つの保育園に交付をしております。

しかしながら、一時的な支援では根本的な保育士不足解消には至らないと感じております。議員がおっしゃいますように、保育士不足を解消するために思い切った対策をする自治体もあるようでございます。長期的、短期的にかかわらず、保育士不足解消に向けての支援の成功事例があれば調査研究をしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（今村智子君）

ぜひともよろしく願いいたします。

次に、保育士不足への対策、改善の取組として、先ほども梶島議員のほうでお答えいただ

いた内容と同じことになるかと思えますけれども、保育所等におけるICT導入について本市のお考えを改めてお聞かせください。

**○子育て支援課長（古賀順一郎君）**

お答えいたします。

保育士不足については、業務量の多さ、責任の重さなどが原因だと考えられております。全てが解決できるわけではございませんが、業務の効率化を図ることも保育士不足を解消する一つの方法だと考えております。

そこで、保育所へのICTシステムの導入についてですが、保育日誌などの書類作成や登園、降園の管理、補助者との連絡ツールなど、通常保育以外の業務負担の軽減につながり、課題となっております保育士不足、また、処遇改善のための有効なツールだと考えております。国の補助事業を活用し、導入される施設を支援してまいりたいと考えております。

保育園の関係者の方からも、地方においては保育士として就職しても何年か後には地方を離れ、都市圏の保育園に転職するといったケースも多いとお聞きしております。ICTシステム導入に限らず、今後、現場である保育園の意見も聞きながら保育士不足解消に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

**○8番（今村智子君）**

国の補助事業を活用されて導入される施設を支援してまいりたいとの前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは最後に、子育て支援の最重要課題でもある保育士不足について、よろしければ市長より御意見をいただけますでしょうか。

**○市長（金子健次君）**

国のほうもいろんな形で子育て支援については、いろんな形で施策、補正予算についてもかなりの費用を補正を通りました。そういう意味では、今、課長が答弁いたしましたような形で、本市での重点施策としてもやっていかなければならないというふうに感じております。

保育士の不足については、ほかの市町村との比較をしながら、100千円についても遜色ないような形でしておりますけど、ほかの市町村、自治体のほうも調査をしながらやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

**○8番（今村智子君）**

市長より前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして私の保育士不足についての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 29 分 延会



## 柳川市議会第8回定例会会議録

令和4年12月9日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椛島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次																	
副市	長	中村智弘																	
教	育	長	沖	毅															
総務	部	長	平	田	敬	介													
会計	管	理	者	高	田	啓	介												
市民	部	長	松	藤	満	也													
保健	福	祉	部	長	島	添	守	男											
建設	部	長	中	村	正	光													
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	永	久						
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋							
消	防	長	松	藤	敏	彦													
人	事	秘	書	課	長	江	口	英	範										
総	務	課	長	兼	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	武	田	真	治
企	画	課	長	池	末	勇	人												
財	政	課	長	田	中	勝	裕												
税	務	課	長	古	賀	和	明												
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦									
福	祉	課	長	内	田	猛													
学	校	教	育	課	長	古	賀	洋											
生	涯	学	習	課	長	新	開	文	隆										
建	設	課	長	古	賀	洋	二	郎											
水	路	課	長	梅	崎	秋	敬												
子	育	て	支	援	課	長	古	賀	順	一	郎								
生	活	環	境	課	長	野	口	貴	光										
観	光	課	長	山	田	秀	太												
商	工	・	ブ	ラ	ン	ド	振	興	課	長	松	尾	強						

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

## 5. 議事日程

### 日程（1） 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	13 番 佐々木 創 主	1. 柳川市の財政と人口減少・少子高齢化対策
2	6 番 橋 本 憲 之	1. 市民サービスについて 2. SDGs への取組について 3. 施策の進捗状況について
3	1 番 菊 次 太 丸	1. 人口減少対策について 2. 子どもたちの放課後学習支援について
4	10 番 新 谷 信次郎	1. 佐賀空港オスプレイ等配備問題について 2. 「柳川市人口ビジョン第2期」について 3. 「柳川市立小中学校再編計画」について 4. 浸水対策について

### 午前10時 開議

#### ○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問について

#### ○議長（近藤末治君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、13番佐々木創主議員の発言を許します。

#### ○13番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。本日は柳川市にとって最大の課題である人口減少、少子高齢化対策について質問させていただきます。

この人口減少対策については、去る今年6月議会でも、まちづくりと人口減少対策というテーマで、道路整備、土地利用、定住化といった観点から質問させていただきましたが、今回は財政も絡めて議論をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、柳川市の人口は合併をした平成17年の7万6,000人から6万3,000人、14年間で1万3,000人減少しています。年平均すると760人ずつ減少していることとなります。

6月の一般質問では、有明海沿岸道路、国道443号、385号バイパス、西鉄柳川駅東部区画

整理事業、19小学校全てに校区コミュニティセンターの整備など、多額の投資事業が行われ、また、新婚世帯へのマイホーム取得支援などの定住化支援が行われているものの、人口減少に歯止めをかけるには至っていない状況であることが分かりました。ただ、新たな幹線道路整備や西鉄の駅へのアクセス改善によって、他の地区に比べ、新規住宅着工件数も多く、人口減少率も低い状況で、効果が現れている校区があることも分かりました。

全国の地方都市がこの人口減少、少子高齢化という同じ課題を抱え、子どもの医療費無料化、子育て支援、移住者への補助金など、様々な人口減少対策を行っています。移住・定住によって人口減少に歯止めがかかれば、税収という形で効果が現れます。もっと大胆な移住・定住化支援策、つまり投資として財政投入をすべきであり、めり張りの利いた財政投入をすべきという話をさせていただきました。その投入原資である市の歳入、特に、自主財源である市税は人口の増減によって直接影響を受けます。

そこでまず、この17年間の人口減少によってどれだけ税収に影響があるのか、確認をさせていただきたいと思います。

平成17年度、令和3年度の税収額の比較、そして、現在の人口が平成17年の7万6,000人と仮定した場合、現在の税制でどれだけ税収となるのか、お尋ねします。

時間も限られておりますので、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をお願いします。

#### ○税務課長（古賀和明君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

平成17年度、令和3年度の税収につきましては、現年度課税分の調定額、単位は1,000千円でお答えをいたします。

平成17年度の市税合計額は5,985,000千円、令和3年度の市税の合計額は6,512,000千円で、差引き令和3年度の市税が527,000千円増加をしているところでございます。

主な要因でございますけれども、個人市民税におきましては、平成17年度は1,844,000千円、令和3年度は2,617,000千円で、差引き773,000千円の増加となっております。増加している要因は、平成19年度に行われました国の税金である所得税を引き下げ、地方の税金である個人住民税を一律10%にした税源移譲によるものでございます。

続きまして、固定資産税につきましては、平成17年度は3,165,000千円、令和3年度は2,837,000千円で、差引き328,000千円の減少となっております。その減少の主な理由につきましては、平成17年度合併当時、旧柳川市の固定資産税は1.6%の税率で課税をいたしておりましたけれども、平成22年度から市内全域の税率を1.4%に統一したことによるものでございます。

軽自動車税につきましては、平成17年度は149,000千円、令和3年度は252,000千円で、差引き103,000千円の増加となっております。その要因につきましては、平成28年度の税額変更によるものでございます。

たばこ税につきましては、平成17年度は390,000千円、令和3年度は435,000千円で、差引き45,000千円の増加となっております。これも増加している要因は税率変更によるものでございます。

人口維持の場合の税収額についてのお尋ねでございました。

令和3年度の課税を合併当時の約7万7,000人として換算をした場合の税額につきましては、推計をすることは困難ではありますが、市民税で推計をいたしますと、令和3年度における1人当たりの個人市民税を算出したしまして、人口約7万7,000人として換算した個人市民税は31億円となり、約480,000千円の増加となります。

以上でございます。

### ○13番（佐々木創主君）

御答弁いただきました。金額としては増えておると。税源移譲もろもろですね。それで、これは柳川に限ったことではなくて、全国の地方自治体に税源移譲で、それで、金額としては713,000千円増えとる。しかし、これに人口を加味する、そうすると、1万3,000人、1万4,000人減ったことによって480,000千円税収が減ったという、これは現実でございます。17年間で480,000千円、年平均すると28,000千円ずつ市の税収が減っておるということになるわけであります。

そこで、この税収以外に市がいろんな事業を行うに当たって、地方交付税とか、いろいろ国庫支出金——国庫支出金、県支出金は事業によって変動がありますけれども、こういうものは除いて、歳入で大きく増減したもの、それと、いろんな事業を行うに当たって、いろんな性質的なもの、投資事業であるとか、物件費であるとか、いろいろありますが、歳出で大きく増減、増えたもの、減ったもの、その辺のところを答弁ください。

### ○財政課長（田中勝裕君）

お答えをいたします。

平成17年度と令和3年度決算を比較して、特に増減が大きな科目や特徴的な事項につきまして、その増減要因をお答えいたします。

まず、歳入から見ていきますと、地方消費税交付金につきましては、消費税率が5%から10%に引き上げられたことに伴い、約860,000千円の大幅増となっております。

なお、税率引上げ分の交付金は社会保障施策の財源とされています。

また、寄付金は620,000千円の増加ですが、これはふるさと納税によるものでございます。

諸収入は610,000千円の増加ですが、これは学校給食の公会計化に伴い、給食費240,000千円を一般会計で受け入れるようになったこと及び中小企業融資預託金を2億円から4億円に増加したことに伴いまして、その元金収入が2億円増加したことによるものでございます。

このように増加している科目がある一方、分担金、負担金は310,000千円の大幅な減となっております。これは幼児保育の無償化に伴い、保育料が減少したことによるものです。

次に、歳出の性質別で特徴的な増減項目をお答えします。

まず、平成17年度と令和3年度で比較しますと、物件費が1,510,000千円、扶助費が2,770,000千円増加しております。ただ、増減内容を分析するための電子データが残っているのが平成24年度でございますので、平成24年度と令和3年度で比較した内容を御報告したいと思えます。

まず、物件費でございますが、令和3年度は平成24年度から1,160,000千円の増加です。学校給食の公会計化や新型コロナウイルス対応のための経費、ふるさと納税の増加などの特殊要因での増加が主なものにはなりませんけれども、経常的な経費としましては、IT関連、電算システムの経費が50,000千円増加をしているところでございます。

次に、扶助費でございますが、令和3年度は平成24年度から730,000千円の増加です。これは障がい者の自立支援給付費や障がい児通所給付費などの制度の充実や対象者の増加により、社会福祉費の扶助費が610,000千円、児童福祉費の扶助費が430,000千円増加しているのが主な要因でございます。一方で、生活保護費につきましては410,000千円減少いたしております。

なお、今後の予測でございますが、物件費につきましては、物価高騰による増加が想定されますし、DX、デジタルトランスフォーメーション推進のための経費の増加も見込まれるところです。また、扶助費につきましても、高齢化の進行等により今後も増加が見込まれます。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

それと、今の増減、今後の予測を教えてください。

**○財政課長（田中勝裕君）**

すみません、答弁は重なるかと思えますけれども、物件費と扶助費に限って申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、それぞれ増加を想定しております。特に、物件費につきましては、DXの推進というのが出てまいりますので、そうした経費が増加していくのではなかろうかというふうに思っていますし、扶助費も増加、歯止めがまだかからないんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

ありがとうございました。

それで、市税、地方税の税源移譲という話をしましたが、特に、今の歳入歳出で増えておるのが扶助費と。歳入の中で消費税の交付金860,000千円増えた。扶助費が7.3億円、730,000千円増えた。ただし、いろいろお聞かせいただきましたが、生活保護費は平成17年度に比べて430,000千円減っていると。それからいうと、国が消費税を10%引き上げます

よと、国民の皆さんに対して、これはこれから老人福祉、社会福祉、これが増えるから消費税を上げさせてくださいという議論だったと思うんです。その結果、柳川市には860,000千円プラスアルファで来るようになった。扶助費が730,000千円増えた。十分賄えているじゃねえかという話になるんですが、生活保護費が430,000千円減っているんですね。それを加味すると、結局のところ11億円、3億円程度、3億何千万円足らないと。これは市のお財布から純粹に出さないといけない。こういう経費がますます今後増えていくということが予測できるわけであります。

冒頭、壇上から申し上げたように、柳川市はこれまでいろんな事業を合併特例債等を活用してやってきました。昨日も議論になっておる。ましてや私がこの場でいろいろ議論しておる大型事業、市民文化会館、そして、みやま市と共同で老朽化したごみ焼却施設、それと火葬場と。これからもいろいろ公共施設が老朽化していく、更新していかないといけない。今後予想される計画してある建設事業、事業費も含めて教えてください。

**○財政課長（田中勝裕君）**

お答えをいたします。

今後の投資事業につきまして、事業名と事業費ということでお答えをしております。

まず、現在検討を進めております柳川庁舎の増築につきましては、事業費15億円で予定をいたしております。

藤吉線道路整備事業は695,000千円、柳川駅周辺及び沖端水天宮周辺の無電柱化事業は3億円、水郷柳河掘割地区整備事業は557,000千円、クリーンセンター跡地を活用し、陸上トラック等を整備する（仮称）いこいの広場整備事業は816,000千円を予定いたしております。

そのほかにも、今年度、長寿命化計画を更新し、その中で概算事業費の算出をすることとしている椿原町・隅町南団地の建て替え事業や、令和5年度に長寿命化計画を更新し、概算事業費を算出する小・中学校の再編事業がございます。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

市営住宅隅町南・椿原町団地、これは予定費用は概算で出ていないんですか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

この事業につきましては、現在、長寿命化計画の策定をしている最中でありまして、概算事業費はまだ出ていないといったところでございます。

**○13番（佐々木創主君）**

直近の東宮永団地、柳河団地、この単価を教えてください。

**○財政課長（田中勝裕君）**

財政課からお答えをいたします。

まず、東宮永団地、平成27年の建築でございますけれども、1戸当たりの金額ということ

でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）1戸当たりでいきますと16,000千円ということになっております。

また、柳河団地につきましては、令和元年度の建築でございますけれども、1戸当たり約19,000千円となっております。

以上です。

### ○13番（佐々木創主君）

資材高騰、住宅を建てても、いろいろ水回り関係のものが入ってこないの、完成が遅れる。材木は上がる、何でも上がる、部品まで上がる、そういうことで、柳河団地で1戸当たり19,000千円。椿原町、隅町南団地が70戸ですかね。単純計算でいうと13億円ですよ。恐らく19,000千円じゃ建たんでしょね。14億円、15億円という、それで、私も含め、数名の議員から、新たに箱物を建てんで、民間のアパートを借り上げてすればいいじゃねえかという話を何度もさせていただきました。そうすると、家主さんの収入となって、それが納税という形で市の収入になるじゃないですかという議論もさせていただきました。その辺を今後検討いただきたいと思いますが、長寿命化関係も言っていましたね。

それで、この中で、額は大きくないんですが、最近、スマホでいろんな手続きが市民の皆さんはできるようになりました。コンビニで住民票とか、いろんな証明書を取得できるようになった。先日、総務委員会でデジタルトランスフォーメーションと。これからますますIT化をして、事業効率も上げて、市民サービスもより充実させて、市が保有するいろんな情報を民間でも共有化して活用できるようにしようとか、もっともっと便利にしていきたいと思います。これまでのものでもIT関連で50,000千円増えておると。そうすると、ますますこのIT関連の投入予算は増えていくことが予想されます。

当然、マイナンバーとか、これは全額国費で関連経費は来るとは思いますけど、1つ心配なのがファーウェイですよ。これはアメリカのトランプ政権で、スパイ企業であるということでファーウェイ関連は全面禁止と。日本もそれにのっかって国及び関連、全てファーウェイは使わないようにしよう。ただ、ファーウェイの関連企業、いろんなシステム、我々の使うスマホ、コンピューター、大企業が活用するIT関連のものに関連企業の部品がいっぱい入っておるそうです。スパイ防止法もない日本で、これは全く赤子の世界で、これが判明すると全面改修が必要じゃねえかという話もあるわけで、これからますますそういう経費が増えていく。建物の更新もしないといけない。そして、新たに、現在事業を開始されておりますけれども、西鉄柳川駅の西口の川下り乗船場、私は要らないと言っておりますが、もう始まっております。

そして、旧ごみ焼却場跡地に400メートル陸上トラック、市内の小学生が全員一堂に本格的なトラックで記録会ができる。過疎債が活用できるから、建物の解体費と事業費で非常に有利なんで、市の負担が380,000千円程度で済みますと。ただ、陸上トラックじゃなくても、



過疎債というのは別のメニューでも使えるはずでありますから、果たしてこういうものが必要なのか。

それと、小・中学校の統廃合、19小学校と6つの中学校、これを14減らすと。それで、この事業費は大体どれぐらいかかるのか、出ているんですか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

先ほどの市営住宅と同様に、学校施設につきましても、令和4年度から5年度にかけてまして長寿命化計画を更新する予定としております。その中で概算事業費については算定をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

これから、これからと。こういうやらないといけない、公共施設の個別計画、計画的に5年、10年、20年先を踏まえて財政シミュレーション。それで、平成30年度につくっていただいた中期財政計画、これによると、平成34年度、つまり今年度ですね、令和4年度、この投資事業費は28億円ですよ。実際は40億円。来年度、令和5年度に至っては20億円と、こういう中期財政計画。ところが、現実としてはそれを超えるような事業、そういう財政投入をしようとしておるわけでありまして、小・中学校の再編、じゃ、今までやった垂見小学校、中山小学校、大和中学校、幾らかかったんですかね。

**○財政課長（田中勝裕君）**

学校の規模によって違いますけれども、学校の規模が小さい中山小学校ではおおよそ2億円程度、それから、垂見小学校等につきましては4億円程度ということになっております。大和中学校は、すみません、記憶が定かでないかもしれませんが、十数億円だったと思います。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

15億円。それで、この中で、柳南中とか柳城中とか、現在の校舎を使つてと。ただ、これも改修しないといけないでしょう。億単位の費用がかかるでしょう。（仮称）柳川東中学校に至っては現豊原小プラス土地を拡張して新しい校舎を造る。そうすると、大和中の規模じゃないですよ。大和中、三橋中を合わせるわけですから。そして、現三橋中は三橋小学校にすると。三橋中に至っては建物が相当古い。規格が合わない。じゃ、新しく建て替えんといかんのではないんですかという話にもなるかもしれない。そうすると、数億円で済む話じゃないですよ。これが10年間のうちに次々やってくる。階段の高さも小学生と中学生では違うから、階段の高さもどうするんだと。階段はあれはコンクリートですからね。

これから財政が縮小していく傾向の中、扶助費が増えていく中、これだけの多くの事業をやっていないといけない。ましてやシミュレーションもできていない。加えて、道の駅をつくと。これは議員のほうからも要望があり、執行部もそれに応え、道の駅もつくりま

と。国道443号が完成のめどが立ったなら、これも事業化していくでしょう。三橋筑紫橋線、新たな藤吉線、高橋中牟田線、そういう幹線道路整備もやっていかんといかん。非常にこれは大変ですね。

それで、先ほど壇上から幹線道路整備、そして、駅へのアクセスが改善して、その地区、近隣地区は人口減少率が低くなっている。新規住宅着工件数も増えておると。そういった意味では、私は平成27年、平成28年に柳川市内に柳川駅以外に6つの駅があると。この駅へのアクセス、駅前広場、これは人口減少と地域活性化に非常に寄与するから早くやりましょうという話をしました。蒲池駅はおかげさんで、県の事業も、県の助けもいただきながら実現、もう目に見えておりますが、それ以外はどうなっていますか。

### ○建設部長（中村正光君）

私のほうから佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

柳川市には西鉄柳川駅のほか、普通列車が止まる5つの駅がございます。

駅へのアクセス道路の整備や駐輪場や乗降場を含めた駅前広場整備による駅の利便性向上や駅利用者を増やしていくことは、地域の活性化、定住化につながります。前回から進捗しておりますアクセス道路につきましては、福岡県において矢加部駅のアクセス道路である佐賀線跡地道路を整備していただき、平成31年3月に開通をしております。また、蒲池駅へのアクセス道路につきましては……（「蒲池駅はいいです。私も言ったから」と呼ぶ者あり）少し言わせてください。水田大川線の蒲池駅周辺の歩道整備を令和2年度に事業化されて、今年度より工事に着手しております。また、蒲池駅広場につきましても建設課のほうで工事を進めており、今年度中に事業完成ということでありまして、次に、塩塚駅でございますけれども、塩塚駅へのアクセス道路、いわゆる県道高田柳川線の塩塚駅から国道208号塩塚交差点までの区間につきましては、道路幅員が4メートルと狭く、車の離合も困難である。歩行者、自転車の通行が大変危険な状態ということで、現在、関係区長及び沿線地権者の事業に対する協力の同意書を添えまして、令和3年度に福岡県へ道路拡幅の要望書を提出しております。早期の事業化をお願いしているところでございます。

なお、徳益駅につきましては、今後、市の財政状況や人口推移などを含めて、必要性や実現性の調査研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

### ○13番（佐々木創主君）

塩塚、徳益は7年前の答弁と全然変わっていないじゃないですか。7年たっていますよ。もちろん塩塚駅は西側は用地買収が必要ですから。ただ、東側はある程度広いじゃないですか。ましてあの道はずっと真っすぐ行くと、矢部川を越えて、みやま市に入るじゃないですか。アクセスのいい道路ですよ。せめて駅の東側に駅前広場、そこに駐車して下ろして、そして、駐車場も含めて手をつけたらいいじゃないですか。徳益駅なんかね、本当にどこにあ

るのかというような奥まったところにある。もったいないですね。

箱物には熱心だけれども、こういう人口減少に寄与する、地域活性化に寄与すると分かっているながら、こういうのは全然手をつけない。大木町の大溝の話をしめますけれども、あそこは駅へのアクセス道路が改善し、広くなり、幹線道路も増えたから、小学校の教室が足らんぐらい子供たちが増えておると。なぜやらないんですか。だから、私は前回も常日頃からめり張りの利いた人口減少対策、柳川に住もうと、ここに家を建てよう、そういうめり張りの利いた予算投入、何が役に立つのかを考えてやってくださいという話をしているんですよ。

そこで、人口減少対策ということで前回も質問しましたし、昨日も複数の議員から質問があってありましたから、U-45マイホーム取得支援事業、50千円の商品券、7,150千円、もえもん家、そして、新婚世帯マイホーム取得支援事業、3件で900千円、それと、首都圏からの移住者、最大1,000千円、これはゼロということでございます。

それで、以前、もう10年以上前ですけれども、柳川から住民票を移動する人、柳川に移住してきて柳川に新たに住む人、どういう動機ですかと、なぜ出ていくんですか、なぜ柳川に帰ってきたんですか、柳川のいいところは何ですかと、窓口でアンケートを取りなさいよと。そしたら、一度取っていただきました。じゃ、こういう制度じゃなくても、柳川に新たに住んだ人、帰ってきた人、どういう動機だったんですか、何がよかったんですか、そういう調査はされているんですかね。

#### ○企画課長（池末勇人君）

今、議員の御質問にありました調査をしているかということですがけれども、昨年度、一度そういう移住をされた方に対しまして、ふれあい事業という形で、生のお声をお聞きしたいということで企画をいたしました。ただ、3月頃の予定をしておりましたけれども、コロナで中止せざるを得なかったというような状況でしたので、また今年度、その事業は開催をしようとしております。

直接、どういう動機で柳川市のほうに来られたのか、やはり来られた方からの情報のほうが一番的確な情報ではないかということで、早急に取りように考えております。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

柳川にずっとおる、外に出て帰ってきた人、私も外に出て帰ってきましたけれども、ただ、私は柳川に帰ってきて30年以上なりますから、市の皆さんがいろんな政策、全国の例、我々、そんなことよりも、実際帰ってきた人たちの動機、声、我々が想像するのと全然違うかもしれない。気づきを与えてくれるかもしれない。なぜやらないんですか。やってくださいよ。

そして、子育て支援、これについても昨日も質問があってありましたから、新しい子育て拠点施設このゆびとまれ、利用者が倍になったということですね。これが37,000千円ですか。それと、子育てを助けてほしい人と助けたい人、これが1,460件で4,600千円、それから、妊

娠から子育てまで妊婦健診、不妊治療、産前産後サポート88,800千円、それとか、要保護児童とか、そういうのを含めて149,600千円の費用を投入しておるといふ答弁をいただく予定でしたが、ちょっと時間が足りませんので私から御紹介しますが、そういうことをやっていただいておりますけれども、昨日もあっておりましたが、やはり妊娠をして、そして、子供を産んで、そして、子育てをしていく、いろんな悩みがあると思います。その中で、最近気になるのが発達障がいと。厚労省の統計によると、6%の子供たちがそういうものをはらんだ、特性のあるといいますかね、そういう子供たちであるという統計が出ておるそうなんですけれども、そういう子供を、ある意味病気と一緒に、病気もいち早く見つけて治療をすると。そういう顕著な特性のある子供たちもいち早く見つけて、それなりに順応できるようにしていくと、そういうのが大事なんです、それはどういう形で対応してあるんでしょうか。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

発達に課題のある子供さんにつきましては、親子教室に関する集団での面接であったり、今年度につきましては個別の発達相談会を開催いたしております。

今後、乳幼児健診時に専門医の配置をするなどして健診を充実させ、親自身の気づきの場として早期対応につなげていきたいと考えております。

以上です。

#### ○13番（佐々木創主君）

初めて子供を持つ、そういう中で、毎日の子育て、お世話、ああ、忙しい。仕事もし、ただ、なかなかほかの子との比較とか、そういうネットワークがあればいいんでしょうけれども、気づきがないと。一番そういうちょっとこの子は特性がありますねということで見つかるのは、やはり集団生活。ある意味、社会に出たと、例えば、保育園とか幼稚園とか、そういう場に出たときにほかの子とちょっと違うとか、ほかの子との触れ合いとか、言葉とか、挙動とか、そこで保育士の方々が、お母さん、実はということで気づかれて、えっ、そうなんですかと。ただ、保育園の先生方も、お母さん、お父さんに言うと、何てことを言うんですかといって逆上されると、だから、なかなか言えないと。隠れ何とかがいるという話もある。

それで、乳幼児健診、10か月、1歳半、3歳、そこで発達具合とか、挙動とか、言葉とか、いろんな面の健診をしていただいて、それなりに順調に成長していますとか、お母さん、食生活はこうですとか、いろんな指導をされる。この発達関係でいうならば、1歳半には言語聴覚士が入っておられるそうですけれども、3歳には入っていないと。言葉は1歳半ではまだおぼつかないですよ。3歳になったときに差が出てくる。言語聴覚士というのは、言葉だけではなくて、挙動、目線、いろんな目からその辺のいち早い気づきをしていただける。これは3歳児健診に柳川は言語聴覚士が入っていないそうですから、ぜひ入れてください。

それと、子育てでいうならば、発達であるとか、毎日の食事、それと、子供へどう接したらいいのかとか、いろんな悩みを持つお父さん、お母さんがいる。子育て支援課に行く。保育園にも、例えば、そういう発達関係のそれを指導してくれる事業所とか。それで、例えば、発達関係でいうと、じゃ、福祉課に行ってくださいねと。どういう施設があるのか。その辺のところは結局、介護保険でいう介護認定を、要支援認定、要介護認定をしていただいた際にはケアマネジャーがいるじゃないですか。そうすると、あなたはこのレベルだから、こういう施設がありますよ、こういうサービスがありますよ、デイサービスがありますよ、居宅介護もありますよ、こうありますよということで、いろいろそこでコーディネートしていただく。子育て関係はこれがないんですよ。自分で行かんといかん、自分で探していかんといかん。

商店街に来て商売をしてくれるなら家賃補助しましょうと、以前、旧柳川でやっていました。こういういい制度がありますよ、家賃補助しますよ。ところが、どこがありますか、いや、自分で不動産屋に行ってくださいと、非常に不親切な制度でした。今は商店街振興組合の役員さんたちが、ここの商店が空いています、ちょっと大家さん、あんた貸してあげんねと、随分改善しました。そういうことなんですよ。ホテルでいうコンシェルジュ、そういう人を配置、そういう資格の人——資格が要るかどうかを含めて、ぜひ検討してください。柳川の子育て、これは子育てで有名な大木町に全然劣っていないんですよ、制度は。こういう制度、こういう制度、全然劣っていないんですよ。ただ、その制度があるだけじゃ駄目なんですよ。大木町はいち早くやったから、大木町は子育てがしやすい町というイメージが出来上がっておるから、いち早くやった。じゃ、それに負けない、柳川はこれだけのきめ細やかなこういう制度がありますよ。移住支援金1,000千円もらうよりも、1,000千円もらって中身がどうろこうろなら、もらわなくても、こんないい制度があるまちに住みたいというふうになるじゃないですか。私はそういうことだと思うんです。そういうシステム、ぜひ考えてください。

それで、医療費も質問するようになっておりましたが、特定健診とか、いろいろやっていただいて、私も遅ればせながら先日受けさせていただいて、健康管理をさせていただいておりますが、介護、扶助費ですね、じゃんじゃん増えておると。それで、いろんなことをやっていただいておりますが、元気が出る学校、元気クラブ、元気サークル、いろんな介護予防教室をやっていただいて、地域で毎日、コミセンに出てきませんか、おしゃべりしましょう、楽しいことがありますよということをやっているようなんですが、ケアランポリンということで、えらい人気だそうですね。えらい人気と。私のある知り合いの方が水の郷に申し込んだらいっぱいやったけん、豊原に行くようになりましたと。ところが、来年度は県の補助金がなくなるそうなので、2教室を1教室に減らします、だから、ここはできませんと言われたそうなんです、現在、柳川で9か所プラス1か所で10か所、

これはどうにかできないんですかね。

**○福祉課長（内田 猛君）**

議員がおっしゃられますケアトランポリン教室の件でございますが、この教室の状況を申し上げますと、65歳以上の高齢者を対象に、市内の総合保健福祉センターやコミュニティセンターを利用して、安全に配慮したトランポリンと音楽を用いた健康運動を行っているものでございます。

先ほど議員おっしゃったように、参加者に好評で、人気も高い教室でございます。現在、令和4年度では7会場10教室で開催しており、3会場では午前、午後と2回、複数回実施しているところでございます。参加者の希望が多いことや参加者の利便性を、特に移動距離とか移動手段を考えまして、次年度以降、それぞれ2つあるところを1つずつ、ほかの会場に分散できないかということで検討しているところでございます。したがって、来年度縮小というのではなく、会場を検討しているところでございます。

以上でございます。

**○13番（佐々木創主君）**

私の聞いた話じゃ、豊原、もうここは1教室できませんと。移動なんでしょうけど。だけれども、そこに来る人、定員20人、最高齢は86歳だそうですよ。86歳がトランポリンしなはつとですかと言ったら、今いる牛島先生は非常にいいと。トランポリンだけじゃなくて、いろんな運動、いろんな話、それで、トランポリンせずともいろんな運動ができて、それで、ある人は、私はデイサービスに行きよったばってん、もう行かんでよかごつなりましたと。年間1,000千円ということだそうですが、まさしく効果を上げておる。社会福祉、介護関係が非常に少なくて済むといたしますか、元気になっていただく。これはやっぱり縮小はいかんですよ。県の費用がなくなったとしても、1,000千円じゃないですか。増やすぐらいのことを考えてもいいじゃないですか。豊原は継続してやりますと言ってくださいよ、困ってあるわけですから。市長、どげんですか。

**○市長（金子健次君）**

ケアトランポリンについては、以前、成松副市長が県に戻られましてから、最初に柳川市にそれを持ってきたいということでスタートいたしました。その事業効果についても担当から聞いておりますし、ぜひ継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○13番（佐々木創主君）**

市長からお言葉をいただきましたので、喜ばれると思います。今日、私は早速報告をしておきます。そして、もっともっとコミセンの活用、私は反対と言っておりましたが、せっかくつくったんですから、広げてください。あんたも来んね、あんたも来んねち。デイケアに行つとった人が行かんでよかごんなつたと、楽しいと。その参加者に、あなたが指導者に

なってくれませんか。とんでもないと、トランポリンから落ちちゃえて事故になるかもしれん、そんな責任を私は負いきらんけん断りましたと。そういう人材も育成してくださいよ。その牛島先生というのは非常にいいそうですよ。そういう人材、例えば、定年延長になるわけですから、61歳になったら19コミセンに定年延長の人は必ず行ってくださいとか、そういう資格を取ってくださいとか——何か顔をまじまじと見ておられますが、そういうことで効果のある事業、これをやめるぐらいなら、何で川下り乗船場をやめてくれんねと切々とおっしゃったそうです、皆さん20人で。

市長からお約束いただいたので、それはぜひやっていただきたい。だから、数億円かかる事業、数十億円かかる事業、そんなことよりも、市民が本当に喜んでいただく、市民が元気になる。子育ての不安もなくなる。柳川は本当に懇切丁寧にこれだけやっていただく、柳川っていいね、柳川に住みたいね。そして、ホームページが悪い。ホームページに羅列するだけ。夢のあるような中身を伴った、そして、実際のサービス、それとシステム、それも工夫してください。

そういうことで、限られた財政をいかに有効に活用していくのか……

○議長（近藤末治君）

佐々木議員、時間が来ております。

○13番（佐々木創主君）

とにかく市民が喜んで、皆さんが柳川に住んでよかったと、福祉、元気に暮らしていこうと、そういう柳川のために財政投入を検討いただくことをお願いして、終わります。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時1分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番橋本憲之議員の発言を許します。

○6番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思っております。

まずもって、10月2日に執行されました市議会議員選挙におきまして皆様からいただきました負託によりまして、ここで一般質問をさせていただくこと、心より感謝申し上げます。今後とも初心を忘れることなく、議員活動のほうに邁進していきたいというふうに思っております。

何より未来を担う子供たちのために、人と水とが共存するまち、ふるさと柳川の明るい未来のために現役世代の我々がしっかりといろんな知恵を出し合い、汗をかいていかなければならないと思っていますところでございます。

さて、10月のおにぎえや11月の白秋祭、よかもんまつりと、大変なにぎわいに徐々に胸がわくわくしました。その後、新型コロナ感染症陽性者の数も増え、福岡県の病床使用率も昨日は37.8%となっており、福岡県オミクロン警報も発出されたことから、市内の飲食店の皆さんも団体予約が軒並みキャンセルされているようで、これから年末にかけて店の経営を皆さん危惧されているところでございます。経口薬も承認され、ウイルスが弱毒化しているとの報道もありますので、国が感染症分類を早く2類から5類へと引き下げていただければ、自主的な自粛も減って、町なかのにぎわいも戻ってくるのではないかと思うところでございます。

また、今年2月24日にはロシア軍がウクライナへ一方的に軍事侵攻を開始し、10か月が過ぎようとしております。年内の停戦、ロシア軍の撤退は望めそうにありません。ロシア軍が送電設備等に攻撃を加えて、この時期の気温が一日を通して零度を超えない地域で、罪なき民間人が寒さに凍える映像を目にすると、心が痛むばかりでございます。プーチン大統領による一方的な現状変更、この試みを一刻も早く中止させ、平和な国際社会へ戻ることを望むところでもございます。

さて、本日の質問は大きく分けて3問でございます。1問目は市民サービスについて、2問目はSDGsへの取組について、3問目は施策の進捗状況について、質問の詳細については自席より行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

壇上からは以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）続

まず1問目なんですが、市民サービスについて質問したいんですが、先ほどの佐々木議員の質問でも触れられていましたように、まず、市民サービスにも大きな影響を及ぼすであろうDX、デジタルトランスフォーメーション、これはデジタル技術やデータ、AIを活用して市民の利便性を向上させたり、業務を効率化して新しいビジネスモデルを構築させることなんですが、市としての見解、それから、現在、具体的取組についてお聞かせください。

#### ○企画課長（池末勇人君）

橋本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

DXの推進につきましては、国からも推奨をされておりました、本市においても早急に取り組んでいくべき課題だというふうに考えております。そのため、昨年度から副市長と全部長で構成をいたします柳川市情報化推進委員会で協議を行いまして、その下部組織といたしまして、関係する10課でDX部会を設置しております。これまで5回の会議を開催しております、今年10月に柳川市デジタルトランスフォーメーション、通称DX推進計画を策定し



ております。

次に、市民の皆さんにとって便利になったと感じられるDXとしての具体的な取組について御紹介をしたいと思います。

まず、平成31年1月からマイナンバーカードを利用して住民票などの各種証明書をコンビニで取得できるサービスや、昨年度から市税などの納付にスマートフォンなどを使ったキャッシュレス決済を導入しております。また、今月の12月1日から水道の給水開始や中止の手続きがインターネットでもできるようになっております。

このように、今後も市民の皆さんの利便性が向上するような取組をこのDX推進計画の中で行っていく予定です。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今御案内ありましたように、私自身もマイナンバーカードを利用した住民票とか戸籍抄本だったりコンビニで取得できるサービス、たまに利用させていただくんですが、これは非常に便利ですね。それから、キャッシュレス決済での公共料金の支払い、これもいい取組だというふうにお聞きします。

それでは、現在、市民の困り事、生活における困り事だったり、道路、それから、水路等の異常通報、これに関する市民との情報交換、これはいかにしてされているのか、教えていただけますでしょうか。

#### ○企画課長（池末勇人君）

お答えしたいと思います。

市民の困り事についてですけれども、現状では電話や直接市役所の窓口で相談されることが多いようですけれども、デジタル的な情報交換のツールといたしましては、市の公式ウェブサイトからメールで市に相談できるお問合せフォームや子育てアプリなどが利用されているということです。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

アナログ的なやり方から、それから、メールや専用アプリを使った方法、ちょっとデジタル化したコミュニケーションを取られているということで、もちろんこれを完全に否定するわけではございませんが、以前も数回質問させていただきましたけれども、市民の安全を守るため、それから、防災のため、日常生活の利便性向上のためにも、皆さんよく御存じのLINEによる情報交換、これをやられてはいかがかないというふうに思います。

先進地事例で申し上げますと、福岡市では試験的に平成29年から公式アカウントを立ち上

げられまして、LINEを使ったまちづくりをされてあります。それから、今年10月になりましたからは、LINEを活用して、道路、河川、公園の傷み通報受付を開始されているそうでございます。

市民の皆さんからは、あその横断歩道の色が薄くなつとるとか、カーブミラーが見えづらいつとか、道路が陥没しているだとか、こういった話をよく耳にします。これを電話とか、あるいは窓口で言葉で伝えるということは非常に難しい、厳しい。状況説明も、例えば、LINEの機能を使って写真を1枚撮って送れば、簡単で早く説明することもできますし、例えば、大雨時に冠水した道路、ここの道路が冠水していますよという情報、こんなのを早く共有することもできるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

さらに、いろんな部署独自のアプリをここにまとめて、プッシュ通知可能な、役所のほうから積極的にプッシュ通知が来るワンストップデジタル総合窓口として可能性も広がっていくのではないかなというふうに思うんですが、そこで、LINEを活用した情報交換の可能性、これについていかがでしょうか。

#### ○企画課長（池末勇人君）

お答えしたいと思います。

本市では、現在、公式ウェブサイトのリニューアルを行っておりまして、令和5年3月に新たな公式サイトをスタートさせたいということで予定をしております。このタイミングに合わせまして、同年3月からLINEを柳川市の公式アカウントとして開設をいたします。

LINEにつきましては、スマートフォン所有者の8割は利用しているという調査結果もあり、近隣自治体でも数多く開設をしてあります。開設後には、まずは本市では数少ないプッシュ型の情報発信ツールとして活用をしていこうということで考えております。その後、市民の皆さんの要望等を聞きながら、また、市役所内部でも活用方法等を検討していきたいというふうに思っております。そのためには、まず、市民の皆様は公式アカウントを知っていただき、友達追加をしていただくよう広報活動をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。本年度中、来年3月から導入される予定があったということですね。

とてもタイムリーな話題を質問できてよかったと思うんですが、しかし、こういう取組は行政のデジタル化の中でも、第2段階に当たるデジタル技術を用いての新しい行政サービスのデジタルライゼーションにすぎないと思うんですね。デジタル化の最終段階にある真のDX、デジタルトランスフォーメーションは、先ほども言いましたように、データやデジタル技術を用いて業務改善や新しいビジネスモデルを創出していくということでございますので、DXの推進に当たっては、各種行政手続のオンライン化だったり、先進地の事例等を調

査研究されて、さらに市民サービスの向上、業務の効率化を図っていただきたいなというふうに思うところがございます。

また、DXというのは、あくまでも目的じゃなくて手段にすぎませんので、目的を明確化して、間違ってもこのDXの取組が目的になることのないように気をつけてもらいたいなというふうにお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は各種選挙における投票率の低下問題についてでございますが、我々市議会、それから、市長選挙にしてもそうなんですが、市民が主権者として市政に参加する基本的で最も重要な機会だと思います。何か徐々に最近、市民の皆さんの興味が薄れてきているのかなというふうに思われてならないんですが、これは柳川に限ったことではないのかなというふうに思います。

そこで、投票率について、数字的などところで、初めに各種選挙における投票率の推移、これについて教えてもらえますか。

**○選挙管理委員会事務局長（武田真治君）**

橋本議員の御質問にお答えいたします。

市民の方により身近であります市長選挙、市議会議員選挙の直近2回の投票率についてお答えをさせていただきます。

市長選挙の投票率ですが、平成25年選挙が53.32%、平成29年選挙は無投票でした。令和3年選挙が46.43%で、平成25年選挙と令和3年選挙を比較しますと6.89ポイント投票率が低下をしています。また、市議会議員選挙の投票率は、平成30年選挙が57.52%で、令和4年選挙が53.35%で、比較しますと4.17ポイント投票率が低下しております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

市長選で約7ポイント、6.何%、市議選で約4ポイント減少しているというふうに今お聞きしたんですが、有権者数が約5万三、四千人ぐらいですかね。それから考えますと、それぞれ3,700人、市議選でいいますと2,000人ぐらい減少してきているのかなというふうになるんでしょうが、この投票率の低迷化、これについて市の対策はどうかされておりますでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局長（武田真治君）**

全国的に各種選挙における投票率の低迷化が見られます。平成28年の公職選挙法の改正によりまして、選挙権年齢が満18歳に引き下げられまして、若年層に対する選挙啓発の取組が重要となっております。本市においても、特に若年層の投票率が低いところでありますので、対策が必要と考えております。

若年層への投票率アップの取組といたしまして、市内の高校3年生への選挙啓発グッズの

配付、二十歳のつどいにおいて選挙啓発冊子、グッズの配付を行っております。また、伝習館高校では毎年、出前講座にて選挙管理委員会の職員が全生徒に主権者教育を行っているところです。

新たな取組としまして、今年度の市民協働事業の中で柳川高校で選挙に行こうプロジェクトというのを行っております。また、8月には杉森高校の新聞部が選挙管理委員会に取材を行って、選挙特集を掲載した校内新聞を発行して、杉森高校生に配付をされております。

こういった若い世代が政治や選挙に関心を持ってもらえる絶好の機会とこれらを捉え、投票率アップに向け、効果的な取組を行っていきたいと考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

現役の高校生に主権者教育を行うということは非常に大事なことだと思いますし、それプラス、何より我々選挙される側も少しでも市政に興味を持ってもらえるような取組だったりとかSNSを使つての啓発など、努力をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思うところでありましてけれども、一方で、実際投票するという行動に対して、投票に行きやすい場所などのハード面での整備も必要でないかなというふうに思うところがございます。

以前、ほかの議員からも一般質問されておりましたけれども、近年、投票率の鍵ともなっております期日前投票、これについて、先ほど同様、推移がどうなっているのか、教えていただけますでしょうか。

#### ○選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

投票率と同様、市長選挙、市議会議員選挙の期日前投票の投票率を申し上げます。

市長選挙は、平成25年が11.95%、令和3年選挙が18.14%で、6.19ポイント投票率がアップしております。市議会議員選挙は、平成30年選挙が30.63%となっておりまして、令和4年選挙が22.09%で、8.54ポイント投票率は低下をしておりますが、この原因といたしましては、平成30年の市議会議員選挙は投票日当日が悪天候の予報があったため、早めに投票を済ませる期日前投票者数が多かったのが理由でございます。

他の国や県の選挙を含めると、期日前投票が年々増える傾向にはあります。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。4年前、思い出しました。投票日、台風やったですね。懐かしい限りでございます。

例外はあるといえども、全国的に期日前投票が増えているということで、先ほども言いましたように、期日前投票が行いやすい環境、これを整備するというところで、この前行われま

した福岡市長選挙で取り入れてありましたけれども、大型のショッピングセンターで期日前投票所が開設されておりました。ずばり、このような取組、柳川では行えないでしょうか。

#### ○選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

現在、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎の3か所で期日前投票をしております。

期日前投票所を増やしたらどうかということですが、近隣の市内の大学、商業施設に期日前投票所を設置しております近隣の久留米市では、令和元年度に商業施設に期日前投票所を設置した際には、システム改修やLAN工事の初期費用、報酬や人材派遣会社への委託料を含め、3,500千円ほどの費用がかかっております。また、久留米市の担当者にお聞きしたところ、投票者の利便性はよくなったということですが、商業施設に期日前投票所を設置する前後の投票率を見ますと、目に見えるような効果はないように思われます。

商業施設等への設置につきましては、市民の利便性という観点からは意義があると考えておりますが、投票場所の確保に当たっては、必要なスペース、通信環境など、各種要件を満たす必要があり、また、設置費用、人件費など一定の費用が伴うものであります。仮にゆめモール柳川での設置を想定しますと、来店客も多く、あそこは館内が手狭なため、投票の秘密を守るためのスペースの確保が難しいのではないかと考えております。

利便性の観点では、現在、柳川庁舎3階で行っている期日前投票を、今後計画しております新しい増築の庁舎1階部分で実施できるようになれば、利便性も高まり、投票環境の向上につながるのではないかと考えております。

商業施設の活用につきましては、福岡市や久留米市の投票率等の状況を参考にしながら、効果、効率的観点から今後検討していきたいと思っております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

近隣の久留米市もやられていて、目に見える効果が出ていないということのようですが、例えば、ハード面でここに新しく設置しますよだけじゃなくて、期日前投票をしたら市内の商店でお買物されたときに5%割り引きますよでしたり、何かサービスがつかますよでしたりとかという付加価値をつけたりして複合的に取組をされてみたらどうかなというふうに思うところでもございます。先進地を調査研究されて、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいというところでございます。

それでは、次に移ります。

次は住宅火災により発生した廃棄物の処分についてでございますが、廃棄物処分の手数料の減免措置の条件ということでお聞かせ願えますでしょうか。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

橋本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、住宅火災により発生した廃棄物処理費用の減免についてですが、一定の要件を満たせば、有明生活環境施設組合が運営する有明ひまわりセンターに可燃物を持ち込む場合と橋本不燃物処理場に不燃物を持ち込む場合につきまして搬入手数料を減免することが可能となります。

一定の要件といいますのは、事前の申請、それから、調査を受けること、次に、それぞれの施設に搬入できるものに分別をしてもらうこと、それから、被災された本人、または家族が持ち込まれることなどといったものでございます。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

あくまでも被災された本人、または家族が持ち込まれるものが処分手数料の減免の対象ということでございましたが、確認ですけれども、これは業者が積み込んで運搬してこられた火災ごみ、これにつきまして減免をしますと法律に抵触するのかどうか、この辺をお聞かせください。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

先ほど被災された本人、または家族が持ち込むことが要件だと答弁をしたところでございますが、これは解体業者が解体を行った場合、それに伴う火災ごみは産業廃棄物というものになり、一般廃棄物とは違った取扱いとなるためでございます。

産業廃棄物になった火災ごみについては、県の許可した施設での処理が必要となるため、市の権限の範囲外というふうになるかと思えます。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。あくまでも市の権限ではないよと、産業廃棄物だからということですね。

それでは、県内にあるほかの自治体で本人とか家族以外が持ち込む火災ごみも処分費用が減免されている自治体があるということを聞いたことがございますが、柳川市としては、これはできないということで大丈夫なんですか。

#### ○生活環境課長（野口貴光君）

柳川市としましては、本人、またはその家族が直接持ち込む場合は減免の対象としておりますが、それ以外の方が持ち込もうとする場合、受入れを今のところ認めておりません。その理由といたしましては、減免の対象とはならないごみ、例えば、産業廃棄物のごみなどが搬入されるリスクが高いからでございます。

また、柳川市は近隣の自治体と異なり、一般家庭の瓦やブロックなどを処分できる橋本不燃物処理場があるため、本人以外の方の搬入を認めた場合、多くの業者が処理場に持ち込み、

処分場の埋立量が増加し、残存年数が短くなるということが予想されるという事情もございます。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

もちろん受入れ施設の都合という面もございますけれども、被災された方が高齢の独居家庭であったりすれば、体力的にも片づけることができなかつたり、経済的事情で火災保険に加入していないことによって高額な解体費用、処分料の支払いが不可能ということも考えられます。また、家庭にトラックとかの運搬する車両がないなど、物理的な事情で被災した本人が廃棄物を自分で処分場へ持ち込むのはほぼ不可能ではないかなというふうに思われますので、処分場へ持ち込む手数料の減免が難しいのならば、せめて解体処分費の補助、これによって支援などをしていただければなというふうに思います。かなり困ってある状況もございますので、ぜひとも検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、SDGsの取組について質問いたします。

2015年に持続可能な開発目標として、国連加盟の193か国により採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会をつくろうと世界的に取り組まれておりますが、このSDGsへの市の見解と具体的取組、これがどうなっているか、教えてください。

**○企画課長（池末勇人君）**

SDGsへの見解と具体的取組ということですが、本市においても第2次総合計画の後期基本計画の中において取組を進めていき、SDGsも同時に進行をしていくというような形で策定しております。

具体的な取組といたしましては、環境対策として市民の皆さんと一緒にごみ減量対策に取り組んでいることや、多様性の推進といたしまして人権教育や啓発活動を行っております。また、障がい者の社会参加の推進ではユニバーサルデザインの普及などを図っておるといふような内容です。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

今、具体的な取組の中にもございましたけれども、障がい者の社会参加の推進について、障がいのある方もある程度介助者の手を借りずに日常生活を送れるような環境になるのが望ましいのではないかなと私は思うところなんです、これについて市としての見解がございましたらお願いします。

**○福祉課長（内田 猛君）**

議員のおっしゃるとおり、障がいのある方もできるだけ介助者の手を借りず日常生活を送ることが理想だと思います。また、障がいをお持ちのほとんどの方も、自分でできることは

自分ですという前向きな意識でおられると思います。

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和4年3月31日現在、3,383人でございます。障がい程度も様々でございますが、そのうち重度の障がいとされる手帳の等級1・2級の方は1,504人でございます。自分でできることは自分ですという前向きな意識の方々でも、日常生活をする上でどうしても支援者の介助が必要な方もおられます。障がいをお持ちの方が地域で安心して生活することができるよう、在宅支援のヘルパーや移動支援、外出支援、就労支援など、障がい福祉サービス制度を利用しながら、自分らしく日常生活を過ごしていただきたいと考えています。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

やはり障がいを持った方も我々同様、やれることは自分でやって、何とか社会の一員として生活していきたいと思われるのは当然だと思います。もちろん物理的に無理があることにつきましても、これは行政とか支援者の方の介助がなければと思うところなんです。そこで、障がい者の方が日常生活を送る上で基本ともいえる買物等に出かける際の移動手段に関して市としての支援はどうなっているのか、教えてください。

#### ○福祉課長（内田 猛君）

障がいをお持ちの方の日常生活での移動手段の支援策といたしまして、柳川市では障がい者福祉タクシー助成事業がございます。対象は、本市に住所を有する在宅障がい者のうち、身体障害者手帳1級、または2級に該当する方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で自動車税等の減免を受けていない方でございます。福祉課及び各庁舎の市民サービス課が申請窓口で、福祉タクシー利用券を月5枚、年間最大60枚、人工透析患者には月8枚、年間最大96枚を交付しております。利用助成額は1乗車につき初乗り料金相当額を補助しておりまして、令和4年度は予算額9,800千円を計上しているところでございます。

ほかには障がい福祉サービス制度の移動支援がございます。障がいをお持ちの方が円滑に外出できるよう、福祉サービス事業所による外出の支援を行うものでございますが、令和4年度予算額としては15,400千円を計上しているところでございます。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

体に障がいのある方には福祉タクシー利用券を月に5枚、年間で最大60枚、それから、人工透析をされている方には月に8枚で、年間最高96枚を交付されているということでございますが、これが十分なのかどうかという問題は今回置いておきますが、この利用券でタクシーを利用する場合、時間や曜日、これに関する制約はあるのかどうか、教えてください。



### ○福祉課長（内田 猛君）

本市の福祉タクシー利用券が使用できる事業所は、市と契約を締結しております市内外合わせて13事業所ございます。営業時間や営業曜日についてでございますが、事業所ごとに決められております。24時間営業で年中無休の事業所もあれば、朝から夜間まで、または朝から夕方までの営業時間となっているところもあり、また、営業曜日に関しては平日のみとなっている事業所もございます。車椅子ユーザーが利用できる車両を所有する事業所はさらに限定され、人員不足や所有台数も少ないことから利用が限られているようでございます。

福祉課といたしましては、各事業所の営業内容等を再度調査し、車椅子対応を含め、利用可能な曜日や時間、対応条件などを確認し、情報を集約して利用者への情報提供に努めていきたいと思っております。さらに、利用者の利便性が確保できるよう今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

タクシー業界も人手不足が深刻というふうにお聞きしております。すぐには改善するのは厳しい状況だと思います。制約が出て厳しいのではないかと思いますので、答弁にもございましたように、利用可能日等の情報を定期的に対象者に対してでも提供していただければ、利用者の方も予定が立てやすくなるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の整備、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、タクシーの利用ができなかった場合の手段の一つとしてコミュニティバスの活用が考えられると思うんですが、現在、コミュニティバスに車椅子の利用ができる車両があるのかどうか、これについて教えてください。

### ○企画課長（池末勇人君）

コミュニティバスへの御質問ということで、企画課のほうからお答えをしたいと思います。

柳川市では現在、電車やバスが運行していない地域に対しまして、その路線を補完する形で、住民の身近な外出先までにアクセスすることを目的といたしまして、コミュニティバスを運行しております。車両は14人乗りのハイエースを6台保有しております。毎週月曜日から土曜日まで、市内10ルート of 定時定路線ということで運行を事業者に委託して行っております。

御質問の車椅子の利用できる車両があるかということですが、コミュニティバスは特殊な車両ではないために、車椅子で直接乗車するためのスロープや車椅子を置いておくための専用のスペースはございません。そのため、御自分か同行者の補助で乗降でき、かつ車椅子などを折り畳んで設置しておくスペースが確保できる場合には乗車していただけるというような運用をしております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

今現在、車椅子に乗ったまま利用できるバスはないということなんです、今後これを導入する予定があるのかどうか、教えてください。

**○企画課長（池末勇人君）**

仮に車椅子対応の車両を準備することになりますと、新たに大型の車両を購入し、改造を加える必要があるというふうに思います。また、現在の車両より大型のものとなりますと、道路幅などの関係でルート変更も検討しなければならないということになりますので、早急な導入は困難かというふうに考えております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

早急な導入は困難とのことなんです、例えば、市外循環線ですと、幹線道路ですので、少々車が大きくなっても物理的に運行は可能ではないかなというふうに思いますが、福祉タクシーの補助的な位置づけとしてでも、ぜひともこれの導入、取りあえず市外循環線からでも導入を検討していただけたらなというふうに思うところでございます。

それでは、これまで市内在住の方に対しての質問でございましたけれども、次は柳川に観光に来ていただく障がい者の方の環境整備についてお聞きしたいと思います。

観光課として障がいを持っていらっしゃる方が一人でも気軽に訪れることができる環境づくりに取り組まれていたり、観光に従事されている業者さんをお願いされている、こういった事項はございますでしょうか。

**○観光課長（山田秀太君）**

橋本議員の御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、国におきましてユニバーサルツーリズムが推進されております。本市といたしましても、誰もが安心して楽しんでいただけるような環境を整えていくことはとても重要なことだと思っております。

これまでの取組といたしましては、平成29年3月に柳川市障がい者自立支援協議会の皆様が主体となられ、福祉課と観光課も連携させていただき、柳川市おもてなしバリアフリーマップが作成されております。

また、令和4年3月には市民協働事業を活用し、障がい当事者と考える柳川まちづくり研究会の皆様が総務課、福祉課、都市計画課、観光課で、障がいをお持ちの方や高齢の方、ベビーカーを利用する親子連れの方など、誰もが楽しめ、観光しやすいまちにすることを目的とした観光マップ、だつてんよかよかマップが作成されております。

令和3年度には、柳川観光V字回復キャンペーン事業の一環としまして、ユニバーサルデザインのまち柳川を広く周知するために、障がい当事者と考える柳川まちづくり研究会の皆様、柳川市観光協会、柳川大川旅館組合と連携させていただき、ユニバーサルデザインに対応されてある宿泊施設やカフェ、お土産店、トイレなど、立ち寄りやすい観光スポットを紹介した動画を制作したところでございます。

今後も誰にでも優しいまちづくりや誰でも楽しく観光できるまちなどをキーワードとして、既存の情報を集約するとともに、誰でも気軽に訪れていただくことのできるまちとしてPRするなど、引き続き官民連携を図りながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今、課長のほうから御案内がありました柳川市おもてなしバリアフリーマップ、それから、だつてんよかよかマップ、これを拝見させていただきました。恥ずかしながら、私、観光協会の会員なんですが、この存在を知りませんでした。こういうマップがあるというのを皆さんよく啓発されて広められたらというふうに思うんですが、誰にでも優しくて、それから、楽しく観光できるまちづくり、これはぜひとも推し進めていただいて、こういうマップがなくても柳川はどこに行ってもバリアフリーだよとか、安心して観光できるよというまちづくりをしていただけたらなというふうに思います。それから、しっかりと柳川の魅力も発信していってもらえたらなというところでございます。

また、観光産業を生業とされている事業者さんにもこの趣旨を十分理解いただいて、ユニバーサルデザインに合致する施設の整備とか企業努力も含めて協力していただきますよう、市としてもしっかりとお願いをしていただきたいと思いますと思うところでございます。

それでは、最後の市の施策、事業の進捗状況について質問いたします。

先ほど佐々木議員の質問にもございましたけれども、若干重複いたしますが、新たに整備予定の公共施設について教えていただけますでしょうか。

#### ○財政課長（田中勝裕君）

橋本議員の御質問にお答えをいたします。

公共施設につきましては、令和2年6月に策定した公共建築物個別施設計画において、施設ごとに更新や改修の計画を立てています。また、個別施設計画に含めていない市営住宅及び学校施設につきましては、改修や建て替えなどを計画的に行うための長寿命化計画を更新、策定することとしています。令和4年度に市営住宅の、それから、令和4年度から5年度にかけて学校施設の長寿命化計画を策定する予定です。

それらの計画に計上、または計上予定の主なものは、柳川庁舎の増築、大和庁舎解体後の

市民サービスの拠点施設の整備、市営住宅椿原町団地、隅町南団地の建て替え、学校再編に伴う学校施設の整備などがございます。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

計画計上予定の事業として柳川庁舎の増築、それから、市営住宅の建て替えという2つの事業があるとのことなのですが、その中でも柳川庁舎増築、これの進捗状況、これについて教えてください。

**○財政課長（田中勝裕君）**

お答えいたします。

今年度中に庁舎統合の在り方を整理した上で基本計画を策定いたしまして、令和5年度に実施設計を、令和6年度から7年度にかけて建設を予定しています。

なお、埋蔵文化財の発掘調査の期間次第では、スケジュールに遅れが生じることも想定をされます。

また、大和庁舎解体後の市民サービスの拠点施設につきましては、大和町地区の窓口機能を継続し、市民サービスが低下しないよう整備するものです。柳川庁舎の増築の時期に合わせて、新築、あるいは既存施設の改修などで整備をしております。

以上です。

**○6番（橋本憲之君）**

ありがとうございます。

今年度中に基本計画の策定、それから、令和6年度、7年度で建設を実際されていくとのことですが、現在、多分計画の真ただ中なんじゃないかなというふうに思うんですが、庁舎の増築、これは単なる事務所機能の移転だけの計画として進められているのか、それをちょっと教えていただけますでしょうか。

**○財政課長（田中勝裕君）**

策定中の庁舎増築の基本計画では、教育委員会以外の全ての部署を柳川庁舎に集約することとしています。その効果を生かせるように、市民サービスの向上を整備の基本方針に掲げまして、現柳川庁舎の改修と併せて、市民が利用しやすい空間、設備を目指し、誰もが安心して快適に利用できるような庁舎にしたいと考えています。

具体的には、バリアフリー化は当然のこと、相談機能の充実を図るための個別相談室の設置や乳幼児連れの来庁者のための授乳室の設置も予定しておりますし、現在は3階で行っている期日前投票を1階でできるよう検討しています。

また、防災拠点としての機能充実の観点から、防災指令室としても活用できる多目的な会議室も検討しています。これは大規模災害を想定し、自衛隊や警察等の関係機関を含めた大

人数での対策会議に対応できるよう検討しているものでございます。

その他、高齢者や障がい者、妊産婦の方などのための駐車場の整備や来庁者に分かりやすい案内表示など、できる限りの工夫をしたいと考えております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

先ほども質問しましたがけれども、期日前投票の場所の関係ですね、これは以前もほかの議員からも質問されていましたが、非常に使い勝手が悪いと。これを3階から1階に下ろすだけでもかなり市民サービスの向上になるんじゃないかなというふうには思うんですが、この市民サービスの向上を整備の基本方針に掲げられて計画されているということなのですが、そのための手段の一つとして、より効率的な組織となるように見直し、機構改革ですね、機構改革の検討をすべきではないかなというふうに考えるんですが、これは各部課等への調査等をなされているのかどうか、よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（平田敬介君）

橋本議員の御質問にお答えします。

橋本議員はこれを機に市民サービスの充実や働きやすい職場づくり、そのための検討をされたらどうかと。なおかつ、そのための調査等をされていないかという御質問でございます。

庁舎の再編は、現在、公共施設マネジメントという委員会で、副市長、部長で構成しておりますが、ここでの議論では、統合、再編の検討と同時に組織の見直しを検討すると議論がなかなかまとまらないということで、まずは現状の組織、人員を基本に、柳川庁舎と増築する庁舎にいかんにか効率よく機能的に配置するかと、それから、来庁者の動線等も考えながら、市民に便利な庁舎となるような検討を進めております。

一方で、組織機構の見直しについては、人事秘書課のほうで担当して、関係部署と協議を随時するものでありますけれども、これについては毎年1月に全ての部課を対象に1週間ほどかけてヒアリングを行っておりますので、その中でもいろんな意見を聞きながら、庁舎移転と同時の組織機構の改編というのは非常に技術的にも難しいものがあると思いますので、一定切り離しながら、組織機構に関することについては、やはり市民サービスの向上、行政事務の効率化、そういったことを踏まえた検討を随時行ってまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今回の柳川庁舎の増築、統合等は切り離して協議をされる、対応されるということなのですが、せっかく庁舎の増築という市としても大きな変革期にあるんじゃないかなというふうに思います。この機に大胆な取組もできるんじゃないかなということも思います。

そこで、最後に提案させていただきますけれども、例えば、ワンストップ窓口の設置、総合窓口の設置でございます。市民の皆さんはお悔やみ事であったり、転入、転出の手続の際に複数の市役所の窓口を利用されるということになります。ここで総合窓口を導入することによって、利用者の方はこの窓口一つで完結することになって、かなり利便性は向上するのではないかなというふうに思います。しかし、ここにはそれぞれの部とか課の担当業務を超えることのできない、これまでの縦割り行政が多分邪魔してくるんじゃないかなというふうに思います。また、それぞれの部署の専門知識も必要になって、職員のスキルアップも必要となるんじゃないかなというふうに思います。

職員の皆さんにはこの難しさが相当なものであることは重々承知してあると思うんですが、アナログのままで総合窓口を設置しようとする、大きな壁にぶつかると思うんですが、ここでデジタル技術をうまく活用すればいかがかなというふうに思います。新しいビジネスモデルを構築することで市民の皆さんの利便性が上がる。それから、新しいデジタルシステムで職員の業務上の負担が減る。従事する職員数を減らすことができる。その職員さんたちを違う市民サービスのほうに従事させることができると。まさにこれがDXではないかなというふうに思うところでございます。実際にほかの自治体でも少なからず導入されている実績があるようでございますので、柳川市ではできないことはないんじゃないかなというふうに考えるところでございます。まずは部分的に1つの項目、例えば、お悔やみだけの窓口でも構わないかと思えます。それから徐々に増やしていく。どうか機構改革も含めて、ぜひとも大胆な取組に期待をしていきたいと思えます。

また、今日は触れませんでしたけれども、市営住宅や大和庁舎の整備の件につきましても、計画段階で従来どおりの50年、100年もたせる的な施設を造るのかどうか、整備費用を安価に抑えて、30年後に解体して再整備をしたほうがよくないかなど、また、PPP、PFIの民間活力を利用したり、先ほどの質問でもございましたように、民間住宅を借り上げて、よく研究され、整備計画を立てていただけたらと思えます。

全ては未来を担う子供たちに大きな負担を残さないように、現役世代の我々の責任だと思えます。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番菊次太丸議員の発言を許します。

○1番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

今回は改選後初の一般質問となります。市民の皆様方からは様々な御意見をいただきました。その中で最も多かったものは、本市の人口減少に関することでもございました。各所管におかれましては、これまで以上に連携、協力を密にして、人口減少抑制に効果のある施策を力強く前に進めていかなければなりません。そうすることにより、市民の皆様方の願いであります将来にわたり安心して柳川に暮らし続けていくということが可能となるわけでございます。

また、若い世代の皆様方からは、魅力のある仕事の創出や子育て支援のさらなる充実を求める声を多くいただきました。これは子育て支援に限った話ではございませんが、分かりやすく見やすい施策の発信力については、本市の発信力の弱さを多くの方々に御指摘いただいております。皆様に喜んでいただくために、ICTの活用についてはさらなる研究が必要ではないか、このように思っております。ここに力を注いでいかなければ、特に若い世代からは他の自治体との比較において大きく劣っているとの誤解も生じておるわけでございます。

さて、今回の質問は、これまで執行部の皆様と議論をさせていただいておりました人口減少対策についてを1点目に、2点目には子供たちの放課後の学習支援について質問をいたします。これまで同様に執行部の皆様とは建設的な議論ができることを心から願っておりますし、その議論が一步でも前に進んでいくことを望んでおります。

壇上からは以上でございます。質問は自席で行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○1番（菊次太丸君）続

今回、前回からの引き続きということでございまして、人口減少対策、その中でも極めて重要であると私は考えております企業誘致、前回、市長とその議論を進めてきたわけでございますけれども、前回は株式会社ファナック、この企業誘致について質問をさせていただきました。これまで柳川市として、この企業誘致のための立地条件が整うような場所、これを13か所選定していただき、実質、今12か所が可能性として残っておると、そういう議論をさせていただいて、市長のほうからその答弁としていただいたものもございました。担当課からは最適地を見つけ出していく、そのことも市長の答弁と一致するものでございました。具体的には市長のほうからは、ただ、そういう工場がこちらに来れるような場所をやっぱりきちんとしておかないといけないなと痛切に感じて、こういうゾーンがありますよというだけでは会社は来ない、このように思いますと、このように述べられたわけでございます。そう

しますと、この12か所選定をしておられる企業誘致のための適地の中から最適地をつくり出していかなければならないということが私と共有をされたんだらうなと思いましたので、今回そのことについて質問をさせていただくわけですが、その後、この最適地の選定のために何らかの考え方とか具体的な動きがあったのかどうか、それをお伺いいたします。

#### ○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

これまで企業誘致の取組につきましては、国道443号線バイパス沿い、国道385号線沿い、有明海沿岸道路インター沿いなど、ピアス跡地も含め、企業用地の適地として13か所を選定しながら、企業立地等促進条例に基づく奨励措置を活用し、企業誘致を進めてきたところでございます。

最適地選定に関する考え方ですが、ピアス跡地を除く12か所選定している場所につきましては農地が含まれております。この農地は、そのほとんどが筑後川下流地区のかんがい排水事業や国営施設機能保全事業、筑後川下流用水総合対策事業の受益地となっているため、従来の農振除外の要件や土地改良終了後8年間は農振除外できない制限等に加え、開発目的が農業貢献に資する内容でなければならないなど、他市と比べ、ハードルが高くなっております。そのため農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、通称農村産業法と申しますが、これに基づく方法が有効ではと考えるところでございます。

この農村産業法は、具体的な立地ニーズや事業の確実性と環境保全に配慮した具体的な利用計画をもって実施計画を策定し、工業団地の整備という方法で、以前のように進出してくる企業が決まっていないうちで、従来の農村除外の要件や土地改良終了後8年間は農振除外できないなどの制限はありますが、大規模な工業団地を造成するのではなく、導入する産業と立地する企業が決まってから手続を開始するものとなっております。

これまでの過去5か年の実績では、平成29年度に市内事業者の規模拡大1件、令和元年度に市外からの企業誘致1件、市内事業者の規模拡大2件、令和3年度に市外からの企業誘致1件となっているところでございます。また、令和4年度においては4つの市内事業者が規模拡大のため工場や倉庫を建設しているところでございます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

御答弁ありがとうございますと言っていいのかなんですけれども、以前と全く変わっておられないというか、この企業誘致のやり方は、みやま市さんのほうでもそうなんですよね。企業が来るため、しっかりとどの企業が来るのか明確にならなければ造成はできない、こういったことの方針というのは今までどおり全く変わっていないわけですが、全く何もやってこなかったのだということをおっしゃりたかったのかもしれないけれど



ども、やはりしっかりと前回議論をさせていただいたわけですので、その必要性というものもお互いに関心を持った、その上での今のお答えだったんだろうというふうに思いますけれども、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

それと、前回、この創業者の稲葉善治氏、ロボット工業会会長でもありますが、その奥様、これが大変柳川に縁がある方であると。そこを目指して、ここにこそ企業誘致の可能性はあるのではないかということで提案をしておりました。市長のほうから、このようなチャンスは逃したくないと。しっかりと御婦人のほうにお会いしたいということでございましたけれども、その後どうなったのか。お会いをしたのかしていないのか。していないのであるなら、今後どのようなスケジュールで進めようとしてあるのか、その点についてお聞きいたします。

### ○産業経済部長（松永 久君）

菊次議員の質問にお答えします。

株式会社ファナックにつきましては、6月議会でも答弁しましたが、本社が山梨県にあり、資本金690億円で、従業員数約8,200人の産業用ロボットを製造する大きな企業でございます。この新工場を建設する計画がありましたが、既に存在する国内の工場の敷地に決定されていると株主向けの決算説明会において報告されていることを確認したことから、誘致の活動を断念した経緯があります。

このような大企業である株式会社ファナックの会長の奥様は、先ほど議員おっしゃいますとおり、小学校から高校を卒業されるまで柳川におられ、伝習館高校を卒業されているということで、柳川にゆかりのある方でございます。それでありまして、現在のところ面会は実現はしておりません。

今後どのようにやっていくかということでございますが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、アポイントを取りまして、面会がかなえば候補地の説明や農村産業法の適用などによる方法を説明しながら、工場にはこだわらず、営業所とか事務所による方法など、九州地方の支所のような施設を含めた企業誘致等を相手方のほうにお願いしていこうかと考えているところです。

以上でございます。

### ○1番（菊次太丸君）

全くまだ行動を取っておられなかったということは非常に残念ではあるんですけれども、以前の市長の指示でお会いするようということは無視したのかどうか分かりませんが、電話対応で1回ぽっきりで諦めていた、そういう状況から見れば一歩前進をしたのかなど、このようにも思いますし、大規模な敷地が必要な企業誘致にこだわらず、また、私が以前から主張しております今ある箱物、こういったものを利用してのですね、通信環境さえ整えば、しっかりと企業誘致ができる、そっちの方向にも今目を向けていただいたということで、今

後のこれは結果次第とは言いませんけれども、それが出てから評価がされるものであらうと思いますけど、まず一步踏み出していただいたことというのは評価ができるものなのかなというふうに思っております。

最近の他自治体になるんですが、大牟田市の企業誘致の取組なんですけれども、先ほど部長がおっしゃっていただいた、そういう事務所機能であるとか、そういったことの部分にはなるかと思っておりますけれども、若干説明をさせていただき、紹介させていただきたいなというふうに思っております。

現在、凸版印刷株式会社は、デジタルトランスフォーメーション、DX部門の強化及び多様な働き方の実現を目的として、全国にシステム開発拠点の増設を進めております。本年9月6日に大牟田市に国内3か所目となるデジタルトランスフォーメーション開発拠点が開設をされました。印刷業大手の凸版株式会社との進出協定が結ばれたわけでございます。以下、DXと言いますが、このDXとは、本来、ビジネス領域に限った言葉ではなく、デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をよりよいものへと変革することを指します。DX推進ガイドラインによれば、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データ等、デジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立することとしております。これが実現すれば、膨大な情報をデジタル化し、あらゆるニーズに的確に応えることができるようになるわけです。そのことで業務の生産性や正確性の向上、作業の効率化、人為的なミスを回避できるなど、様々な効果が期待をできます。このことは企業がこれから生き残っていくために必要不可欠なものでございますけれども、自治体においても求められているところでございます。

大牟田市ではイノベーション創出に向けた事業構想を立ち上げ、若者が夢を持って働くまちづくり、これを目指しております。誘致する企業に対して、大牟田市へのアクセスを新幹線、飛行機、JR、西鉄電車、九州自動車道とPRしておりますけれども、私は本市が劣っている、遜色があるとは思っておりません。同じ経済圏の中に沿岸道路の延伸も続いております。そして、443号バイパスの延伸もございます。このようなインフラを活用し、強くPRをしていかなければならないと、このように思っております。

大牟田市の具体的な取組としては、拠点整備事業があり、施設整備補助に上限1億円、運営費補助に1年目が6,000千円、2・3年目が12,000千円の予算措置がございます。加速化事業としては、IT等情報関連企業誘致事業で、イノベーション拠点をはじめ、中心市街地の空きオフィスへの積極的な誘致活動を展開しております。また、IT人材育成事業では、地域企業のデジタル化を支えるため、地域企業の若手従業員や学生を対象にプログラミング講座等を実施しております。また、地域企業IT導入支援事業や先進技術等実証実験がございます。支援体制としては、有明高専や福岡大学、帝京大学をはじめ、大牟田柳川信用金庫、

地域活性化センター、商工会議所、大牟田市などの関係機関により強固な支援ネットワークを構築しております。また、中小企業アドバイザーを配置して、外部のリソースの効果的な活用や事業連携のコーディネートを行っております。このような取組を通じて、地域活性化を目指す考え方が合致したことにより、今回の企業誘致に成功しているものと考えております。このほかにも企業誘致に成功されておりました、九州でトップクラスのICT企業である株式会社シティアスコムとの進出協定を締結しております。いずれもこの誘致というものは箱物の建設が不要であり、今あるものを活用できる企業誘致の形でございます。

今後はこの県南の地に分野の垣根を越えた人や企業が集まり、新しい連携が構築をされると、このように確信をいたしております。本市においてもビジネスチャンスが大いに生まれると期待をしております。前回、提案をさせていただいた九州のグリーンデバイス関連企業、そして、今回の関連企業の誘致に向けて、やはりここは積極的に行動を起こしていくべきときではないかと、このように思っておりますが、どうでしょうか。

#### ○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

大牟田市が実施するイノベーション創出事業につきましては、令和3年度より実施されている事業でございます。事業内容といたしましては、若者世代をはじめ、分野の垣根を越えた多くの人、企業が交流できる複合的な機能を有する拠点を整備し、ビジネスマッチング事業、交流イベントなどを行うほか、地域企業のデジタル化に向けたIT導入支援やIT人材育成なども一体的に取り組むこととなっております。本年9月には印刷業界大手の凸版印刷がDX開発拠点を設置し、システム開発を行うようになっているところです。また、大牟田市と凸版印刷との間で進出協定を締結し、DXを活用した地域課題の解決や地域のIT化推進、IT人材の育成及び確保について連携を図ることとなっております。

本市といたしましては、大手企業の誘致に成功した事例で、億単位の補助など力の入った施策として注視しているところです。本市はその規模まではできるか分かりませんが、数年後は小・中学校の統廃合により学校跡地の活用が課題となります。校舎等はベンチャー企業やリモートワークの拠点としての活用も一つのアイデアと思いますので、今後も大牟田市等の施策を調査研究を行いながら、活用できる部分については、本市の企業誘致や市内事業者支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

やはり力強くこの企業誘致を進めていくためには、柳川市のまずビジョンを明確にしておく必要があるんじゃないかならうかと思うんですね、この大牟田市の取組を見れば。そして、今の若い人たちが何を欲しているのか、どういう職種であるべきなのか、こういったことも当然考えていかなければなりませんし、どういった企業に来ていただくのか、来ていただく企

業に対して、どういった施策が必要なのか、どういった施策が喜ばれるのか、こういったものを具体的に進めていくような、そういうことをやっていかなければ、何も口先だけで企業誘致、企業誘致と言うても先に進まない、このように思います。

昨日、緒方議員のほうから人口減少対策、これに対応するための庁舎内の部署、こういったものを設けていくべきではないかと、このような御意見が上がってございましたけれども、この企業誘致に関しても、その中でしっかりと練り上げていくような、そういうチームをぜひつくっていただきたい、このように要望いたしますけど、市長のお考えはどうでしょうか。

#### ○市長（金子健次君）

答弁させていただきますけど、昨日から緒方議員のほうからいろんな形で企業誘致については御提言いただきました。来年4月には、発信力が弱いなという感じを僕自身も思っていましたので、その分についてはネーミングから変えて、人材、それも含めて、やる気満々な職員を――今の職員がどうのこうのじゃないんですけれども、そういうことで名刺を持って行って恥ずかしくないような、そして、柳川市が本当に動き出しているなど、そういうものに体制をシフトしていきたいと思えます。

特に、10年間かけて学校を統合、再編成いたしますので、恐らく中・長期的な考えを持たないと、学校の跡地をどうやっていくかという旨を昨日、緒方議員から提言いただいておりますので、そういう面を含めてやってみたいと。来年4月に機構の分については見直して、きちんとした形でやってみたいと。ブランド推進だけじゃなくて、そこにはびたっと構えたところで、柳川市はやる気でやっているなということで、恐らく福岡県の市町村間の競争になると思えます。みやま市も工業団地をつくっておりますので、あれが発掘が終わればできますので、大牟田はきちんとありますので、そういう面で、企業が何を求めているかという、確かに誘致する場所がないんですけれども、そこにできなくても、今のいろんな形でDXとか、そういう推進計画の中で大牟田市は今度入ってきますので、そういうようなことを含めて、いろいろ総合的に向けた取組をやりたいという考え方を議員には約束しておきたいと思えます。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

市長のほうからは固い約束ということで、まず一番最初に、この人材から変えていきたいとか、力強い組織をつくり上げたいというふうな思いが伝わってまいりました。今後は誘致した企業がさらに誘致を加速するような、そういう連携が組めるような、将来の夢が描けるような、そういった企業誘致にぜひぜひ、今回、そういう思いに市長が立っていただきましたので、それをぜひ望んでおりますので、どうかよろしく願いをいたします。

企業誘致の件に関しましてはこれで終わりますけれども、前回、質問をしていただきました人口減少対策の中の一つとして、奨学金の返済補助制度、こういうものが人口減少対策になる

のではないかとということで提案をいたしておりました。来年度からの施行ということで明言をしてございましたので、その設計、どんなふうになっておるのか、今現段階で構いませんので、教えてください。

#### ○商工・ブランド振興課長（松尾 強君）

菊次議員の御質問にお答えします。

奨学金の返済補助については、商工・ブランド振興課で若者の柳川市内での就職、起業の推進並びに本市からの転出抑制及び本市への移住・定住の促進を図ることを目的に、本市に居住する若者が市内の中小企業に就職や市内で起業した場合に、在学中に貸与を受けた奨学金の返済額の一部を補助するというところで検討をしているところです。

現時点の案では、令和5年度に対象となる者の申請を受け付け、市内に就職、または起業したことを確認し、令和6年度に1回目の補助金の交付を行うという方向で制度設計を進めているところでございます。

1年間当たりの補助金の上限や、1人当たり最大何年間交付するか、若者を何歳までとするかなど、詳細は近隣市町の制度を見ながら現在検討中ですが、この制度を実施することにより、冒頭で申し上げました移住・定住の促進をはじめ、市内での就職や起業につなげることにより、市内の企業や事業者の安定雇用、そして、市内商工業の活性化を図りたいと考えているところです。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

御案内がありました施策というのは、柳川市内に就職をされた方に限るということでございました。これは私個人としては評価ができる部分も一部分はあるんですね。それは地元企業さんが人材の確保に苦慮されてある、そういったマッチング事業としての効果が大変あるだろうというふうに思います。しかしながら、課長が先ほどおっしゃいましたけど、移住・定住政策、近隣自治体は市内に就職しなくても近隣市に就職をしてもこういった補助制度をつくると言っているんですね。その中において、なぜこれが移住・定住政策になるのか、これは不思議でならないんですね。実際、私のめいっ子も来年春から久留米のほうに就職をいたします。私もこの制度をしっかりとおっちゃん頑張っつくるよと言っていたんですけども、対象者にはならないわけですね。だからこそ、これは小さいところの議論ではなくして、企画も挟んだところでしっかりやってください。もともとこれを企画のほうにも伝えていたんですよね。単独でこういったことをやるのではなくて、移住・定住政策というのを今庁舎内でチームをつくっていただいているわけでありますので、まだこれは実際に形になったわけではございませんから、しっかりとこれはもう一度もんでいただいて、本当に人口の流出、若者の流出の抑制につながるような、そういった政策にぜひしていただきたいな、このようにお願いをして、この件はこれで終わらせていただきます。

次に移ります。

子どもの貧困対策推進法に基づく本市の計画策定についてお伺いをいたします。

これは令和元年に質問をさせていただいておりますが、これは放課後の学習、子供たちの学習支援、これと結びつく重要な施策でございます。国が定めたものでございますので、まずちょっとお聞きしたいことが、本市におけるひとり親世帯数、昨今の推移と、その離婚の事由、これをどのように把握してあるのか、お伺いをいたします。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

本市におけるひとり親世帯数の推移につきましては、子どもの貧困対策法が改正されました令和元年度以降のひとり親家庭の推移を申し上げます。ひとり親家庭に支給しております児童扶養手当の受給世帯の推移を見ますと、令和2年3月で727世帯、令和3年3月で721世帯、令和4年3月で693世帯となっております。

また、離婚の事由を分析しているかとの御質問ですけれども、子育て支援課においては、ひとり親家庭一件一件の離婚原因は把握はしておりません。しかし、ひとり親家庭から何う相談として、生活が苦しいといった家計事情に関する相談や、ひとり親で家庭を支えていくつらさや孤独感から精神が不安定になってしまうといった体調面での相談も多いと感じております。

全体的な人口減少もあり、ひとり親世帯数は減少しておりますけれども、児童扶養手当の申請者は以前に比べると若い世代が多く、早期離婚者が多いと思われまます。ひとり親家庭は家事や仕事に追われ、支援制度に関する情報に乏しいため、児童扶養手当の申請だけではなく、ひとり親家庭の自立に向けた支援に関する制度の案内を行っております。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

やはり離婚というのは不利益が物すごく生じるということは、相談の内容を聞いて、よくよく分かることなんですね。そうしたら、柳川市としていかにしてこの離婚を食い止めていくか、そういったことにも注視して考えていただきたいなというふうに思います。

先ほど727世帯、721世帯、693世帯と、この世帯数の減少はしております。ただ、この数字だけでは、離婚率が出ているわけでもありません。当然、子供たちも減ってきておりますから、この世帯数というのは減るんでしょう。しかしながら、私が一番考えたいのは、この柳川でひとり親世帯が暮らしていくのに暮らしやすいのかどうかということで、この中で暮らしにくいということで他市のほうに移られた方がいらっしゃるのかどうかと、こういったことというのも今後ぜひ調べていただきたいなというふうをお願いを申し上げます。

次に、推進法の中では、貧困率を把握して、そして、大学の進学率の目標、これを設定するようにと、このようになっておりますけれども、これは現在どのようになっておりますで

しょうか。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

本市におきまして、これまで貧困率や大学進学率についての調査は行っておりません。目安といたしましては、市内の人口に対する生活保護率を見ますと、1.24%となっております。また、生活保護世帯の大学進学率を見ますと、昨年度は高校卒業者6人のうち、大学に進学された方はいらっしゃらなかったようでございます。

また、ひとり親家庭の大学進学率についての調査は行っておりませんが、平成27年にひとり親家庭等の現状について厚生労働省が調査を行っております。そちらの調査結果によりますと、全世帯で53.7%が大学進学するのに対しまして、ひとり親家庭の子供の大学進学率は23.9%と、全世帯の半分程度となっております。

ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に置かれている場合が多く、仕事や家事を一人で担うことから、子供と過ごす時間も少なく、家庭内での環境などが行き届いていないことが考えられます。また、ひとり親家庭の子供も、家庭の状況を考え、大学進学などの将来への希望を実現しようとしなないといった傾向にございます。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

この推進法の中で規定をされている貧困率、こういったものはまだ把握をされていらっしゃらないということでありました。あれから3年ほどたっています。やはりそういう子供の貧困、こういった負の連鎖、スパイラルを断ち切ってあげよう、こういう心が薄いと、やはりそれも子育て支援という大きな枠組みの中で、ここは教育の分野も関わってくるんですけども、やはり力強さ、これが表に現れないと、それは若い世代の人たちに大変伝わっていくんじゃないかなというふうにも思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、放課後の学習支援の議論をする前に、食事をきちんと取れていない子供たちの支援について、その支援体制を図って、本市としての方針を固めていただきたい、このように思っております。なぜかと申しますと、特に、夏休みなどの長期期間中などは給食がございませんので、食事を取ることができない子供、これも多いようでございます。これまで議会の中でも子供食堂の議論、これがされておりました。それも含めたところで、推進法にもこのことが載っておりますね。食育の観点から今後の計画についてお聞きをしたいと思います。

なぜ私がこのことを聞くのかと申しますと、実は私の息子の同級生、低学年だった頃、朝早くから夏休み、お弁当を持ってうちに遊びに来るんですね。そのお弁当を誰が作ったのか聞くと、お母さんから作ってもらったと。のぞいてみると、おむすびをいびつな形で握っているんですね。明らかにその子が握ったと分かるような、そういうおにぎり、おむすびでした。中にはおかずも入っていない。だから、一緒に食事をしたり、こうやってしたんですけ

れども、どうやったらそういう子供たちを発見して、そして、支援に結びつけていくことができるのか、そのための推進法であるというふうに思っておりますので、答弁よろしく願います。

#### ○子育て支援課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

現在、子育て支援課では、社会福祉協議会と連携いたしまして、食事などに困っている家庭からの相談があれば、社会福祉協議会が行っております米などの食料品や日用品の無償配付といった支援にもつなげております。また、生活支援課においても、自立相談支援員の増員や家計改善支援員の訪問日数を増やすなどして、生活困窮者の早期発見、早期支援に向けて取り組んでいるところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃいます夏休みの給食がないため食事を取ることができない子供たちへの支援など、支援が行き届いていない子供たちもいます。子育て支援課といたしましても、支援の強化、拡充が必要だと考えております。

現在、さらなる支援を強化していくために、子育て支援課、福祉課、生活支援課の3課で協議を進めております。また、令和3年3月に県が第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画を策定しております。まずはこの計画に沿って、子育て支援課、福祉課、生活支援課の3課で協議を進め、子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと思います。国の交付金などの活用方法や他の自治体が行っているようなNPO法人への補助など、どのような形で支援を届けられるかを引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

既に県や国、こういったものは3年前には既に計画の策定は終わられている段階であったかと思うんですね。やはり先ほども申しましたように、柳川市もそういった計画の策定、というよりは、県は既につくっておる。そういったメニューも当然予算化がされておるというところで、現実的なお話として、スピーディーに進めていこうとすれば、県が行おうとしているモデルというのが、事業内容というのが載っております。これはどこの自治体も大幅に変わるところではないというふうに思いますので、それを踏襲されようとしているのではないかなとは思いますが、そのことは全然否定をしませんけれども、これだけ時間がたっておるわけでありますから、しっかりと調査をしてください。昨日のヤングケアラーもそうなんです。この中に含まれる部分だと、このように思っておりますので、これから細やかな的確な支援をしていくためには、しっかりと調査をやっていく、このこと、これまで遅れた感もありますので、そこに全力を挙げて仕上げていただきたいと思います、このように願います。答弁は要りません。

前回、この放課後学習支援の保健福祉部長の答弁では、ひとり親家庭や生活困窮者の子供



に限った学習支援ではなく、学習支援を望む全ての子供たちが対象となるように関係各課が連携を図りながら取り組む必要があるものであり、この事業に対して積極的に努力、支援していく必要があると考えているというものでございました。その後、学校教育課、生涯学習課との連携、どのように図ってこられたのか、お伺いをいたします。

#### ○保健福祉部長（島添守男君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

まず、学習支援に関しましては、福岡県母子寡婦福祉連合会の委託を受け、柳川市母子寡婦福祉会がひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業を行っておりますが、子育て支援課がこの事業の窓口となって周知を行い、柳川市母子寡婦福祉会には補助金を交付しております。

先ほども課長が申し上げましたとおり、児童福祉の観点から、子育て支援課、福祉課、生活支援課の3課においては協議を継続して行っておりますが、学校教育課、生涯学習課とはまだ十分な協議ができておりません。ひとり親家庭や生活困窮者の子供に限った学習支援ではなく、学習支援を望む全ての子供たちを支援していくためには、保健福祉部門だけではなく、学校教育課、生涯学習課との連携は不可欠でございます。まずは先ほど課長が申し上げた県が策定しております福岡県子どもの貧困対策推進計画に沿って、子育て支援課、福祉課、生活支援課の3課で協議を進め、保健福祉部門での支援体制を構築していきたいと思っております。また、さらなる支援拡充のために、滞っております学校教育課、生涯学習課との協議を積極的に進めて、子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

#### ○1番（菊次太丸君）

私が勝手に希望を申し上げているのではなくて、この貧困対策推進法の中に規定をされた学習支援でございます。これは生涯学習課のほうも教育部門のほうもしっかりとそのことを分かっていたいただきたいというふうに思うわけでございます。そういう中で連携を取っていただいて、法律が後ろ盾となっておりますので、力強く進めていただきたい、このようにお願いをしたいわけでございますけれども、前回、全ての児童・生徒を対象とした学習支援体制の構築のために、地域学校協働活動推進員、この研修会の開催をしていただくということになっておりましたのがどのようになったのか、そのことについて教えてください。

#### ○生涯学習課長（新開文隆君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

令和3年11月30日に市内の全地域学校協働活動推進員を対象とした研修会を実施いたしました。特に放課後学習支援だけに特化した研修会ということではなく、南筑後教育事務所社

会教育室社会教育主事による推進員の役割について講話、先進校区の実践発表、意見交換を行い、本市の地域学校協働活動の推進を図りました。参加した推進員からは、支援スタッフを集めるのに苦労しているといった悩みや、いろいろな取組の情報を交換できてよかった、取り入れたいものがあり参考になった、地域と学校のつながりを深く持つことや人材の把握をしてリストをつくることから取り組んでいきたい、長く地域と人と関わっていくことが財産にもなるといった前向きな意見もいただきました。

さて、今年度におきましても、放課後学習支援を行っているのは柳河小学校区の地域学校協働本部のみでございます。しかし、学習能力、文章理解力、想像力、集中力を向上させる効果がある本の読み聞かせに取り組んでいる校区は25校区中18校区で、7割を超えておるところでございます。また、勉強する習慣を身につける効果があると言われる丸つけは4校区で行われております。それぞれ昨年度と比べて、若干でございますが、増加しております。

このほか、夏季休業中に補充学習を行ったり、日本語がうまく読み書きできない外国籍の児童・生徒に対して日本語サポートを行ったりしている校区もでございます。

このように、放課後の学習ではありませんが、地域の人たちの協力を仰ぎながら、様々な形で学校支援、学習支援を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

一方、コロナ禍で学校の外部からの人材を受けることをためらう校区もでございます。そのような校区でも地域学校協働活動の計画は立てられております。コロナが終息すれば、様々な活動が実施されると期待しているところでございます。

以上でございます。

#### ○1番（菊次太丸君）

前回の御答弁を早口で読ませていただきますけど、学校と地域が連携しながら学習支援を行っていただけるような人材の発掘や、学校と地域のパイプ役である地域学校協働活動推進員を対象とした研修会を実施し、意見交換を行いながら、全ての学校区において学習支援を実施していただけるよう努力してまいりたいと考えております、このように課長は答弁をなさっておりました。しかしながら、冒頭からこれに特化したような研修会ではないと、そのような言い方をされたところで、この議論が大変後退しているのではないかなというふうな印象も受けました。やっぱり区切ってタイムスケジュールをつくっていかなければ、これは前に進んでいかないんだろうなと。タイムスケジュールがなければ議論さえしないわけですね。タイムスケジュールをやっぱりつくるべきだろうというふうに私は考えております。

教育委員会に対しましては、これまで人材の確保もなかなか難しい。そういった意味で、苦肉の策で、スモールティーチャー、これを活用する。要は友達同士で教え合う。本来であるなら、そういうことはタブーなんだろうけれども、そういった学習方法などを検討していただけないかということで、教育長のほうからは大変これは有効かもしれないと、検討に値するという答弁もいただいておりますね。

そういうことで、その人材確保についてどのように今まで進めてこられたのか。そして、これは待っておくことがなかなかできない。当然、コロナという状況下でもありますけれども、支援体制が整ったところから——全校全と私は主張ではあります。理想ではありますけれども、できるところからぜひ始めていただけないだろうか、これが私の思いでございます。教育長、どうでしょうか。

**○教育長（沖 毅君）**

菊次議員の御質問にお答えします。

今、具体的に放課後支援についてのタイムスケジュールを示せという御提言を受けました。実際、25校区中18校区と読み聞かせの話が出ましたけれども、これは小学校ではほぼやっているという形でございます。なかなかコロナ禍の中で、外部の人材を入れないとか、いろいろ学校もあったわけですがけれども、第8波が今、子供の感染者もちょっと増えて、学級閉鎖もちょっと出ている状況ですがけれども、これをコロナ禍が明けるのを待たずにスケジュール化をしっかり図って、放課後の学習支援、取り組ませていただきたいというふうに思います。

学校の責務、または地域の皆様の願いは、子供たちの学力向上は言うまでもないというふうに思っております。地域学校協働本部も全小学校区、立ち上がりました。ですので、これを活用しながら、今、研修会の話も出ましたけれども、研修会を十分に特化しながら進めながら、タイムスケジュールを示しながら具体的にやっていくという今決意でございます。

以上です。

**○1番（菊次太丸君）**

今、国のほうでもコロナの薬、新薬も出てきました。あと国の方針を待つのみと、こうなってくるわけでありましてけれども、早ければ来年度からでもスタートができるのかなと、このように感じたわけでございます。

これまで私、やっと前に進みそうであるので、うれしく思うんですけども、子供たちの教育環境として、前教育長がおっしゃってあったことでございますけれども、1つに学校の施設、そして2つ目に人材ですね、学校の先生方の指導力量、そして3つ目に学校の運営環境、こういったもの、これをしっかりと整えて、柳川の全ての子供たちが同じ教育環境にあるように、そうしていくのが教育委員会の務めだと、その方針は今後ずっと変わっていくことはないというふうに思っております。それを今はまだまだ格差がある状況下にあります。いち早くこの格差是正に向けた動き、今、教育長のほうからその決意を述べていただきましたので、そこに期待をいたしておりますので、今後ともぜひよろしくお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

**○議長（近藤末治君）**

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時18分 休憩

午後 2 時28分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、10番新谷信次郎議員の発言を許します。

**○10番（新谷信次郎君）（登壇）**

皆さんこんにちは。10番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1990年、宝の海有明海を守るために佐賀空港建設反対を闘った佐賀県漁民が最後に佐賀県に要求した佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料に以下の文言が記されています。

「覚書に「自衛隊との共用はしない」旨を明記されたい」、県の考え、「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていない」、この重い文言が宝の海有明海と佐賀、柳川の空の平和を守ってきたのではないのでしょうか。その文言をかみしめながら、柳川市の未来、いや、差し迫った明日からの柳川の課題について質問します。

最初に、佐賀空港自衛隊との共用容認以降の柳川市の対応について、次に、柳川市の人口ビジョン及び小中学校再編計画について、最後に、浸水対策についてです。

この後は自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

**○10番（新谷信次郎君）続**

最初に、佐賀空港オスプレイ等配備問題の佐賀空港自衛隊との共用容認以降の柳川市の対応についてお聞きします。

11月4日、佐賀県政策部長からはどのような説明があったのでしょうか。また、市長としてどのように対応されたのでしょうか。

**○生活環境課長（野口貴光君）**

新谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

佐賀県の政策部長からは、平成26年7月に武田防衛副大臣の佐賀空港の自衛隊使用要請から、本年11月1日に佐賀県有明海漁協が覚書付属資料の変更の申入れを受け入れたことまで、約8年間の主な経緯の内容の説明を受けたところです。

説明後は今後の協議について意見交換を行い、自衛隊から飛行ルートや発着回数などの詳細な計画が示された後、本格的な協議を行うことを確認し、引き続き事務レベルでの意見交換、情報交換を実施していくこととしました。

また、今回の佐賀県訪問に市長が対応されたのは、佐賀県が有明海漁協から回答書をいただいた際に、当日の夕方に山口佐賀県知事から直接市長に電話があったことに誠意を感じたからと佐賀県側にも伝えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

その後、11月11日、九州防衛局長からどのような説明があったのでしょうか。また、市長としての対応はどのようなものでしたのでしょうか。

○生活環境課長（野口貴光君）

九州防衛局の伊藤局長からは、近年の国際情勢や中国の軍事能力の強化、佐賀空港におけるオスプレイ配備の必要性についての説明と、先ほどの県の説明と同じように、覚書付属資料の見直し決定までの一連の経過について報告を受けております。

その後の意見交換では、市から柳川市民の安全・安心の担保が必要であることや、有明海は一体であることから福岡県有明海漁連も非常に高い関心を持っているので、必ず訪問してもらいたいことなどを強く求めたところです。

そのほかにも、具体的な飛行コースや発着回数、万が一の事故が発生した場合の補償などについても意見交換を行い、今後も事務レベルで情報交換を行っていくことを確認しております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料の変更について、その文書の写しを頂いておりますけれども、その文書の文言の後のほうには「ただし、防衛省が、佐賀駐屯地（仮称）の用地を取得できないことなどにより、佐賀空港への自衛隊の配備計画を断念したときは、この文書は効力を失うものとします。」という文言がありますけれども、これについてはどういう説明を受けているのでしょうか。

○生活環境課長（野口貴光君）

11月1日に佐賀県有明海漁協の西久保組合長から山口佐賀県知事に渡されました文書については、佐賀県から写しの提供をいただいているところでございます。ただし書については特段の説明がございましたが、記載のとおり、用地を取得できないことなどにより、防衛省が佐賀空港への自衛隊配備を断念したときは、この回答書はなかったものになるというふうに捉えております。

○10番（新谷信次郎君）

その用地買収についてお伺いしますが、この佐賀駐屯地予定地の地権者は何人いるのでしょうか。地権者の中に土地は売らない反対者がいると聞いておりますけれども、把握していますでしょうか。

○生活環境課長（野口貴光君）

昨年7月に九州防衛局が実施した地権者アンケートによりますと、地権者は漁業者339名、非漁業者218名の計557名となっております。

また、アンケート結果によりますと、土地を売却しないと回答した地権者は、回答者約440人のうち約144人となっております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

土地を売却しないという人数は、144人ではなくて114人ですね。（「すみません」と呼ぶ者あり）

さて、土地を売却しないと回答した地権者は114人もいます。しかも、地権者557名中、回答したのが440人であるならば、117人の態度は不明なわけですね。土地買収については随分先行き不透明ではないでしょうか。

11月4日、佐賀県政策部長、11月11日、九州防衛局長からの説明があったわけですが、これで佐賀空港へのオスプレイ等の配備が実現することを前提にしているような市長の対応について、疑問点を明らかにしていきたいと思います。

11月11日、毎日新聞には佐賀駐屯地に米軍の常駐計画がないことも明らかにしたとありますが、この陸上自衛隊オスプレイの主目的である水陸機動団の移動について、その水陸機動団は米軍海兵隊と共同訓練をこれまでも何回も繰り返しています。陸上自衛隊オスプレイが配備されれば、米軍海兵隊及びそのオスプレイも佐賀空港を使うのではありませんか。

**○副市長（中村智弘君）**

新谷議員の御質問にお答えいたします。

平成29年9月に柳川市で取りまとめました論点整理では、この時点で米海兵隊が恒常的に利用することはないとの結論を得ております。しかし、米海兵隊及び米軍オスプレイの使用につきましては、今後、九州防衛局との協議の中で再度確認していきたいと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

ちょっと追加の質問ですけれども、水陸機動団は米軍海兵隊と共同訓練を繰り返している、こういう事実は把握しておられますか。

**○副市長（中村智弘君）**

すみません、ちょっと今それをお答えする資料を持ち合わせておりませんので、控えさせていただきます。

**○10番（新谷信次郎君）**

与えられた情報だけではなくて、やっぱり柳川市としても積極的に正確な情報を把握してもらいたいと思います。

ですから、何か地権者の件にしる、水陸機動団が米海兵隊と共同訓練を繰り返していることしる、今回の配備について不確定要素が非常に多い中で、自衛隊との共用容認ということでの丸のみというような柳川市の姿勢ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

**○副市長（中村智弘君）**

お答えいたします。

今回、佐賀県及び九州防衛局が訪問されましたのは、佐賀県有明海漁協が佐賀空港の自衛隊共用を認めることになった経緯を説明に来られたものであり、自衛隊との共用容認を丸のみしたものではありません。今後、具体的な運用計画などを基に、市民の安全・安心を第一にしっかり協議してまいりたいと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

具体的な運用計画以前に、オスプレイ自体、あるいはオスプレイ等の配備自体に大きな問題点があるのではないかとということで質問をしております。柳川市民の安全・安心に責任を持つ柳川市長としての姿勢、判断について、以下、質問をしていきたいと思っております。

まず、柳川市への影響についてですけれども、11月12日、有明新報には、伊藤九州防衛局長が基本的に柳川市上空は飛ばないが、例外などは今後協議したいと述べています。また、毎日新聞には、同じく九州防衛局長が市の上空は原則飛ばないが、全く通らないとは断言できないと説明してあります。

伊藤局長の説明の例外、全く通らないとは断言できないとは、どういうときに飛ぶのでしょうか。また、ヘリコプターは目視による飛行だと聞きます。さらに、悪天候のときは、計器着陸装置を使い、柳川上空を飛ぶものではないでしょうか。オスプレイが柳川市上空を飛ぶということがあるのではないかと、この点について説明をお願いします。

**○副市長（中村智弘君）**

御答弁いたします。

11月11日は具体的な運用計画や飛行計画が決まっていなかった中での訪問でしたので、飛行コースについての詳細な説明はございませんでした。しかし、一例として、災害救助等により現場に急行しなければならないときなどが考えられるのではないかとこの提示がございました。また、目視の例も、筑後川や高速道路など目視しやすいものを目標として飛行するなどの例示があったところです。

柳川市上空を飛ぶ要件についても、今後確認してまいりたいと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

柳川上空が飛行禁止区域ではなければ、オスプレイ等が飛ぶ可能性は大きいのだというふうに答えられていると思います。

さらに、オスプレイ17機だけではなく、目達原駐屯地の50機から60機のヘリコプターも佐賀駐屯地に来ると聞いております。ところが、このヘリコプター、2018年2月5日にはAH-64D戦闘ヘリコプターが神埼で墜落事故を起こし、乗員2名が亡くなりました。この

ヘリコプターも佐賀空港に配備されるのか。これらの航空機についての安全が保障できるのですか。

**○副市長（中村智弘君）**

御答弁いたします。

佐賀空港へはオスプレイ17機のほか、目達原駐屯地に配備されているヘリコプター約50機を移駐させ、計約70機が配置されるとの説明を受けております。そのため、2018年2月に墜落事故を起こした同型機も配備されるものと考えております。

これらの機体の安全については、陸上自衛隊の責任において十分に確保するよう、今後の協議において強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

今年3月18日、ノルウェー北部で米海兵隊のMV-22オスプレイが墜落をし、米兵4人が亡くなりました。6月8日には同様に米カリフォルニア州で墜落事故を起こし、5人が亡くなっています。これらの事故を受けて、米軍はオスプレイを飛行停止とし、クラッチに関する点検を行っています。

オスプレイについてはこれまでも事故や故障が多発して、安全性に重大な問題があります。このような安全性に関する問題点についてはどのように考えてあるのでしょうか。

**○副市長（中村智弘君）**

答弁いたします。

安全性の確認は市民の安全・安心を担保するために必要不可欠なことと考えておりますので、これまでの九州防衛局との意見交換会などにおいて、オスプレイの安全性について再三再四確認をしてまいりました。

九州防衛局からは、自衛隊の責任で安全性の確認を行っている。日本政府も米政府に対して安全性を確認して、信頼性があるものと認識している。また、安全に運用し得るよう、教育訓練による人材育成及び練度の維持向上を行っていく。また、人的ミスによる事故が起きないように、飛行前後の機体の点検、整備を確実に実施し、安全管理を徹底していくとの説明を受けております。

今後も安全性についてはしっかりと確認していきたいと考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

自衛隊や日本政府、米国政府は安全だと言うでしょう。それでも墜落事故が続いています。そしてまた、クラッチに関する点検等については、柳川市民の安全に直接責任を持つ市長として、自ら問いただす必要はないでしょうか。このような疑問、不安点があるので、市民説明会が必要であると考えます。その市民説明会についてお聞きしたいと思います。



11月12日の毎日新聞には、金子市長は市民説明会については、以前開いたとき計画反対派ばかり集まってしまった、適当な時期でないと、当面は開かない考えも示したという記事が載りました。この発言は事実でしょうか。

○市長（金子健次君）

答弁いたします。

11月11日の臨時記者会見で、市民説明会を開催するののかという問いに対して、私自身の中に平成28年9月に開催されました市民説明会、これは柳川市民会館であったときの市民の意見や、平成29年8月に募集いたしました柳川市の論点整理の素案に対するパブコメにおいて、佐賀空港へのオスプレイの配備計画に反対する内容のものが多く寄せられておったことを記者に伝えたかった、そういう意味で書かれたというふうに思います。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

この点、ちょっと重大な発言だと思いますから確認しますが、反対派ばかり集まってしまったというのは事実ですか。いつの市民説明会のことですか。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、反対の御意見は多く寄せられましたが、反対派ばかりとの認識は私は持っておりません。賛成派の方もいらっしゃいました。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

それでは、反対派ばかり集まっていたということは事実ではないのですね。

その市民説明会で何か特段の問題があったのでしょうか。

○市長（金子健次君）

答弁いたします。

特に問題となるようなことはあっておりません。

○10番（新谷信次郎君）

オスプレイ配備の様々な不安や疑問があるからこそ、多くの市民が説明会に参加したのではありませんか。これは参加者に対する侮辱ではないかと思います。市長の考えを改めて聞かせていただきたいと思います。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

平成28年9月の市民説明会に参加された皆さんは、配備計画の内容に関心が高く、市や市民生活にどのように影響が出てくるかを知りたかったのではないかと私は思っております。ですから、私はその当時、説明会に参加された市民の皆さんを侮辱するような気持ちは全く

ありません。

**○10番（新谷信次郎君）**

じゃ、今の市長の発言、しっかりと記憶にとどめておきたいと思います。

それを受けて、配備容認を受けて、市民も経過と詳細を知りたい、そういうふう到现在考えているのじゃないかと思います。市民説明会は早急に開くべきではないでしょうか。

**○市長（金子健次君）**

お答えいたします。

現時点では詳細な運用計画や飛行計画が示されておられません。また、これから地権者との用地取得交渉に入っていくため、先行きが見通せない部分もあります。いつ具体的な計画が示されるのか不明というのが現状であります。

このような段階で再び説明会を開催いたしても、ただ単に佐賀県における配備容認について賛成とか反対とかの議論になりかねません。私は佐賀県有明海漁協が重い決断をされた配備容認の是非を問うような説明会をするつもりはありません。市民の不安や疑問を解消するためにも、具体的な運用計画や訓練計画、飛行ルートが明らかになった段階で、この地域にどのような影響が出てくるかを想定しながら、市民の安全・安心をどうやって担保していくか、防衛省に説明を求めていきたいと考えているというところです。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

市長と私の食い違いですね。配備自体を前提とするのか、配備自体に問題点があるのかということについて今やり取りをしていると思います。

それで、この説明会があった2016年から後も、先ほど申しましたように、2018年2月5日には陸上自衛隊目達原駐屯地のAH-64D戦闘ヘリコプターが墜落事故を起こし、そして、その12月には沖縄県名護市海岸にオスプレイが墜落したわけですね。つまり市民説明会で出された疑問や不安が現実となったわけです。安全・安心への不安から市民が声を上げ、民間航空機の飛行経路も柳川市上空を飛ばない、そういう航路になりました。市民が求めているのは、事故があれば補償するではなくて、絶対に事故はあってはならない、そういう気持ちだと思います。そういう市民の声に耳を傾け、市民に真摯に説明することが求められているのではないのでしょうか。

現時点での経過と今後の課題について早期の市民説明会を開くべきではないかと思いますが、再度市長の見解をお願いします。

**○市長（金子健次君）**

答弁の内容については繰り返すことになると思いますが、きちんとこれから九州防衛局と十分打合せをやって、その段階で、ある程度詰まった段階で市民説明会を九州防衛局にお願いしたいというふう考えているところです。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

佐賀空港における陸上自衛隊オスプレイ等の配備は柳川市にとっても非常に大きな問題です。ぜひ市長自身はその柳川市の安全・安心、宝の海有明海、日本一の品質を誇る有明ノリを守るためにも、主体的な判断、そういうのをぜひお願いしたいと思います。

次に、柳川市の人口ビジョン第2期について質問します。

平成31年、2019年3月に策定された柳川市人口ビジョン第2期における柳川市独自の将来人口推計とはどのようなものでしょうか。

**○企画課長（池末勇人君）**

新谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

人口推計の手法につきましては、過去の人口変化率が継続すると仮定して推計をいたします。コーホート変化率法と、過去の人口動態に基づき、出生と死亡の自然増減率、転入、転出の社会増減率を仮定して推計するコーホート要因法の2種類がございます。柳川市の人口ビジョンは、前者のコーホート変化率法を用いて推計しております。市全体と行政区単位の将来推計人口をそれぞれ住民基本台帳人口の変化率に基づき算出を行いまして、補正しながら作成したものが柳川市の独自推計というふうになっております。ただし、出生に関しましては、柳川市の数値がなかったため、社人研の地域別将来推計人口における仮定値を使用しております。

では、なぜ市独自の推計を行ったかということをおいいますと、社人研の数値が市全体の数値しか分析できないこと、国勢調査の数値を基に算出していることで若干古いデータであったため、今回は市独自の推計方法を行っております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

市独自の人口推計についてはまた後で補足しますが、柳川市の今後の人口推計の具体的な内容として、昨年、今年の市内の出生数について教えてください。

**○企画課長（池末勇人君）**

お答えいたします。

昨年の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの出生数につきましては355人です。また、令和4年として全体の数値はまだ出ておりませんが、令和4年1月1日から令和4年11月30日までの出生数は320人となっております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

これまでは柳川市の出生数、400人を上回っていたと思いますけれども、去年、今年は300人台前半というふうに急激に出生数が落ちております。こういう現実を基に、柳川市独自の

将来人口推計の点について毎年見直しをする必要はないでしょうか。その点いかがでしょうか。

**○企画課長（池末勇人君）**

将来推計の見直しについてですけれども、今後の将来推計につきましては、現在の第2次柳川市総合計画が令和6年度までとなっておりますので、来年、令和5年度より第3次総合計画の策定に着手する予定となっております。その際に併せまして人口ビジョンも、2020年の国勢調査の数値や出生、死亡の自然増減など、新たな数値等を加えたところで作成をしようということで今考えているところでございます。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

現在の柳川市独自の将来人口推計では、実数が予想を大きく下回っているわけですね。今回はコーホート要因法で作成することは考えませんか。また、予想が大きく下回ったことについてはどのように考えてあるのでしょうか。

**○企画課長（池末勇人君）**

柳川市独自の推計では、校区単位で分析しているということで、校区の特性や校区間の社会移動が反映されているという長所がございます。また、社人研の推計におきましては、市全体の予測を用いた推計ですので、推計値が安定しているというような長所がございます。それぞれに長所がありますので、次回の人口ビジョンを作成する際には、次期総合計画の方向性を踏まえた上で、どちらの推計値を用いるか、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

また、実数が推計値を下回ったことにつきましては、コロナによる影響が大きいかというふうに考えております。現在の収入減少や将来に対する収入の不安など、婚姻率の低下や出生数の減少につながっているのではないかというふうに思われます。しかしながら、そういった不安を少しでも取り除く施策を行っていくことで、人口減少に歯止めをかけていかなければならないというふうに考えております。柳川市といたしましては、単独での支援にも限りがありますので、国や県の支援を活用しながら取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

柳川市の人口ビジョンについて質問したのは、柳川市の人口推計に対して出生数、総人口の減少が多いからです。そのため、一部過疎指定を受けた柳川市過疎地域持続的発展計画や柳川市立小中学校再編計画に与える影響が大きいのではないかと思います。人口減少の実数に基づいた、より正確な推計を検討してもらいたいということをお願いしまして、次に、小中再編計画、9月29日に決定された柳川市立小中学校再編計画についてお聞きします。

その再編計画9ページ、小中学校再編計画の見直しの中に、柳城小学校、柳南小学校については、今後の児童数の推計を見極めながら、現在の計画によっても適正規模とならない見込みとなった場合には、3年後の令和7年度を目途に必要なに応じて計画の見直しを検討するとありますけれども、見直しの内容はこれだけでしょうか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

矢留小学校、両開小学校を再編する予定でございます（仮称）柳南小学校につきましては、現時点での出生数による推計、年齢ごとをずっと年数ごとに進めていきますと、数年後には再編の基準を下回る1学年1クラスになる、こういった学年が出てくる予測となっております。そのため、今後の出生数による推計を見極める必要があります。この状況が続くようであれば、柳河、城内、東宮永を再編する予定でございます仮称となっております柳城小学校、これを含めました小学校5校での再編を検討する必要があります。そうした場合には校区の規模も大きくなりますので、当然のことながら学校の位置等についても再検討する必要があります。その中で、現在の柳城中学校、こちらを候補地として検討する場合には、関係をいたします柳城中と柳南中の再編、統合予定の中学校、この学校の学校位置等も含めて検討をしていくというふうなことになります。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

そうすると、決定された再編計画の見直しの内容以上に大きな変更が行われる可能性があるということが分かりました。

以下、ほかにも質問を続けておりましたけれども、答弁もほぼ同じような答弁なので、パブリックコメント等についての以下の質問はちょっと省略をいたします。

その再編計画の見直しについて、もう一点ですね。これは学校再編計画についてのパブリックコメント意見一覧の19ページ、ナンバー108、大和三橋統合中については、現豊原小、もしくはその周辺で用地確保をできればと考えている。財源問題等を総合的に考えたときに、旧大和町地区であれば過疎対策事業債を利用できることも理由の一つですという説明がパブリックコメントの回答として載せられています。そうすると、現在の豊原小学校以外の旧大和地区を検討することもあり得るのでしょうか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

大和中と三橋中の統合する中学校につきましては、現在、計画では学校の位置を基本的には現豊原小学校の場所というふうにいたしておりますが、校舎及び屋内、屋外の運動場を含めると、現在の豊原小学校の用地だけでは入り切れないというふうなことが考えられます。したがって、豊原小学校を拡張する必要があります。今のところ拡張に伴います用地買収に着手できておりませんが、もしこれが拡張できないというふうなことになりましたら、

その周辺地域を検討することにいたしております。

以上でございます。

**○10番（新谷信次郎君）**

柳城小、それと柳南小の統合の可能性及び大和中、三橋中の統合中の用地確保についても不確定要素が非常に大きいということで、再編のスケジュール、これはもっと時間をかけて検討していく必要があるのではないかとこのように思います。

また、パブリックコメントの一覧、19ページの110番に、蒲池学校の施設設備について、新しい体育館をぜひ建設してほしいという要望も出ておりますけれども、この点についてはどのように考えておられるでしょうか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

蒲池小学校と蒲池中学校を再編する予定でございます、義務教育学校になりますが、（仮称）蒲池学校、これにつきましては令和8年度の開校を予定いたしております。再編計画にございます令和5年度から7年度の学校再編に伴います施設整備につきましては、開校に向けての教室や職員室の改修、トイレの洋式化、小・中学校の連絡通路の整備など、少なくとも開校ができるようにするための施設整備というふうな予定でございます。

議員のほうがおっしゃっております新しい体育館の建設など、蒲池小・中学校、蒲池学校の施設整備につきましては、学校再編計画が決定し、もちろん今後も使用していかなければならない学校設備でございますので、開校後も引き続き検討を行いながら、老朽化等を考慮し、計画的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

再編計画については、多くの市民の方から様々な御意見、あるいは疑問などがござっておりますので、丁寧なそういう意見、あるいは疑問等に対応していただきたいと思っております。

さらに、決定した小中学校再編計画についてお聞きしますけれども、小中再編に関して、施設設備に関する計画や予算についてはどのように検討されているのでしょうか。

**○学校教育課長（古賀 洋君）**

学校再編に伴います施設整備に関する予算といたしましては、今回の12月議会の補正でお願いをいたしております学校施設等長寿命化計画再策定業務委託料、こちらをお願いいたしておるところでございます。これは再編計画の決定に伴いまして、今後も使用していく学校施設が決まりましたので、その施設の改築費や維持補修費等の算出やその他必要な情報の分析を行うものでございます。

この長寿命化計画につきましては来年度にかけて策定をする予定でございまして、この計画に基づきまして長期的な施設整備を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。また、今後の学校施設の整備につきましては、過疎債や国、県の公立学校施設整備

負担金、学校施設環境改善交付金等を活用しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

今後、必要な予算関係については、やはり財政的に厳しい状況の中でどのようになるか、市民の皆様も高い関心を持っておられると思います。

もう一つ、パブリックコメント意見一覧の5ページ、22番、蒲池学校について、発達障がい等の個別指導が必要な児童・生徒については、小規模学級小規模学校である蒲池学校、昭代学校を「通学区域特区」として、校区外からも通学できるようにしたらどうかという市民からの意見もありますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

仮称となります蒲池学校、義務教育学校として再編をする予定にいたしておりますが、通学区域につきましては今のところ変更する予定はございません。今後、学校再編が進みまして、新しい学校が開校していく中で、柳川市全体の状況を見ながら、もし必要があれば将来的には検討していくことも考えられるというふうに思います。

以上です。

#### ○10番（新谷信次郎君）

次に予定していました質問、また予算関係の質問ですので、すみません、時間の関係で省略して、この再編時にこれから小学生となる保護者への説明の機会があったでしょうか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

学校再編につきましては、市のホームページや市報の今年5月1日号において学校再編の内容や説明会の開催についてお知らせをいたしてございまして、5月9日から7月24日にかけて、平日夜に37回、日曜及び祝日を含めまして午前と午後に4回、合計41回の説明会を開催いたしました。また、説明会の中で要望がございましたので、6月上旬になりましたけれども、市内の保育所、幼稚園に御協力をいただきまして、将来、小学生となります未就学児の保護者の方々へチラシを配布させていただきました。

また、その後、9月29日に再編計画が決定してからは、10月に学校再編計画の内容をお知らせするチラシを全戸に配布いたしました。また、市のホームページ、市報11月1日号に記事を掲載したほか、市内の保育所、幼稚園に学校再編計画に関するポスターの掲示を依頼して、配布をさせていただきました。

今後も新設校ごとの学校再編協議会での協議内容等につきましては、随時、再編協議会日よりなどのお知らせを作成いたしまして、未就学児を含めた保護者や地域住民の皆様方に向けて情報の提供を行っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

現在の小・中学校の保護者だけではなくて、今後、再編時に小学校、中学校に進学する保護者の方からも高い関心が寄せられています。

それで、あとの大和地区の小学校6校の件についても、ちょっと時間の関係で、申し訳ありませんが、省略させていただいて、再編協議会に未就学児の保護者が参加することは検討できませんか。予定にはなかったんですけども。

それと、再編協議会は開校2年前からではなくて、様々な意見や疑問、心配点がありますので、もっと早くスタートしてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをさせていただきます。

再編の説明会、地元の説明会等々を行ってまいりました際に、未就学児の保護者の方々にもぜひ来ていただきたいというふうなことで、いろいろお話もさせていただいたところでございますが、実際に保育園の園長先生とかにお話を聞きますと、やはりなかなか説明会という形で出ていきづらいというのが未就学児の親御さんの状況だったようでございます。したがって、保育園、幼稚園等に御協力をいただきまして、チラシの配布、ポスターの掲示、こういったものの情報提供という形で今回は努めさせていただいたというふうな状況でございます。

また、同様な理由から、再編協議会への未就学児の親御さんの御出席というのもなかなか厳しいものがあるのではないかとというふうに考えております。現実の今の保護者さんから今の学校についての御意見を十分お伺いしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、この再編協議会でございますが、新しくできる学校ごとに、開校の大体2年から3年前をめどに、保護者、地域住民、学校の関係者の方を委員として設置する予定にいたしております。これは学校再編を実施いたしました近隣自治体の状況や担当職員の組織体制を参考といたしながら期間を設定したものでございます。私どもとしては、2年から3年という期間が妥当ではないかと考えているところでございます。

なお、今後開催いたします再編協議会での協議内容等につきましては、先ほども申し上げましたが、随時、協議会だより等を作成いたしまして、対象地域はもちろんでございますが、それ以外の小・中学校や保育所、幼稚園、公民館、コミュニティセンター、こうしたところにも配付をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○10番（新谷信次郎君）

小・中学校再編については、私は以前から市民の意見、疑問等をしっかりと丁寧に聞いて、そして、対応していただきたいという要望をいたしております。今回もそのことを念を押し



まして、この件についての質問を終わります。

次に、浸水対策についてですけれども、2020年、2021年における東蒲池、西蒲池、柳河、枝光、西浜武一帯の浸水状況はどのようなものでしたか、教えてください。

**○総務課長（武田真治君）**

新谷議員の御質問にお答えいたします。

2020年、2021年における東蒲池、西蒲池、柳河、枝光、西浜武一帯の浸水状況について御説明いたします。

2020年でございますが、7月6日から7日までの大雨によりまして、床下浸水が51件、道路冠水が21か所発生しました。そのうち、道路冠水による道路通行止めが10か所ございました。また、床下浸水や道路冠水をした付近の田畑でも冠水をしていた状況でございました。

2021年でございますが、8月11日から18日までの大雨により、床下浸水43件、道路冠水による通行止めが8か所ございました。また、床下浸水や道路冠水をした付近の田畑でも冠水をしていた状況でございました。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

国営水路西浜武線から南の地域、あるいは太田川南の地域に浸水地域が集中していないでしょうか。

**○総務課長（武田真治君）**

先ほどお答えさせていただきました2020年、2021年の床下浸水の件数で、柳川市内の件数とこの地域の件数を比較して御説明させていただきます。

2020年は柳川市内で床下浸水116件発生しまして、そのうちこの地域で発生した件数は51件、全体の44%、2021年は柳川市内で110件が発生し、そのうちこの地域で発生した件数は43件、全体の39%となっております。

以上です。

**○10番（新谷信次郎君）**

やはり浸水地域、集中しているのではないかと思います。

ちょっと次の質問を飛ばして、これらの浸水地域に対する対策についてお聞きします。

2022年、今年の9月議会、菊次議員の一般質問で取り上げられました排水解析は進んでいるでしょうか。そしてまた、国営水路西浜武線東蒲池上流制水門の最大流量はどのようになっていますでしょうか。

**○産業経済部長（松永 久君）**

新谷議員の質問にお答えします。

まず初めに、答弁が前後しますが、東蒲池上流の制水門の流量についてお答えします。

東蒲池上流の制水門の計画排水量は毎秒約65トンとなっております。

次に、排水解析の進捗状況についてお答えします。

近年のゲリラ豪雨や線状降水帯などの気候変動に伴い、以前の雨とは比較にならない大雨が頻発し、激甚化しております。そのため、近年の大雨に対しまして、柳川市としては国や県に対し、現状の排水計画の見直しと排水機場の能力向上を求めるために、市長を頭に要望活動を行っております。

具体的には、令和3年3月に福岡県庁で農林水産部の鐘江部長以下、幹部と面談し、市内の冠水被害の実情を訴え、福岡県知事宛ての要望書を提出しております。そして、9月には久留米市に豪雨被害の視察に来られた野上農林水産大臣に対しまして要望書を提出しております。さらに、11月には上京いたしまして、藤丸代議士同行の下、農林水産省農村振興局の安部次長と面談し、要望書を提出しております。この面談には福岡県農村森林整備課の因課長も同席されておまして、市内の冠水被害の実情について訴えけるとともに、近年、冠水被害が多発し、生産意欲が失われるといった営農者の声を届けております。そして引き続き、同省の細井防災課長と山根災害対策室長とも面談をいたしまして、要望書の提出と冠水状況の説明を行っております。また、その後、古賀誠先生や進藤金日子参議院議員にも面談いたしまして、要望書を提出しているところでございます。

これらの要望行動に対しまして、国は令和3年11月30日に九州農政局の長野地方参事官、吉武防災課長、鳥井防災減災対策官が柳川市を訪問していただいております。そしてまた、小坪排水機場や若宮排水樋門のほか、両開地区の4排水機場の現地視察を行っていただいております。

このように多くの方々の御尽力をいただきながら要望活動を行った結果、令和4年度より大雨冠水、浸水被害を解消するため、国は筑後川下流地域の福岡県及び佐賀県にまたがる広範囲を対象に、現状の降水量を考慮した排水解析調査を実施されることとなりました。

進捗状況としましては、今年8月、概略の排水解析調査業務の受注者が決定いたしまして、現在、概略排水解析と、近年の気象データを基にした計画基準雨量の検討に加え、関係機関や自治体から受益地内の土地利用状況や冠水状況などについて情報収集が行われているところでございます。

今後につきましては、収集したデータを基に詳細な排水解析が行われ、この排水解析結果を基に、費用対効果を考慮しながら排水機場の能力増強などのハード対策に移行をするものと考えておるところでございます。

そしてまた……

**○議長（近藤末治君）**

新谷議員に申し上げます。

**○10番（新谷信次郎君）**

最後、排水解析が進められているということで、若宮排水樋門ですね、それについての協

力をよろしく申し上げます。（発言する者あり）

○議長（近藤末治君）

新谷議員に申し上げます。一般質問の時間を超えましたので、簡潔にまとめてください。

（発言する者あり）

○10番（新谷信次郎君）

ちょっと答弁が長くなりましたので、今、排水解析が進められているということで、それを基に若宮排水樋門についての排水ポンプ設置についても取り組まれているという確認でよろしいでしょうか。——よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（近藤末治君）

これもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問は12日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了しましたので、12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、12日は休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時20分 散会

令和4年12月19日（月曜日）

## 柳川市議会第8回定例会会議録

令和4年12月19日柳川市議会議場に第8回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	7番	佐藤勝広
8番	今村智子	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

### 2. 欠席議員

6番	橋本憲之	9番	浦川和久
----	------	----	------

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	沖	毅
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	高田	啓介
市民	部長	松藤	満也
保健	福祉部長	島添	守男
建設	部長	中村	正光
産業	経済部長兼大和庁舎長	松永	久
教育	部長兼三橋庁舎長	袖崎	朋洋
消	防	松藤	敏彦
人事	秘書課長	江口	英範
財	政	田中	勝裕
生涯	学習課長	新開	文隆
生活	環境課長	野口	貴光

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	白	谷	通	孝							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 各委員長報告について

#### ① 総務常任委員長報告について

議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第86号 柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第88号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

#### ② 建設経済常任委員長報告について

議案第85号 柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金  
に関する条例の制定について

③ 教育民生常任委員長報告について

議案第84号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について

日程（3） 議案第90号 工事請負契約の締結について

日程（4） 「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」設置に関する決議

---

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員17名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営副委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和4年第8回柳川市議会定例会最終日の日程等について、12月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

なお、議案第83号については、議員2名から修正案が提出されておりますので、総務委員長報告に対する質疑終了後、修正案の提案理由の説明を受け、修正案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、修正案に対する質疑と議案の討論を行い、採決といたしております。

日程3が執行部追加提出の議案第90号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が議員提出の「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」設置に関する決議についてであります。

提案理由の説明後、質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取ります。再開いたしまして、質疑及び討論の終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

○議長（近藤末治君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

日程第2 各委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程2. 各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（荒巻英樹君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

---

4 結果

(1) 議案第83号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「5億5,971万8千円」を追加し、補正後の予算総額を「352億3,067万2千円」としようとするものであります。

審査の過程で、水産業原油価格・物価高騰対策支援金に関して、その他の業種に対する国や県を含めた支援について、「食」の自立支援事業、障がい児通所支援事業に対する毎年増額の要因等について質疑がありました。

質疑終了後、本案に対する修正案が提出されました。

修正内容は、旧クリーンセンター跡地に整備しようとする陸上トラック整備に係る周辺用地購入のための不動産鑑定委託料「104万3千円」を削除し、旧クリーンセンター解体費を一般財源から過疎債である市債へ財源更正する「1,830万円」を減額し、地方交付税に付け替えようとするものです。

修正案提出者の提案理由の概要は、今後、市庁舎別館建設、学校再編、新規幹線道路整備等多くの公共事業を控えている中、十分な合意形成がされないまま、過疎債が活用可能として、拙速に陸上トラックと決めて事業を進めず、時間をかけて意見を聞きながら検討すべきという事でありました。

修正案については、質疑終了後、過疎債を使わず旧クリーンセンター解体のみを行うと市民の負担を増やすことになり、過疎債を使用しグラウンド整備ができることは市にとって価



値がある、と反対討論がありました。

討論終了後、修正案について採決を行い、賛成少数で否決と決定いたしました。

続いて、本案について採決の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第86号 原案可決

本案は、柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等をするため条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の過程で、新規や中途の採用計画について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第87号 原案可決

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

定年引上げに関連し、地方公務員法改正による引用条項規定の整理や関係する条例を整備しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第88号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に準じる職員の給料表、勤勉手当の改正と議員並びに市長、副市長、教育長及び職員の期末手当を改正しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で総務常任委員長報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

---

#### 4 結果

##### (1)議案第85号 原案可決

本案は、柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてであります。

土地改良法第91条の2第6項の規定により、特別徴収金の徴収に関する事項を定めるものであります。

主な内容は、整備事業の区域内農地において、農地中間管理権が設定されている期間の途中で解約、または目的外用途で利用された場合に、市が負担した事業費について特別徴収金として徴収できるものとするものです。

審査の過程において、特別徴収金を徴収する場合の内容、土地改良が行われている場所、特別徴収金の想定金額についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

##### ○議長（近藤末治君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

##### ○教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

---

#### 4 結果

##### (1)議案第84号 原案可決

本案は、令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

国保制度改正に伴うシステムの改修、及び新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金が見込みより多かったことにより、必要な額を増額するもので、歳入歳出それぞれ「95万1千円」を増額し、補正後の予算額を「86億3,208万6千円」とす

るものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

---

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（近藤末治君）**

以上で教育民生常任委員長報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、お手元に配付のとおり修正案が提出されておりますので、提出者の提案理由の説明を求めます。

**○17番（緒方寿光君）（登壇）**

議長の発言許可をいただきましたので、修正案の動議、そして、修正案の内容を提案させていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、議題となっております議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議を提出いたします。

修正動議の説明につきましては、議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議でありまして、地方自治法第115条の3及び柳川市議会会議規則第16条の規定により提出をいたします。

修正の内容については、歳出予算10款6項1目の保健体育総務費に係る不動産鑑定委託料である旧クリーンセンター跡地を活用した陸上トラック、グラウンド整備のため、周辺土地の不動産鑑定評価を行うための委託料の1,043千円を削除するため、所要の修正を行うものであります。

次に、修正案を順次説明いたします。

令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）、第1条第1項中、559,718千円を558,675千円に、35,230,672千円を35,229,629千円に改めます。

第1条第2項の第1表 歳入歳出予算補正については、歳入の10款、地方交付税の補正額並びに1項、地方交付税の補正額206,988千円を224,245千円にし、それぞれの計の8,668,335

千円を8,685,592千円に改めます。

21款. 市債の補正額並びに1項. 市債の補正額マイナス6,448千円をマイナス24,748千円にし、それぞれ計の2,489,252千円を2,470,952千円に改めます。

よって、歳入の補正額559,718千円を558,675千円に、計の35,230,672千円を35,229,629千円に改めます。

歳出については、10款. 教育費の補正額117,889千円を116,846千円にし、計の3,143,217千円を3,142,174千円に改め、10款6項の保健体育費の補正額10,229千円を9,186千円にし、計の176,194千円を175,151千円に改めます。

よって、歳出合計の補正額559,718千円を558,675千円に、計の35,230,672千円を35,229,629千円に改めます。

次に、第4条の第4表 地方債補正では、2、変更の表中、今回の補正予算で変更する3事業のうち、クリーンセンター解体事業費について、限度額164,600千円を182,900千円とする限度額の変更を削除いたします。

なお、議決項目でない歳入歳出予算の目及び節の修正内容は、お手元に配付の修正案3ページ以降の令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）修正に関する説明書のとおりであります。

以上が修正案の内容の説明となります。

次に、提案理由を申し上げます。

今回、執行部より唐突に今年8月末に提案されたウレタン舗装400メートル陸上競技トラックの整備方針案については、まずは地域住民はもとより、市民の理解が得られることが前提条件であります。一方的に推し進めるものではなく、事前に多くの地域住民並びに市民の理解が得られるよう、まずは執行部として十分に市民に対して説明を尽くすべきではないでしょうか。

地域住民や市民の理解はおろか、市民アンケートや地域住民や市民への説明会を行うこともせず、唐突にこの旧クリーンセンター跡地の周辺土地の不動産鑑定評価を行うための委託料の補正予算案を今議会において計上してありますが、民意を無視した一方的なやり方としか受け止められず、このことは行政不信を招くことにつながります。何よりも大型公共施設整備へ向けての過程においては、市民との対話が最も重視される中で、地元からの当初の要望にはウレタン舗装400メートル陸上トラック競技場の整備は上がっておらず、何を根拠に唐突な提案であるのか、その手順に多くの市民から疑問が上がっておるところであります。

また、私の12月での一般質問に対する市長答弁の中におきましては、400メートル陸上競技トラック整備などの構想が固まった後に住民に説明を行いたいなどとのことでした。私はまずは地域住民や市民に対しての説明会などの開催が最優先でなければならないと考えます。いまだに地域住民や市民に対する説明会などが実施されない中において、なぜ今回唐突にク

リーンセンター跡地周辺の不動産鑑定評価の委託料である補正予算を12月議会において提案されるのか、大変疑問であります。

そこで、修正案の提出の大きな理由についてまとめておりますので、次の4点の説明を行います。

1点目は、多くの地域住民からは、現在のクリーンセンター跡地の面積、およそ5反前後の敷地の中で災害時の一時避難所や誰もが気軽にウォーキングやグラウンドゴルフや軽いスポーツなどが行える公園整備で十分であり、新たに周辺の土地を購入し、全体面積を1町3反ほどに拡張し、ウレタン舗装の400メートル陸上競技トラックを整備する必要はないとの声が多く上がっており、同時に、地元住民からは、当地域は豪雨により冠水の被害を最も受けやすい地域であり、仮におよそ1町3反の面積に拡張し整備する場合には、現在の排水路を新たに付け替えて整備しなければならない。この点において、執行部は具体的な冠水対策を同時に提案すべきではないのかとの疑問の声もあります。そこで、まずは執行部として地域住民の声、市民の声を幅広く聞くことが最優先ではないでしょうか。

2点目に、柳川市の2017年から2024年の総合計画においては、陸上競技場整備の実施計画等はうたわれておらず、また、本市のマスタープランにおいては、当地域は農業や農地利用を促進する地域と示している中において、なぜ唐突に今回、当地域における400メートル陸上競技トラックの整備計画案が提案され、今議会でクリーンセンター跡地周辺の土地の鑑定委託料が計上されているのか。本市の最も重要な総合計画やマスタープランをないがしろにしてよいのでしょうか。

3点目に、市長は平成22年の総合運動公園建設の計画時において、当時の事業費を12億円、もしくは30億円と計画をされ、市民アンケートを取られ、市民より新たに整備する必要はないなどとの意見が多かった結果を受けて、白紙にされました。そのことにもかかわらず、今回、唐突に新たにウレタン舗装400メートルトラック整備計画案を提案されております。このことに対し、市民から民意を無視した一方的な進め方ではないのか、市民の民意を尊重すべきではないのかという声が多く上がっております。

4点目に、本市はこれから多額の過疎債などを活用しながら、今後10年間にわたる小・中学校の統合再編事業をおよそ40億円以上の金をかけて行うこととなります。また同時に、生活に直結するインフラ整備、例えば、老朽化した生活道路、上下水道の整備、そして、豪雨による冠水地域へのインフラ整備など、最優先で行わなければならない事業が控えております。さらに、本市においては今後人口減少が進み、現時点において380億円前後の市債を抱えている中で、年々財政も厳しくなり、特に、過疎債を活用した場合においても、その総額の3割は本市の実質負担であり、今後、新たな公共施設建設事業は費用対効果などをじっくり試算し、優先順位をしっかりと検討し、そして、同時に市民の民意をじっくり聞き、その上で進めていく必要があるのではないのでしょうか。

以上、4点の理由であります。

今、施策の進め方並びに今回の唐突な旧クリーンセンター跡地の周辺土地の不動産鑑定料の補正予算案の提出について理解ができないという声が日々高まっておりまして、このことで地域住民も市民も混乱を招いております。そこで、まずは市民アンケートや地域住民への説明会、市民への説明会などを開催し、市民の多くの意見をしっかりと聞くべきときであり、唐突にクリーンセンター跡地周辺の土地鑑定委託料を今回の補正予算案に計上すべきときではなく、この予算については削除すべきであると強く考えております。よって、これらの理由により修正案を提出するものであります。

以上、修正動議の提案理由の説明を終わります。議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（近藤末治君）**

提案理由の説明が終了いたしましたので、修正案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時33分 再開

**○議長（近藤末治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）の修正案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

本案については、修正案が提出されましたので、原案及びこれに対する修正案についての討論を行います。

討論は、まず、修正案に対する反対の討論、すなわち原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案ともに反対の討論、次に、修正案に賛成の討論を順に繰り返します。

討論をされる場合は、まず、修正案に反対や原案に反対など、意思表示をされてから発言を続けてください。

討論は演壇にて行ってください。

初めに、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

次に、原案及び修正案ともに反対の討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

次に、修正案に賛成の討論をされる方はありますか。

**○15番（高田千壽輝君）（登壇）**

修正案に対して賛成討論を行います。

なぜ修正案に賛成するかといいますと、私、所管の委員長として大変遺憾に思っております。なぜならば、この陸上競技場の建設の計画は8月に唐突に委員会に報告されました。その後、皆さん御存じのとおり、議会の改選があり、改選後の11月の委員会では何も報告はあっておりません。そして、全員協議会でこの予算を提案されております。これは委員会を無視し、また、この柳川市の議会運営は委員会方式を取っております。ということで、私はこの提案は議会を完全に軽視した提案であると思います。

また、このような大型事業におきましては慎重に判断する必要があると思ひ、この修正案には賛成いたします。

以上で終わります。

**○議長（近藤末治君）**

ほかに討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 令和4年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

この修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成少数であります。よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

総務常任委員長の報告は原案可決であります。

総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成多数であります。よって、議案第83号は原案どおり可決されました。

議案第86号 柳川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第87号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第88号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第85号 柳川市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。



それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第84号 令和4年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（近藤末治君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（近藤末治君）**

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第3 議案第90号**

**○議長（近藤末治君）**

日程3. 議案第90号を上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

**○市長（金子健次君）（登壇）**

皆さんおはようございます。提案理由の説明の前に、お礼を申し上げたいと思います。

先ほど執行部が提案いたしました6議案につきまして御承認をいただいたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

それでは、提案理由の説明をいたします。

日程3、追加提案いたします議案第90号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本件は、柳川市クリーンセンター解体工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

工事の金額は668,690千円で、奥村・堤・伍大特定建設工事共同企業体、代表構成員、株式会社奥村組福岡支店支店長、平野正人と工事請負契約を締結するものであります。

工事期間は約15か月を見込んでおり、工事完了予定は令和6年3月15日としております。

なお、工事期間が令和5年度にかかるため、令和5年度事業費について債務負担行為として予算計上しておりますことを申し添えます。

以上、議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（近藤末治君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」設置に関する決議

○議長（近藤末治君）

日程4. 「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」設置に関する決議を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

「オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会」設置に関する決議についての提案理由を説明いたします。

名称はオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会であり、設置の根拠は地方自治法第109条第4項及び委員会条例第6条に基づくものです。

目的は佐賀空港における陸上自衛隊オスプレイ等の配備に関する柳川市への影響についての調査研究であり、委員の定数は全員、調査期間は調査終了までであります。

提案理由について説明いたします。

11月1日、佐賀県と佐賀県有明海漁協は佐賀空港の自衛隊共用容認の確認書を交わしました。その後、11月4日、佐賀県政策部長、11日、九州防衛局長が柳川市長を訪れました。これまで停滞していた佐賀空港への陸上自衛隊オスプレイ等の配備計画は具体化に向けて急速に進展していくと予想されます。

柳川市は佐賀県と佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結しています。その合意書には、計画変更時の協議として、第4条、(1)空港用途を変更するとき、「誠意をもって協議を行うものとする。」とあり、この合意書に関する佐賀県との協議、具体的検討が必要となります。例えば、合意書に環境調査の実施として、第6条「乙（佐賀県）は、空港周辺及び柳川市域の環境保全を目的として、別表による環境調査を乙の負担により実施し、甲（柳川市）に通知するものとする。」とあり、別表、環境調査計画の項目に水質があります。ところが、九州防衛局が佐賀県有明海漁協の駐屯地予定とその周辺の支所に排水処理計画の説明を行ったところ、ノリ漁業者を中心に疑問、不安の声が多く出て、再度説明会を行わなくてはならない状況にあります。その再度の説明会も実施されないまま、自衛隊との共用容認に至りました。

その排水処理は有明海の柳川沖合のノリ漁業にもどのような影響を与えるか、非常に重大な課題となります。また、配備計画が進み、陸上自衛隊オスプレイ17機をはじめ、目達原駐屯地のヘリコプターをはじめとした自衛隊機約50機以上も配置されることになり、ILS、自動着陸誘導装置による飛行航路下にある柳川市にとって騒音も重大な課題です。

ほかにも空港の運用時間、運航コース、運用回数など、合意書に基づく具体的な協議を進めなくてはなりません。さらに、オスプレイ及びほかの自衛隊機の安全性、事故への対処等の問題もあります。佐賀県のみならず、九州防衛局に対して議会として直接の説明を求めなくてはならない場合もあります。ほかにオスプレイが配備されている基地、自衛隊基地、周辺自治体の視察、情報収集も必要です。佐賀市は防衛省に対して住民説明会を早期開催で調整中と聞きます。

柳川市議会は平成28年3月議会でオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会を設置しました。今回、10月2日に行われた市議会議員選挙において新たな議員メンバーとなり、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会を再設置する必要があります。佐賀空港の所在地である佐賀市、佐賀県も配備に関する特別委員会を設置していることは当然ですが、佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結し、環境への影響等、様々な課題

が想定される柳川市においても、柳川市民に対する安全・安心の責任を担う議会として独自に調査研究する必要があります。

以上をもって提案理由といたします。議員各位の慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○議長（近藤末治君）

提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。

初めに、反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、賛成討論される方はありませんか。

○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

16番矢ヶ部広巳でございます。オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会設置に賛成の立場で討論いたします。

九州防衛局の伊藤哲也局長は11月12日に柳川市を訪問され、金子市長へ一連の経緯を説明されました。その後の記者会見で、基本的に柳川市上空は飛ばないが、例外などは今後協議していきたいと述べられました。裏を返せば、有事等の場合は柳川市上空を飛びますよということでもあります。

一方、市長はこれから具体的な協議に入っていくと思う。市民の安全・安心を担保しないといけないと、市民生活への影響など懸念を伝えられ、さらに、有明海は一つだとして、駐屯地からの排水問題などについて福岡有明海漁連への説明要請をされました。

佐賀空港への自衛隊輸送機オスプレイ配備は、柳川市民の命と暮らしを守る大きな大きな課題を抱えております。オスプレイ問題はこれからが本番であります。これからが大切であ

ります。ノリ漁業者をはじめとする漁業者にとっては死活問題にもつながるわけであります。私たち市民から選ばれた市議会議員は、これをただじっと座って見ているわけにはいきません。宝の海有明海を守るためにも、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会を設置いたしまして、議員各位の御賛同を心からお願いし、賛成討論とします。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

ほかに討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本件について採決いたします。

本件は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成、反対が同数であります。

議長において可否同数と認めます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本決議案に対する裁決を行います。

本決議案については、議長は反対であります。よって、本決議案は否決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和4年第8回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 近藤末治

柳川市議会議員 甲木健太郎

柳川市議会議員 緒方寿光